特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

船橋市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを回避するために、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保し、特定個人情報の漏えいその他の事態を未然に防ぐため、事前分析を行い適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

個人住民税に関する事務において取り扱う全てのシステム操作者に対しては、守秘義務を課し、 事務に応じた操作権限を設定している。また、システム操作に係る履歴を保存し、操作者を特定でき るよう対策を講じている。

業務委託先事業者に対しては、業務目的以外での特定個人情報の利用の禁止を義務付ける等の制限を契約書に含める等の対策を講じている。

評価実施機関名

船橋市長

個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

公表日

令和7年8月15日

[令和7年5月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1)事務の内容
Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要
(別添2)特定個人情報ファイル記録項目
特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報		
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	個人住民税に関する事務	
	【概要】 ①地方税法(昭和25年法律第226号。以下「地方税法」という。)に基づき、納税義務者から提出された申告書情報、給与支払者・年金支払者から提出された支払報告書情報をもとに個人住民税額を算出・賦課し、収納する。 ②納税義務者からの申請に基づき、個人住民税情報から課税証明書を発行する。	
②事務の内容 ※	【賦課関連事務の流れ】 ①納税義務者・給与支払者・年金支払者・他市町村等から申告書情報・支払報告書情報を取得する。②申告書情報・支払報告書情報を電子データにして個人住民税システム(税務システム)に取り込む。③賦課に必要な情報(生活保護・障害者等)を照会し、取得する。④他市町村で課税すべき住民の資料については当該市町村へ回送する。⑤賦課情報を作成する。⑥給与特別徴収税額決定通知書、税額決定・納税通知書を作成する。⑦納税義務者・年金支払者(年金特別徴収義務者)・給与支払者(給与特別徴収義務者)に税額を通知す	
	る。 ⑧作成された賦課情報を自治体中間サーバーに登録する。 ⑨作成された賦課情報を庁内他課に移転する。 ⑩賦課情報に基づき、申請に応じて課税・非課税証明書を発行する。 ⑪収納管理システム(税務システム)に収納状況を照会する。	
③対象人数	<選択肢> (選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 30万人以上 3 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
2. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務において使用するシステム	
システム1		
①システムの名称	個人住民税システム(税務システム)	
②システムの機能	①納税者管理機能:課税権のある住民に関する情報を管理する。 ②当初資料管理機能:給与支払報告書や確定申告書等の当初賦課資料の個人特定及び管理を行う。 ③課税情報管理機能:当初賦課資料より賦課した所得・控除・税額等の情報を管理する。 ④期割情報管理機能:個人住民税額の徴収方法や納期・納期毎の税額の情報を管理する。 ⑤法養情報管理機能:当初賦課資料等から把握できる扶養関係の情報を管理する。 ⑥通知書発行機能:納税通知書や課税明細書といった通知書を発行する。 ⑦課税・非課税証明書発行機能:課税・非課税証明書を発行する。 ⑧他団体への通知機能:他市町村あてに住民登録外課税者通知書(地方税法第294条第3項に基づく通知)や、税務署連絡せんデータ(配偶者控除・扶養控除の否認に係る情報)を送付・送信する。 ⑨情報連携機能:適正な賦課のため生活保護実施関係等の情報を受領し、また他課の事務の適切な遂行のため、地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)を提供する。 ⑩証明書情報連携機能:税証明書情報をコンビニ交付システムへ連携する。	

] 情報提供ネットワークシステム

] 宛名システム等

] 住民基本台帳ネットワークシステム

[〇] 庁内連携システム

[] 税務システム

[O] その他 (宛名システム(税務システム)、収納管理システム(税務システム)、団体内統) 合宛名システム(番号連携サーバー)、コンビニ交付システム

[]既存住民基本台帳システム

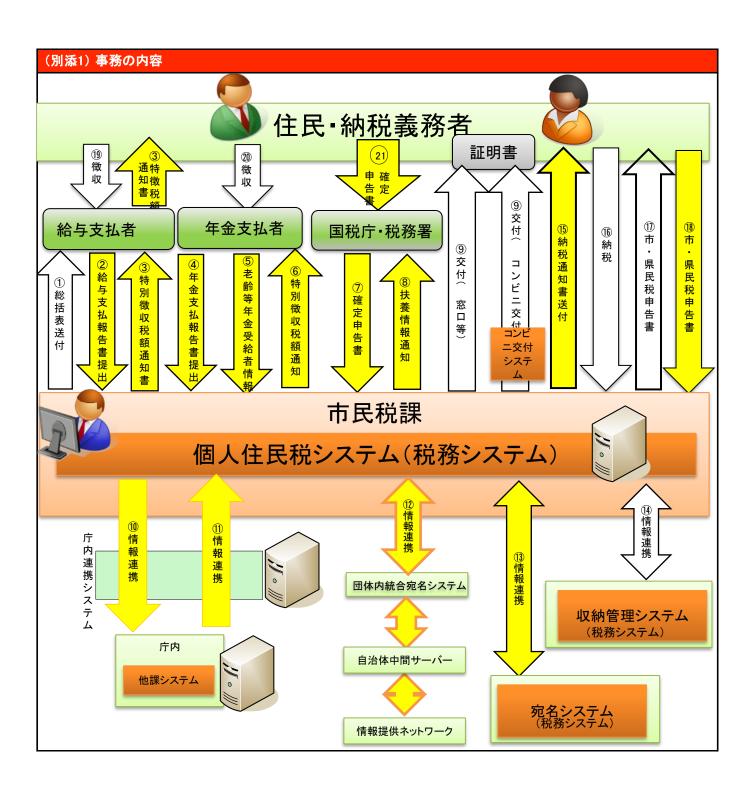
システム2~5

③他のシステムとの接続

システム2		
宛名システム(税務システム)		
①宛名照会機能 納税義務者、納税管理人等の宛名情報を確認する。 ②住基連携機能 住民記録システムの異動データを庁内連携システムを介して、宛名システム(税務システム)へ連携させる。また、住民の個人番号はこの機能により取得する。 ③住民登録外者の登録・更新機能 個人番号の紐付けや宛名の登録・修正を行う。 ④法人等の登録・更新機能 特別徴収義務者である給与支払者の名称・所在地等基本的な情報を登録・更新する。 ⑤納税管理人等送付先名義人の照会・登録・更新機能 納税管理人・相続人代表者等の照会・登録・更新を行う。 ⑥口座情報の照会・登録・更新機能 口座振替の金融機関、口座番号等を登録・更新者。。 ⑦金融機関の照会・登録・更新機能 金融機関の照会・登録・更新機能		
[]情報提供ネットワークシステム [O] 庁内連携システム		
[]住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム		
[] 宛名システム等 [] 税務システム		
個人住民税システム(税務システム)、軽自動車税システム(税務システム)、 [O]その他 (固定資産税システム(税務システム)、収納管理システム(税務システム)、団) 体内統合宛名システム(番号連携サーバー)		
収納管理システム(税務システム)		
①住民等が納付書、口座振替等で納付したデータを入手し、収納管理システムに取り込む。 ②各データごとに収納状況を照会する。 ③過誤納金が生じた場合、還付・充当通知書を出力し、住民等に文書で通知するとともに、還付金請求書を受け付けて、還付金を金融機関を通じて振り込む。 ④納期限までに完納しない住民・納税者に対して、督促状や催告書を送付する。 ⑤申請があった場合は、納税証明書を発行する。 ⑥窓口での支払いのため、納付書を再発行する。 ⑦年度末での決算に伴い、滞納繰越処理等や統計資料の作成を行う。		
[] 情報提供ネットワークシステム [〇] 庁内連携システム		
[]住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム		
[] 宛名システム等 [] 税務システム		
[O]その他 (宛名システム(税務システム)、軽自動車税システム(税務システム)、個人住) 民税システム(税務システム)、固定資産税システム(税務システム)		
システム4		
団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)		
①宛名管理機能:既存業務システムから住民登録者データ、住民登録外データを受領し、番号連携サーバー内の統合宛名データベースに反映を行う。 ②統合宛名番号の付番機能:個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。 ③符号要求機能:個人番号を特定済みの統合宛名番号を自治体中間サーバーに登録し、自治体中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。自治体中間サーバーから返却された処理通番は住基ネットゲートウエイシステムへ送信する。 ④情報提供機能:各業務で管理している提供業務情報を受領し、自治体中間サーバーへの情報提供を行う。 ⑤情報照会機能:自治体中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。		

	_	
	[]情報提供ネットワークシステム	[]庁内連携システム
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム	[〇] 既存住民基本台帳システム
③1世のノステムとの1支が	[] 宛名システム等	[〇] 税務システム
	[〇]その他 (自治体中間サーバー、住基	ネットゲートウエイシステム)
システム5		
①システムの名称	自治体中間サーバー	
②システムの機能	特定するために利用する「団体内統合宛名番号」②情報照会機能:情報提供ネットワークシステム。報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 ③情報提供機能:情報提供ネットワークシステムを(連携対象)の提供を行う機能。 ④既存システム接続機能:自治体中間サーバーとサーバー)及び既存住基システムとの間で情報照号取得のための情報等について連携するための⑤情報提供等記録管理機能:特定個人情報(連接を生成し、管理する機能。 ⑥情報提供データベース管理機能:特定個人情報でデータ送受信機能:自治体中間サーバーと情報の間で情報照会、情報提供、符号取得のための何⑧セキュリティ管理機能:セキュリティを管理するがの間で情報照会、情報提供、符号取得のための何⑧でまュリティ管理機能:自治体中間サーバーブいた各種機能や特定個人情報(連携対象)への	を介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情を介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報と既存システム、団体内統合宛名システム(番号連携景会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符機能。 携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)と 情報等について連携するための機能。 ための機能。 一を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム 番号連携サーバー)
システム6~10		
システム11~15		
システム16~20		
3. 特定個人情報ファイル名	ž	
個人住民税ファイル		
4. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う理由_	
①事務実施上の必要性	納税義務者の所得情報・控除情報を正確に把握して税を賦課・収納するため、当初賦課資料の正確な個人特定や資料把握及び障害者の資格情報や生活保護の受給情報を把握しておく必要がある。 ①番号制度により、給与報告書や申告書等の課税資料は個人番号が記載されたうえ提出される。 ②課税資料ごとにデータ化し、個人住民税システム(税務システム)に取り込む。 ③課税資料の名義人と、課税対象者(1月1日現在の住民)との突合作業をするのに個人番号をキーにすることで、より迅速・正確な突合結果が期待できる。 ④複数の課税資料がある者の課税資料データの名寄せ作業をするのに個人番号をキーにすることで、より迅速・正確な名寄せの結果が期待できる。 ⑤障害者の資格情報・生活保護の受給情報は非課税判定に利用する。 ⑥賦課データは自治体中間サーバーへアップし、情報提供ネットワークシステムを介して、他市町村・他機関で利用される。	
②実現が期待されるメリット	①事務・手続きの簡素化、添付書類の削減による・課税・非課税証明書の添付が省略できる等の市・法定調書の提出に係る事業者負担の軽減・各種申請・申告等に必要な書類省略に伴う発行②行政事務の効率化と公平な税負担の実現・効率的な突合・名寄せにより、所得の過少申告が本化・正確化する。	5民の負担軽減

5. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表の24の項	
6. 情報提供ネットワークシ	・ステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	(船橋市が照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 (船橋市が提供) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、7の項、11の項、 13の項、15の項、20の項、28の項、37の項、39の項、42の項、48の項、49の項、53の項、55の2の項、57の 項、58の項、59の項、63の項、65の項、66の項、69の項、73の項、75の項、76の項、81の項、83の項、84 の項、86の項、87の項、88の項、89の項、90の項、91の項、92の項、96の項、98の項、106の項、108の 項、112の項、115の項、124の項、125の項、129の項、130の項、132の項、137の項、138の項、140の項、 141の項、142の項、144の項、147の項、151の項、152の項、155の項、156の項、158の項、160の項、161 の項、163の項、164の項、165の項、166の項、167の項、168の項、169の項、170の項、171の項、172の 項、173の項	
7. 評価実施機関における	担当部署	
①部署	船橋市税務部市民税課、税務課	
②所属長の役職名	課長	
8. 他の評価実施機関		



(備者)



特定個人情報の流れ

特定個人情報以外の流れ

(備考)

- ①給与支払報告書の提出を促すために、給与支払者あてに総括表を作成し発送する。
- ②給与支払者から提出された給与支払報告書の管理を行う。
- ③特別徴収義務者に特別徴収税額決定通知書を送付、また特別徴収義務者を経由し、特別徴収に係る納税義務者にも通知書を送付する。
- ④年金支払者から提出された年金支払報告書の管理を行う。
- ⑤年金特別徴収の対象となりうる者の情報を受け取る。
- ⑥決定した年金特別徴収の内容で年金特別徴収依頼通知を作成する。
- ⑦納税者が税務署に提出した確定申告書を国税庁システム、地方税共同機構を経由し受領する。
- ⑧扶養是正等が発生した際に、税務署あてに扶養否認に係る情報を作成、送付する。
- ⑨申請により証明書等を交付する。コンビニ交付では、税証明(個人番号は記載しない)の交付のみであり、全て特定個人情報を含まない事務となっている。
- ⑩庁内各システムに所得情報等を提供する。
- ⑪生活保護情報、年金特別徴収関係情報等の提供を受ける。
- ⑫番号法第19条第8号に基づく主務省令に基づき、情報提供ネットワークシステムで情報を連携する。
- ③納税義務者の宛名情報を管理する。
- 個収納管理システムに賦課情報を提供し、収納状況を参照する。
- ⑤普通徴収に係る納税義務者に税額決定・納税通知書を送付する。
- 16通知した個人住民税について徴収する。
- ①納税者に対し市・県民税申告書を送付する。
- ⑱送付した申告書により納税者が市役所等にて個人住民税の申告を行う。
- ⑩給与支払者が納税者の給与から特別徴収の方法により徴収する。
- ⑩年金支払者が納税者の年金から特別徴収の方法により徴収する。 納税者が税務署にて確定申告を行う。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名

個人住民税ファイル

2. 基本情報		
①ファイルの種類	*	<選択肢> [システム用ファイル] 1)システム用ファイル] 2)その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数		<選択肢>
③対象となる本人の	節囲 ※	市内及び市外在住の課税対象者、市外在住の扶養親族
その必要	性	①番号制度により、個人番号が記載される給与報告書・申告書等の課税資料を収集して課税資料データを作成するため。 ②保有した特定個人情報により、納税通知書等を作成するため。 ③情報提供ネットワークシステムで所得・控除の情報、扶養情報を提供するため。
④記録される項目		<選択肢> □ 100項目以上 100項目以上50項目未満 2010項目以上50項目未満 □ 3050項目以上100項目未満 40100項目以上
主な記録	項目 ※	・識別情報
その妥当		・個人番号:課税対象者を正確に特定するため。 ・その他識別情報(内部番号):収納情報と突合し、対象者を正確に特定するため。 ・5情報:個人特定時の真正性確認のため。 ・5情報:個人特定時の真正性確認のため。 ・をの他住民票関係情報:課税対象者の賦課期日現在の住民票の有無、世帯情報の把握のため。 ・連絡先:対象者が特定できなかった場合の連絡先とするため。 ・国税関係情報:個人住民税課税の根拠とするため。 ・医療保険関係情報:社会保険料控除の金額の妥当性の参考とするため。 ・障害者福祉関係情報:非課税判定又は障害者控除の適用の可否を判断するため。 ・地方税関係情報:算出した個人住民税額に基づき、納税通知書・税関係証明等の作成・印刷をするため。 ・生活保護・社会福祉関係情報:非課税判定又は減免申請時の判断情報とするため。 ・生活保護・社会福祉関係情報:社会保険料控除の金額の妥当性の参考とするため。 ・介護・高齢者福祉関係情報:社会保険料控除の金額の妥当性の参考とするため。 ・全関係情報:公的年金等に係る雑所得金額を把握するため及び年金特別徴収を行うかの判定や年金特別徴収額を算出するため。 【公金受取口座情報】過誤納金還付業務に必要
全ての記	録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日		平成27年10月13日
⑥事務担当部署		船橋市税務部市民税課、税務課

3. 特定個人情報の入手・使用			
		[〇] 本人又は本人の代理人	
①入手元 ※		[O] 評価実施機関内の他部署 (戸籍住民課、生活支援課、国保年金課、介護保険課、)	
		[〇]行政機関・独立行政法人等 (国税庁、日本年金機構、デジタル庁)	
①八十九 🛠		[O]地方公共団体·地方独立行政法人 (市町村)	
		[〇] 民間事業者 (給与支払者、年金支払者(日本年金機構を除く))	
		[]その他 ()	
		[O]紙 [O]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ	
②入手方法		[]電子メール []専用線 [〇] 庁内連携システム	
		[○] 情報提供ネットワークシステム	
		[O] その他 (地方税ポータルシステム (eLTAX))	
		○提出者につき年1回(1月~4月頃) ※国税庁からは1月~4月頃に随時提供を受ける ・給与支払報告書 ・公的年金等支払報告書 ・確定申告書 ・市民税・県民税申告書 ・申告特例通知書 ・住民登録外課税通知 ・法定調書	
③入手の時期・	頻度	〇未提出であったものや修正があるものについて随時	
		〇生活保護情報は1月頃(年2回)	
		〇障害者情報は3月頃(年1回)	
		〇定期的に入手する事務 年金特別徴収に関する事務 年複数回	
		〇国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険の各保険料納付情報 年1回	
		〇デジタル庁より、公金受取口座の情報を入手(随時)	
④入手に係る妥当性		賦課決定を行うにあたり、本人等からの申告資料をもとに実施するため、該当資料を入手する必要がある。その後に入手した資料や庁内連携をもとに、資料の正確性を判断し、賦課決定を行う。	
⑤本人への明示		地方税法第20条の11、第24条の5、第45条の2~第45条の3の3、第295条、第317条の2~第317条の3 の3に規定がある。	
⑥使用目的 ※		正確な賦課決定を行うための資料や情報の管理 ①課税資料の名義人と課税対象者を迅速・正確に突合するため ②複数の課税資料がある者の課税資料を迅速・正確に名寄せするため	
変更	の妥当性		
⑦使用の主体	使用部署	市民税課、税務課、船橋駅前総合窓口センター、二宮出張所、芝山出張所、高根台出張所、習志野台出張所、二和出張所、豊富出張所、西船橋出張所、津田沼連絡所、三山連絡所、小室連絡所、法典連絡所、本中山連絡所	
J 23.11.1	使用者数	<選択肢> [100人以上500人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 [100人以上500人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	

⑧使用方法 ※		1. 賦課決定に関する事務 ・提出された資料を個人特定し、対象者毎に資料を統合する。 ・記載された所得・控除等情報から住民税額を算出し、当年度の賦課決定を行う。 ・生活保護対象者である場合には、必要に応じて非課税判定を行う。 ・障害者である場合には、必要に応じて非課税判定を行う。 2. 扶養調査に関する事務 ・提出された資料に記載されている扶養者の情報をもとに、重複扶養や誤った扶養控除申請がないかの調査を行う。 ・未申告の対象かどうかの判断において、他対象者に扶養されているかどうかの確認を行う。 3. 徴収方法判断に関する事務 ・給与支払報告書の提出有無や確定申告書の記載内容をもとに、賦課決定した住民税の徴収方法を判断する。 ・前年の賦課状況を参照し、必要に応じて当年度の徴収方法の変更を実施する。
	情報の突合 ※	①住民異動により変更された特定個人情報については、庁内連携システム(連携サーバー)を介し、個人住民税ファイルと宛名番号で突合、更新する。 ②本人又は代理人提出の申告書等又は他行政機関等から入手する申告書等の内容と、本市で登録されている宛名情報を突合し氏名、住所を確認する。 ③減免申請書の減免理由と、情報提供ネットワークシステム等により参照した生活保護情報又は障害者情報を突合し、減免申請内容を確認する。
	情報の統計分析 ※	資料の提出の有無や人数等の集計・分析は実施するが、個人を特定する情報の統計や分析は行わない。
	権利利益に影響を 与え得る決定 ※	・賦課決定、更正決定、減免決定
9使用	開始日	平成28年1月4日
4. 特	定個人情報ファイルの	
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1)委託する 2)委託しない (4)件
委託马	事項1	個人住民税システム(税務システム)運用保守業務
①委託	内容	個人住民税システム(税務システム)の運用保守
	いを委託する特定個ファイルの範囲	<選択肢> (選択肢> 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	市内及び市外在住の課税対象者、市外在住の扶養親族
	その妥当性	個人住民税システム(税務システム)の運用支援と改修に関わる業務において、バックアップデータの作成及び帳票の大量印刷等の処理を行うにあたり、すべての個人住民税ファイルを取り扱う必要があるため
③委託先における取扱者数		<選択肢>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他 (庁内又は保守拠点からの保守用端末)
⑤委託先名の確認方法		
⑤委託	先名の確認方法	市民等から委託先名の問い合わせがあった場合は、回答する。船橋市情報公開条例に基づく契約書の 開示請求により確認することもできる。
⑤委託⑥委託		

再委託	8再委託の許諾方法	再委託をしようとする場合の判断基準として、あらかじめ市に対して再委託する業務内容、再委託する 理由、再委託先事業者名及び個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管 理のために講じる措置を記載した書面を委託先に提出させ、市の許諾を得なければならないものとして いる。
	9再委託事項	個人住民税システム(税務システム)の運用保守の一部を再委託する。
委託		
委託	事項2	給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書印刷委託
①委言	托内容	税額決定通知書の印刷・封入作業の代行
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> 「特定個人情報ファイルの一部] 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	個人住民税賦課対象者(給与からの特別徴収対象者)
	その妥当性	税額決定通知書の印刷は特別徴収に係る納税義務者を対象としているため、委託先に提供する必要が ある。
③委言	託先における取扱者数	<選択肢>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [O] その他 (大容量ファイル転送システム)
⑤委託先名の確認方法		市民等から委託先名の問い合わせがあった場合は、回答する。船橋市情報公開条例に基づく契約書の 開示請求により確認することもできる。
⑥委 言	託先名	TOPPANエッジ株式会社
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない
再 委 託	⑧再委託の許諾方法	再委託をしようとする場合の判断基準として、あらかじめ市に対して再委託する業務内容、再委託する 理由、再委託先事業者名及び個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管 理のために講じる措置を記載した書面を委託先に提出させ、市の許諾を得なければならないものとして いる。
	9再委託事項	税額決定通知書の印刷、封入の一部を再委託する。
委託	事項3	市民税・県民税税額決定・納税通知書印刷委託(普通徴収又は年金からの特別徴収が対象)
①委詞	托内容	税額決定・納税通知書の印刷・封入作業の代行
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> [特定個人情報ファイルの一部] 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	個人住民税賦課対象者(普通徴収対象者又は年金からの特別徴収対象者)
	その妥当性	税額決定・納税通知書の印刷は税額発生の普通徴収又は年金からの特別徴収に係る納税義務者を対象としているため、委託先に提供する必要がある。
3委	託先における取扱者数	<選択肢>

④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
		[]フラッシュメモリ []紙	
		[〇] その他 (大容量ファイル転送システム	
⑤委託先名の確認方法		市民等から委託先名の問い合わせがあった場合は、回答する。船橋市情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認することもできる。	
⑥委 詞	托先名	TOPPANエッジ株式会社	
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない	
再委託	⑧再委託の許諾方法	再委託をしようとする場合の判断基準として、あらかじめ市に対して再委託する業務内容、再委託する 理由、再委託先事業者名及び個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管 理のために講じる措置を記載した書面を委託先に提出させ、市の許諾を得なければならないものとして いる。	
	9再委託事項	税額決定・納税通知書の印刷、封入の一部を再委託する。	
委託	事項4	課税資料データエントリー業務委託	
①委託内容		書面で提出された課税資料(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、市・県民税申告書等)を専任のオペレータが専用の機器を使用し、データを入力する。データ入力後、本市のデータ形式に加工し、納品する。	
	吸いを委託する特定個 ファイルの範囲 	<選択肢> (選択肢> 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部 2)特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の 範囲 ※	賦課期日(1月1日)時点で住民登録外者を含む本市に住所を有する個人のうち、書面による課税資料 が提出された者	
	その妥当性	書面により提出される課税資料の件数が大量であるが、個人住民税の賦課・徴収に係る業務の執行上、短期間で大量の課税資料をデータ入力する必要があるため	
③委託先における取扱者数		<選択肢>	
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [〇] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [〇] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		市民等から委託先名の問い合わせがあった場合は、回答する。船橋市情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認することもできる。	
⑥委託先名		シティコンピュータ株式会社	
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない	
再委託	⑧再委託の許諾方法	再委託をしようとする場合の判断基準として、あらかじめ市に対して再委託する業務内容、再委託する 理由、再委託先事業者名及び個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管 理のために講じる措置を記載した書面を委託先に提出させ、市の許諾を得なければならないものとして いる。	
	⑨再委託事項	課税資料のデータエントリーの一部を再委託する。	
委託	事項6~10		
委託	事項11~15		
委託	委託事項16~20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
担供・投転の右無	[〇] 提供を行っている (80) 件 [〇] 移転を行っている (55) 件		
│提供・移転の有無 │	[] 行っていない		
提供先1	番号法第19条第8号に基づく主務省令に定める情報照会者(別紙2参照)		
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令		
②提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令に定める事務(別紙2参照)		
③提供する情報	地方税関係情報		
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>		
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	地方税に関する特定個人情報の連携対象者の範囲		
	[〇] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線		
○ +□ #+ : +	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)		
⑥提供方法 	[] フラッシュメモリ [] 紙		
	[]その他 ()		
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度		
提供先2~5			
提供先2	納税義務者		
①法令上の根拠	番号法第19条第1号		
②提供先における用途	納税義務者自身の個人住民税額を把握し、納税する。		
③提供する情報	地方税関係情報、個人番号、氏名、住所		
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲			
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線		
	[]電子メール [〇]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)		
⑥提供方法 	[]フラッシュメモリ [〇]紙		
	[○]その他 (地方税ポータルシステム(eLTAX)		
⑦時期·頻度	年1回(特別徴収に係る納税義務者は5月、普通徴収・年金特別徴収に係る納税義務者は6月)、毎月1回(随時)		
提供先3	給与支払者(特別徴収義務者)		
①法令上の根拠	番号法第19条第1号		
②提供先における用途	給与所得等に係る個人住民税特別徴収税額を給与支払者(特別徴収義務者)が把握する。		
③提供する情報	給与特別徴収税額情報、個人番号、氏名、住所		
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		

⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	給与特別徴収対象者
⑥提供方法	[]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 (地方税ポータルシステム(eLTAX)
⑦時期·頻度	年1回(5月)、毎月1回(随時)
提供先4	日本年金機構その他の年金支払者(特別徴収義務者)
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	年金特別徴収税額を把握する。
③提供する情報	年金特別徵収情報(税額·依頼情報·天引結果情報·中止情報)、個人番号、氏名、住所、性別、生年月 日
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	年金特別徴収の対象者となる年金受給者
⑥提供方法	[]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] [] [] [] (地方税ポータルシステム(eLTAX)
⑦時期·頻度	毎月1回及び定期
提供先5	国税庁長官
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
	適正な所得税を課税するため、配偶者控除・扶養控除の否認に係る情報その他国税に関し参考となる
②提供先における用途	べき情報を把握する。
②提供先における用途 ③提供する情報	へき情報を把握する。 番号法第19条第10号に規定する国税に関し参考となるべき地方税関係情報、個人番号、氏名、住所、 性別、生年月日
	番号法第19条第10号に規定する国税に関し参考となるべき地方税関係情報、個人番号、氏名、住所、性別、生年月日 <選択肢> 1) 1万人未満
③提供する情報 ④提供する情報の対象となる	番号法第19条第10号に規定する国税に関し参考となるべき地方税関係情報、個人番号、氏名、住所、性別、生年月日 - 〈選択肢〉 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	番号法第19条第10号に規定する国税に関し参考となるべき地方税関係情報、個人番号、氏名、住所、性別、生年月日 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	番号法第19条第10号に規定する国税に関し参考となるべき地方税関係情報、個人番号、氏名、住所、性別、生年月日 - 《選択肢》 - () 1万人未満 - () 10万人以上100万人未満 - () 10万人以上100万人未満 - () 10万人以上100万人未満 - () 100万人以上100万人未満 - () 100万人以上1000万人未満 - () 100万人以上1000万人未満 - () 100万人以上 - () 100万人未満 - () 100万人以上 - () 100万人未満 - () 100万人以上 - () 100万人以上 - () 100万人以上 - () 100万人以上 - () 100万人未満 - ()
③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲 ⑥提供方法	番号法第19条第10号に規定する国税に関し参考となるべき地方税関係情報、個人番号、氏名、住所、性別、生年月日 - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 ()00万人以上 ()00万人未満 ()00万人以上 ()00万人以上 ()00万人以上 ()00万人以上 ()00万人未满 ()00万人以上 ()00万人以上 ()00万人未满 ()00万人以上 ()00万人以上 ()00万人未满 ()00万人以上 ()00万人以上 ()00万人未满 ()00万人以上 ()00万人未满 ()00万人以上 ()00万人未满 ()00万人以上 ()00万人
③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲 ⑥提供方法 ⑦時期・頻度	番号法第19条第10号に規定する国税に関し参考となるべき地方税関係情報、個人番号、氏名、住所、性別、生年月日 - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 ()00万人以上 ()00万人未満 ()00万人以上 ()00万人以上 ()00万人以上 ()00万人以上 ()00万人未满 ()00万人以上 ()00万人以上 ()00万人未满 ()00万人以上 ()00万人以上 ()00万人未满 ()00万人以上 ()00万人以上 ()00万人未满 ()00万人以上 ()00万人未满 ()00万人以上 ()00万人未满 ()00万人以上 ()00万人

②提供先における用途	箇正な都道府県税を課税するため、参考となるべき情報を把握する。			
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第10号の地方税条項で定めるもの、個人番号、氏名、住所、性別、生年月日			
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上			
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	納税義務者、その控除対象配偶者・扶養親族			
⑥提供方法	[]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ [〇]紙 []その他 ())			
⑦時期·頻度	毎月1回(随時)			
提供先7	市町村長			
①法令上の根拠	番号法第19条第10号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施 行令(平成26年政令第155号)第21条			
②提供先における用途	市町村が個人住民税の課税を適切に行うため(住民登録外者の二重課税防止)			
③提供する情報	地方税関係情報、個人番号、氏名、住所、生年月日、性別			
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上			
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	納税義務者、その控除対象配偶者・扶養親族			
⑥提供方法	[]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 (地方税ポータルシステム(eLTAX)			
⑦時期·頻度	随時			
提供先11~15				
提供先16~20				
移転先1	別紙4のとおり			
①法令上の根拠	別紙4のとおり			
②移転先における用途	別紙4のとおり			
③移転する情報	別紙4のとおり			
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上			
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	別紙4のとおり			

		[〇] 庁内連携システム	[]	専用線	
@15+ - -\-\		[]電子メール	[O]	電子記録媒体(フラッシュメ	モリを除く。)
⑥移転方法		[] フラッシュメモリ	[]	紙	
		[]その他 ()
⑦時期·頻度		別紙4のとおり			
移転先2~5					
移転先6~10					
移転先11~15					
移転先16~20					
6. 特定個人情	報の保管・済	消去			
①保管場所 ※		く船橋市における措置>・データに関係では、、・データに関係では、では、、・データに関係してでは、、・ででは、このでは、このでは、、・ででは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、こ	入退室管理を行ってい ABP支払報告等、公的 関係者以外立ち入りの 設定管理を行って不 関係で理を行っても ないないでする を対しては、ないででででは、 ないでででででででいるです。 では、は、ないででででででででいるです。 では、ないででででででいるできる。 では、ないででででででできる。 では、ないでではないでできる。 では、ないでではないででいる。 では、ないでではないでできる。 では、ないでではないでは、ないででは、ないででは、ないででは、ないでは、ないでは	る。 内年金等支払報告書等のデータベースに保 のできない執務室での取扱い でのできない執務室での取扱い でのできない執務室での取扱い でのできない執務室での取扱い でのできないものできる。 では、設置し、設置場所のセキュリティ では、設置場所のセキュリティ に登録されたクラウドサービー にできる。 では、といるに保	ータの授受に利用に限られており、まとの管理並びに限られており、ままるの管理並びには関係(ISMAP) キュリティ対策はク次を満たしている。本中間サーバーのイ対策はクラウド事ス事業者であり、セ
②保管期間	期間	[6年以上10年未満]	<選択肢> 1)1年未満 4)3年 7)6年以上10年未満 10)定められていなし	5)4年 6 8)10年以上20年未満 9	i)2年 i)5年 i)20年以上
	その妥当性	・地方税法上、最長の更正期限がの記録を保持する必要がある。	法定納期限の翌日から	57年間であるため、この期間	艮に対応して過去

<船橋市における措置>

①保存年限の過ぎた特定個人情報については、システム上一括して削除処理を実施する。 ②紙媒体で保有する特定個人情報については、焼却処分をする。

<自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、自治体中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。

②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。

さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実 にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。

③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。

<ガバメントクラウドにおける措置>

①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。

②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの 復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実に データを消去する。

③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。

7. 備考

③消去方法

(別紙2 令和7年8月15日現在) 番号法第19条第8号に基づく主務省令の規定による特定個人情報の提供に係る提供先、法令上の根拠、提供先における用途及び提 供する情報

No.	提供先	法令上の根拠 (番号法第19条 第8号に基づく 主務省令第2条 の表の項)	提供先における用途 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲 げられている事務)	提供する情報(特定個人情報) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表に掲げられている特定個人情報)
1	厚生労働大臣	1	健康保険法(大正十一年法律第七十号)第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うことされた健康保険法に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって次条で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
2	全国健康保険協会 2 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であて第四条で定めるもの		地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの	
3	健康保険組合	3	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
4	総務大臣又は都道府県 知事	4	恩給法(対象十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。第6条において同じ。)による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって第六条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
5			地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの	
6	全国健康保険協会	7	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号。以下この条及び第九条において「平成十九年法律第三十号」という。)附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第九条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
7	都道府県知事	11	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による 養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又 は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは 特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務で あって第十三条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
8	都道府県知事	13	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に 関する事務であって第十五条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
9	市町村長	15	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十七条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
10	都道府県知事又は市町 村長	20	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に 関する事務であって第二十二条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
11	市町村長	28	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する 事務であって第三十条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
12	市町村長	37	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する 事務であって第三十九条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
13	都道府県知事	39	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院 措置又は費用の徴収に関する事務であって第四十一条 で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの

No.	提供先	法令上の根拠 (番号法第19条 第8号に基づく 主務省令第2条 の表の項)	提供先における用途 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲 げられている事務)	提供する情報(特定個人情報) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表に掲げられている特定個人情報)
14	都道府県知事等	42	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の 徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
15	市町村長	48	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
16	都道府県知事	49	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法 律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務 であって第五十一条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
17	公営住宅法(昭和二十 六年法律第百九十三 号)第二条第十六号に 規定する事業主体であ る都道府県知事又は市 町村長	53	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。第五十五条において同じ。)の管理に関する事務であって同条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
18	法務大臣	55 0 2	出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)による外国人の在留資格に係る許可に関する事務であって第五十七条の二で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
19	日本私立学校振興·共 済事業団	57	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である 給付の支給に関する事務であって第五十九条で定める もの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
20	厚生労働大臣又は共済 組合等	58	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金 の支給に関する事務であって第六十条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
21	文部科学大臣又は都道 府県教育委員会	59	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第六十一条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
22	都道府県教育委員会又 は市町村教育委員会	63	学校保健安全法による医療に要する費用についての援 助に関する事務であって第六十五条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
23	国家公務員共済組合	65	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する 事務であって第六十七条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
24	国家公務員共済組合連 合会	66	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の 長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十 九号)による年金である給付の支給に関する事務であっ て第六十八条で定めるもの	
25	市町村長又は国民健康 保険組合	69	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の 徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
26	厚生労働大臣	73	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第七十五条で定めるもの	

No.	提供先	法令上の根拠 (番号法第19条 第8号に基づく 主務省令第2条 の表の項)		提供する情報(特定個人情報) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表に掲げられている特定個人情報)
27	市町村長	75	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する 事務であって第七十七条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
28	住宅地区改良法(昭和 三十五年法律第八十四 号)第二条第二項に規 定する施行者である都 道府県知事又は市町村 長	76	住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に 規定する改良住宅をいう。第七十八条において同じ。) の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又 は収入超過者に対する措置に関する事務であって同条 で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
29	都道府県知事等	81	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事 務であって第八十三条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
30	地方公務員共済組合	83		地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
	地方公務員共済組合又 は全国市町村職員共済 組合連合会	84	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)による年金である給付の支給に関する事務であって第八十六条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
32	市町村長	86	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による 福祉の措置に関する事務であって第八十八条で定める もの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
33	市町村長	87		地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
34	都道府県知事	88	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の 免除又は資金の貸付けに関する事務であって第九十条 で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
35	都道府県知事又は市町 村長	89		地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
36	都道府県知事等	90		地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
37	厚生労働大臣又は都道 府県知事	91	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児 童扶養手当の支給に関する事務であって第九十三条で 定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
38	都道府県知事等	92	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって第九十四条で定めるもの	
39	市町村長	96		地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
40	厚生労働大臣又は都道 府県知事	98	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定 及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給 付金の支給に関する事務であって第百条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの

No.	提供先	法令上の根拠 (番号法第19条 第8号に基づく 主務省令第2条 の表の項)	提供先における用途 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲 げられている事務)	提供する情報(特定個人情報) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表に掲げられている特定個人情報)
41	厚生労働大臣	112	雇用保険法による育児休業等給付の支給に関する事務 であって第百十四条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
42	市町村長(児童手当法 第十七条第一項の表の 下欄に掲げる者を含 む。)	106	児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に 関する事務であって第百八条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
43	市町村長	108	災害用慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律 第八十二号)による災害用慰金若しくは災害障害見舞 金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務で あって第百十条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
44	後期高齢者医療広域連 合	115	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって 第百十七条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
45	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 (平成五年法律第五十二号)第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	124	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって第百二十六条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
46	都道府県知事等	125	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国 した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に 関する法律による支援給付の支給に関する事務であっ て第百二十七条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
47	厚生労働大臣	129	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。以下「平成八年法律第八十二号」という。) 附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百三十一条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
48	平成八年法律第八十二 号附則第三十二条第二 項に規定する存続組合 又は平成八年法律第八 十二号附則第四十八条 第一項に規定する指定 基金	130	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又 は年金である給付の支給に関する事務であって第百三 十二条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
49	市町村長	132	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第百三十四条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
	都道府県知事又は保健 所を設置する市(特別区 を含む。)の長	137	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)による費用の負担 又は療養費の支給に関する事務であって第百三十九条 で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
51	厚生労働大臣	138	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百四十条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの

No.	提供先	法令上の根拠 (番号法第19条 第8号に基づく 主務省令第2条 の表の項)	(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲 げられている事務)	提供する情報(特定個人情報) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表に掲げられている特定個人情報)
52	独立行政法人農業者年金基金	140	独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第百二十七号)による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年農業者年金改正法」という。)による改正前の農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号。第百四十二条において「平成十三年改正前農業者年金基金法」という。)若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第二十一号)による改正前の農業者年金基金法(第百四十二条において「平成二年改正前農業者年金基金法」という。)による給付の支給に関する事務であって第百四十二条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
53	独立行政法人日本学生 支援機構	141	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律 第九十四号)による学資の貸与及び支給に関する事務 であって第百四十三条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
54	厚生労働大臣	142	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する 法律による特別障害給付金の支給に関する事務であっ て第百四十四条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
55	都道府県知事又は市町 村長	144	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する ための法律による自立支援給付の支給又は地域生活 支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で 定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
56	総務大臣	147	国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第一号)又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)による年金である給付の支給に関する事務であって第百四十九条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
57	文部科学大臣、都道府 県知事又は都道府県教 育委員会	151	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)による就学支援金の支給に関する事務であって第百五十三条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
58	厚生労働大臣	152	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に 関する法律(平成二十三年法律第四十七号)による職 業訓練受講給付金の支給に関する事務であって第百五 十四条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
59	市町村長	155	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
60	厚生労働大臣	156	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金 生活者支援給付金の支給に関する事務であって第百五 十八条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
61	都道府県知事	158	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医 療費の支給に関する事務であって第百六十条で定める もの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの

No.	提供先	法令上の根拠 (番号法第19条 第8号に基づく 主務省令第2条 の表の項)	提供先における用途 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲 げられている事務)	提供する情報(特定個人情報) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表に掲げられている特定個人情報)
62	公的給付の実に対して、	160	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預 貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の 支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する 事務であって第百六十二条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
63	都道府県知事等	161	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知。以下「昭和二十九年社発第三百八十二号通知」という。)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって第百六十三条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
64	地域優良賃貸住宅三 会員賃貸住宅三 会員賃貸住宅三 会員では 会員では 会員では 会員では 会員では 会員で 会員で 会 会員で 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会	163	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住 宅の管理に関する事務であって第百六十五条で定める もの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
65	都道府県知事	164	「特定感染症検査等事業について」(平成十四年三月二十七日付け健発第〇三二七〇一二号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって第百六十六条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
66	都道府県知事	165	「感染症対策特別促進事業について」(平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三一〇〇一号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって第百六十七条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
67	都道府県知事	166	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成三十年六月二十七日付け健発〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって第百六十八条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
68	文部科学大臣	167	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援 事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成二十 六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校 等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百六 十九条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
69	都道府県知事又は都道 府県教育委員会	168	高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百七十条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
70	都道府県知事又は都道 府県教育委員会	169	高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第百七十一条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの

No.	提供先	法令上の根拠 (番号法第19条 第8号に基づく 主務省令第2条 の表の項)	提供先における用途 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲 げられている事務)	提供する情報(特定個人情報) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表に掲げられている特定個人情報)
71	都道府県知事又は都道 府県教育委員会	170	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第百七十二条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
72	文部科学大臣	171	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援 事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱 (令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高 等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であっ て第百七十三条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
73	都道府県知事又は都道 府県教育委員会	172	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第百七十四条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
74	都道府県知事	173	「特定疾患治療研究事業について」(昭和四十八年四月 十七日付け衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長 通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定 疾患治療研究事業の実施に関する事務であって第百七 十五条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの

(別紙4	(別紙4 令和7年8月15日現在)個人住民税ファイルに係る移転先							
項番	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象とな る本人の数	⑤移転する情報の対象 となる本人の範囲	⑦時期・ 頻度	
1	保健総務課	・番号法第9条第2項 ・船橋市行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律に基づ く個人番号の利用に関する条例(平成27年船 橋市条例第55条。以下「船橋市番号利用条 例」という。)第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表13の項		地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	年次	
2	療育支援課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表15の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表15の項 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十七条で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 庁内連携システムがある対象者	照会を受 けたら都 度	
3	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表15の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表15の項 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十七条で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者 庁内連携システム	月次	
2.	地域保健課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表20の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表20の項 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の 徴収に関する事務であって第二十二条で定め るもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 電子記録媒体	照会を受けたら都度	
Ę	こども家庭支援課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表20の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表20の項 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第二十二条で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者 庁内連携システム	日次	
(保育入園課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表20の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表20の項 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第二十二条で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者 庁内連携システム	月次	
7	健康づくり課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表28の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表28の項 予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第三十条で定めるもの	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者 庁内連携システム	年次	
8	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表37の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表37の項 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、 障害者支援施設等への入所等の措置又は費用 の徴収に関する事務であって第三十九条で定 めるもの	地方税関係情報	1万人以上10万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者 庁内連携システム	月次	
Ç	生活支援課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表42の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの	地方税関係情報	1万人以上10万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者 庁内連携システム	年次	
10	住宅政策課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表53の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表53の項 公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。第五十五条において同じ。)の管理に関する事務であって同条で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者 庁内連携システム	年次	
11	国保年金課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表69の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表69の項 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者 庁内連携システム	日次	
12	国保年金課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表73の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表73の項 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第七十五条で定めるもの	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者 庁内連携システム	日次	
13	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表75の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表75の項 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、 障害者支援施設等への入所等の措置又は費用 の徴収に関する事務であって第七十七条で定 めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 庁内連携システム	月次	

項番	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象とな る本人の数	⑤移転する情報の対象 となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・ 頻度
14	子育で給付課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表81の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81の項 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三条で定めるもの	地方税関係情報	1万人以上10万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	日次
15	高齢者福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表86の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表86の項 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置に関する事務であって第八十八条で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	電子記録媒体	月次
16	高齢者福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表87の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表87の項 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	電子記録媒体	月次
17	こども家庭支援課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表88の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表88の項 母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって第九十条で定めるもの	: 地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	日次
18	こども家庭支援課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表89の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表89の項 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって第九十一条で定めるもの	地士	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	日次
19	こども家庭支援課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表90の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表90の項 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第九十二条で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	日次
20	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表91の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表91の項 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第九十三条で定めるもの		1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	月次
21	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表92の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表92の項特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって第九十四条で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	月次
22	地域保健課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表96の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表96の項 母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第九十八条で定めるもの	地卡拉思核棒報	1万人以上10万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	電子記録媒体	照会を受 けたら都 度
23	子育て給付課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表106の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106の項 児童手当法による児童手当又は旧特例給付の 支給に関する事務であって第百八条で定める もの	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	日次
24	職員課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表106の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106の項 児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であって第百八条で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	月次
25	地域福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表108の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表108の項 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第百十条で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	照会を受 けたら都 度
26	国保年金課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表115の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表115の項 高齢者の医療の確保に関する法律による後期 高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関 する事務であって第百十七条で定めるもの	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	日次
27	生活支援課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表125の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表125の項 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第百二十七条で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	年次
28	介護保険課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表132の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表132の項 介護保険法による保険給付の支給、地域支援 事業の実施又は保険料の徴収に関する事務で あって第百三十四条で定めるもの	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	日次
29	健康危機対策課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表137の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表137の項 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第百三十九条で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	年次
30	国保年金課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表142の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表142の項 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって第百四十四条で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	日次

項番	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象とな る本人の数	⑤移転する情報の対象 となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・ 頻度
31	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表144の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給 又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	月次
32	地域保健課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表144の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給 又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	電子記録媒体	照会を受 けたら都 度
33	保育入園課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表155の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で定めるもの	地方税関係情報	1万人以上10万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	月次
34	学務課(市長部局補助執行)	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表155の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	日次
38	国保年金課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表156の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表156の項 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって第百五十八条で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	日次
36	保健総務課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表158の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表158の項 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第百六十条で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	年次
37	子育で給付課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表160の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第百六十二条で定めるもの	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	日次
38	地域福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表160の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第百六十二条で定めるもの	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	照会を受 けたら都 度
39	生活支援課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表161の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表161の項 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知。以下「昭和二十九年社発第三百八十二号通知」という。)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって第百六十三条で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	年次
40	療育支援課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表そ の2の3の項	船橋市番号利用条例別表その2の3の項 児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の 支給に関する事務であって規則で定めるもの		1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	照会を受 けたら都 度
41	保育入園課	・番号法第9条第2項・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表その2の3の2の項	船橋市番号利用条例別表その2の3の2の項 児童福祉法による保育所における保育の実施 又は措置に関する事務であって規則で定める もの	地方税関係情報	1万人以上10万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	月次
42	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表そ の2の5の項	船橋市番号利用条例別表その2の5の項 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、 障害者支援施設等への入所等の措置又は費用 の徴収に関する事務であって規則で定めるも の		1万人以上10万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	月次
43	国保年金課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表そ の2の9の項	船橋市番号利用条例別表その2の9の項 国民健康保険法による保険給付の支給又は保 険料の徴収に関する事務であって規則で定め るもの	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	日次
44	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表そ の2の10の項	船橋市番号利用条例別表その2の10の項 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に よる障害福祉サービス、障害者支援施設等へ の入所等の措置又は費用の徴収に関する事務 であって規則で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	月次
48	児童相談所開設準備課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表そ の2の14の2の項	船橋市番号利用条例別表その2の14の2の項 母子保健法によるこども家庭センターの事業 の実施に関する事務であって規則で定めるも の	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	照会を受 けたら都 度
46	介護保険課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表そ の2の16の項	船橋市番号利用条例別表その2の16の項 介護保険法による保険給付の支給、地域支援 事業の実施又は保険料の徴収に関する事務で あって規則で定めるもの	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	日次
47	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表そ の2の17の項	船橋市番号利用条例別表その2の17の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律による自立支援給付の支給 又は地域生活支援事業の実施に関する事務で あって規則で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	月次

項番	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象とな る本人の数	⑤移転する情報の対象 となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・ 頻度
48	保健総務課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表そ の2の19の項	船橋市番号利用条例別表その2の19の項 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって規 則で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	年次
49	子育て給付課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第2項及び別表そ の1の2の項	船橋市番号利用条例別表その1の2の項 遺児手当の支給に関する事務であって規則で 定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	日次
50	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第2項及び別表そ の1の3の項	船橋市番号利用条例別表その1の3の項 重度心身障害者医療費の助成に関する事務で あって規則で定めるもの	地方税関係情報	1万人以上10万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	月次
51	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第2項及び別表そ の1の6の項	船橋市番号利用条例別表その1の6の項 補装具利用者負担額補助金の交付に関する事 務であって規則で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	月次
52	子育て給付課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第2項及び別表そ の1の7の項	船橋市番号利用条例別表その1の7の項 ひとり親家庭等医療費の助成に関する事務で あって規則で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	日次
53	子育で給付課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第2項及び別表そ の1の8の項	船橋市番号利用条例別表その1の8の項 子ども医療費の助成に関する事務であって規 則で定めるもの	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	日次
54	保健総務課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第2項及び別表そ の1の9の項	船橋市番号利用条例別表その1の9の項 小児指定疾病医療費の助成に関する事務で あって規則で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	年次
55	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第2項及び別表そ の1の10の項	船橋市番号利用条例別表その1の10の項 グループホーム等の家賃の補助に関する事務 であって規則で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	月次

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<要配慮個人情報を含む>【個人住民税情報】

- 1. 当初資料ファイル
 - 給与支払報告書
 - 宛名番号
 - ・バッチ連番
 - · 合算区分
 - 指定番号 ・パンチ氏名カナ
 - 給与収入一般
 - 給与所得

 - 源泉徴収税額内未納
 ・源泉徴収税額内未納
 ・源泉徴収税額計算値
 ・配偶者(特別)控除

 - ・扶養_同居老親
 ・扶養_老人合計

 ・扶養_障害(特別同居)
 ・扶養_障害(特別合計)

 ・控除_小規模企業共済等掛金
 ・控除_社会保険料

 ・控除_損害保険料
 ・控除_仕宅取得特別

 ・前職分給与
 ・配傳引(村別) 控除

 - 前職分給与
 - ·損害保険_長期支払額
 - 乙欄区分
 - ・本人__老年者
 - ・本人__勤労学生
 - 外国人
 - 算入強制区分
 - 併徵先判定区分
 - 作成日
 - 更新職員宛名番号
 - ・転送区分
 - 年調区分
 - 住宅居住開始年月日2
 - 住宅借入区分1
 - ・エラー詳細コード
 - ·新生命保険__支払額
 - 租税条約区分
 - · 特定取得区分 1 ・非居住者である親族の数
 - パンチイメージ番号
 - ・本人_ひとり親
 - · 年金支払報告書

 - ・バッチ連番
 - · 合算区分
 - ・指定番号
 - 年金収入
 - 源泉徴収税額内未納
 - ・配偶者所得
 - 源泉控対配あり(老人)

 - ·本人_老年者 ·本人_勤労学生
 - ·扶養_老人合計 扶養_障害(特別合計)
 - 質入強制区分
 - ・警告エラー無視サイン
 - 作成日
 - 更新職員宛名番号
 - 転送先コード
 - ・エラー詳細コード
 - ・パンチイメージ番号
 - 確定申告書、住民税申告書
 - 宛名番号
 - ・バッチ連番
 - 合算区分
 - ・ 指定番号・パンチ生年月日
 - 務署連絡区分
 - 手入力区分

 - ・所得__利子
 - 所得 配当(少額)
 - 所得__雜

- 年度分
- ・処理コード
- ・申告区分
- 整理番号
- ・パンチ生年月日
- · 給与収入専従 所得控除合計

- ・配偶者所得
- ・本人__夫あり
 - ・本人__特別障害 ・本人__寡婦
 - ・死亡退職
 - 就退職区分
 - 強制親区分
 - ・エラー区分
 - ・更新日
 - 更新端末番号
 - 転送先コード

 - ・ 転送光コー 1 ・住宅取得等特別控除可能額
- ·住宅借入金等年末残高 1 ·住宅借入区分 2

 - · 年少扶養人数 · 新生命保険__個人年金支払額
 - 国外居住区分
 - •特定取得区分2

• 年度分

・処理コード

・パンチ生年月日

• 源泉徴収税額計算値

・配偶者(特別)控除

扶養_障害(その他)

·本人_特別障害

入力区分

• 年金所得

·扶養__特定 ·扶養__一般

• 強制親区分

• 更新日

- 転送日

• 年度分

処理コード

・パンチ氏名カナ

・所得 営業等

•所得__給与

・所得 譲渡一時

・警告エラー無視サイン

・所得__肉用牛(免外売却価格)

· 所得__配当(配当控除適用分)

・申告区分

整理番号

・エラー区分

• 更新端末番号

年少扶養人数

・本人_ひとり親

- 控除対象扶養親族の欄外記載有無
- · 給与__所得金額調整控除額
- 控除 基礎

・ 算定団体コード

資料番号

• 徴収区分

車給区分

・扶養__特定

• 受給者番号

給与特定控除

源泉徴収税額(源泉) 控除対象配偶者あり

生命保険__個人年金支払額

・扶養__一般 ・扶養__障害(その他) •控除_生命保険料 定率控除額

・本人_未成年 ・本人_その他障害 ・本人_寡夫

• 就退職年月日

エラー内容

・更新時間

転送日

摘要欄

警告エラー無視サイン

国民年金保険料等

· 住宅借入区分3

·生命保険__支払額

·住宅居住開始年月日1

· 住宅借入金等年末残高2

· 生命保険__介護医療支払額

住宅借入金等特別控除適用数

16歳未満扶養親族の欄外記載有無

災害者

- ・算定団体コード
- ・資料番号 徵収区分
- ・パンチ氏名カナ
- 源泉徴収税額
- 定率控除額
- 源泉控対配あり
- ・本人__その他障害
- ・本人__寡夫 ・扶養__同居老親
- 扶養_障害(特別同居)
- ・控除__社会保険料 ・本人__夫あり
- ・エラー内容
- 更新時間
- 転送区分
- 年調区分
- ・非居住者である親族の数
- ・算定団体コード
- 徴収区分
- ・納税者番号
- 強制課税区分
- ・所得__不動産 所得__配当(配当控除適用無分)
- · 所得__公的年金
- 所得 一時(2分の1前)
- ・資料番号
- 受給者番号
- 所得 営業(営業等内訳)
- ・所得__農業

- · 所得 総合短期
- · 所得 分離山林
- · 所得__分離短期軽減
- 所得 分離長期(居住)
- · 所得__分離先物取引
- 総所得金額等
- 先物取引繰越控除
- 平均課税 (前々年変動所得)
- · 平均課税 (臨時所得)
- •特別控除_短期
- ・特別控除__長期(優良) ・特別控除__上場株式
- ·給与収入(専従)
- ·本人_特別障害 ·本人_寡婦
- ·本人_未成年
- ・同一生計配偶者あり(老人)
- ・扶養__特定
- ·扶養__障害(特別同居)
- ・青色申告区分
- 非課稅所得区分1
- ・控除__医療費
- •控除__生命保険料
- ・控除__配偶者特別
- 控除 扶養
- ・生命保険_支払額 ・損害保険_長期支払額
- •退職__所得税用退職所得
- · 所得税__控除__損害保険料
- ・所得税_控除_寄附金 ・所得税_その他税額控除
- ・計算値__控除額合計
- 計算值 所得税額
- ・収入_漁業(営業等内数)
- · 収入__肉用牛
- ・収入_雑
- · 収入_総合譲渡長期
- · 収入__分離短期
- · 収入__分離長期(優良)
- · 収入__分離上場株式 · 特例摘要条文長期
- エラー区分
- 更新日
- 更新端末番号
- 併徴先判定区分
- ・転送日
- ・収入__配当(私募証券)
- ・所得__配当(一般外貨建等証券)
- 住宅取得等特別控除
- 住宅取得等特別控除可能額 調査コード
- ·金額予備10
- ・寄附金(共同募金・日赤支部、市区町 ・寄附金(市条例指定) 村、都道府県分【特例控除対象外】)
- 所得 分離上場配当
- 算入強制区分
- 還付申告区分
- 特定客附金
- ·認定NPO寄附金(税額控除適用分)
- ·金額予備項目12
- ·金額予備項目15
- ·新生命保険_個人年金支払額
- 医療費支払額
- 医療費控除の特例区分
- ·金額予備項目19
- · 県民税 外国税額控除
- ・本人__ひとり親
- ・内)所得__その他雑
- ・金額予備項目 21
- · 金額予備項目 24
- 金額予備項目 27

- ・所得_総合譲渡長期(2分の1前)・所得_退職
- · 所得__分離事業雑
- ・所得_分離長期(一般)
- · 所得__分離上場株式
- 合計所得金額
- 純損失の金額
- 専従者控除__配偶者
- ・平均課税(前年の変動所得)
- ·特別控除_一時 ·特別控除_短期軽減
- ·特別控除__長期(居住) ·特別控除__未公開株式
- 給与(特定控除)
- ・本人__その他障害 ・本人__寡夫
- ・本人__夫あり ・配偶者所得
 - · 扶養__老人同居
 - ·扶養__障害(特別合計)
 - ・扶袞__吽口 、.. ・専従者__配偶者 一クの知 1
 - · 非課税所得金額 1
 - · 控除_社会保険料
 · 控除_損害保険料
- - · 所得税__合計所得 · 所得税__所得税額
 - •計算值__配当控除
 - ・収入__営業等 · 収入_他事(営業等内数)
- · 収入__不動産

 - ・収入__一時 ・収入__分離事業 ・収入__分離短期軽減
 - ・収入_分離短期軽減
 ・収入_/分離山林

 ・収入_分離未分開株式
 ・収入_分離先物取引

 ・特例摘要条文予備

 - ・エラー内容
 - 更新時間
 - 配当割額 • 転送区分
 - · 所得__長期(居住特例)
 - · 収入_配当(一般外貨建)
 - 所得税__外国税額控除
 - 翌年申告作成区分 税源移譲減額計算値
 - 金額予備8
 - 譲渡割額
 - 収入__分離上場配当
 - 強制親区分 ・エラー詳細コード
 - ・震災関連寄附金(限度額80%の分)
 - 寄附金控除(税額控除)
 - 金額予備項目13
 - ・申告日時
 - 生命保険__介護医療支払額
 - 医療費補てん額
 - 内)特定譲渡繰損
 - 金額予備項目20
 - · 給与__所得金額調整控除適用区分
 - 内)収入_その他雑内)所得_業務雑
 - · 金額予備項目 22
 - 金額予備項目 25 · 金額予備項目 28

- ・所得__分離短期
- ・所得__分離長期(優良)
- · 所得___分離未公開株式
 - 総所得金額
 - 雑損失の金額
 - ・専従者控除__その他
 - 平均課税(変動所得)
 - 特別控除_総合譲渡
 - •特別控除__長期(一般)
 - •特別控除__山林 給与収入(一般)
 - 公的年金収入

 - ・本人_老年者 ・本人_勤労学生
 - 同一生計配偶者あり
 - ・扶養__一般 扶養 老人合計
 - ・扶養_障害(その他) ・専従者_その他
 - 控除__雜損 ·控除__小規模企業共済等掛金
 - 控除__寄附金
 - ・控除__本人
 - 控除_基礎
 - · 損害保険__地震支払額
 - ·退職_退職収入(現年課税分)

 - ·退職__障害区分 · 所得税__控除__配偶者特別
 - ・所得税_所得控除計
 ・計算値_合計所得金額
 - •計算值__特別減税額
 - · 収入__営業(営業等内数)
 - ・収入_農業
 - ・収入__利子
 - · 収入__配当(少額配当分) · 収入__総合譲渡短期
 - 雑
 - ・収入__分離長期(一般)

 - 作成日
 - 更新職員宛名番号
 - 株式譲渡繰越損失 転送先コード
 - 長期 (居住特例) の繰越損失
 - · 所得__配当(私募証券)
 - ・所得税__住宅ローン控除 • 住宅取得等特別控除計算值
 - 発送区分
 - 金額予備9 · 寄附金(市区町村、都道府県分
 - 【特例控除対象】) 寄附金(都道府県条例指定)
 - ·住宅取得等可能額(H21~)
 - 国税連携区分
 - •扶養_年少
 - 特定震災指定寄附金(税額控除適用) ·退職__特定役員区分
 - · 金額予備項目14
 - · 新生命保険 支払額
 - ・寄附金(ワンストップ特例) •計算值__医療費控除
 - 配当・株式等譲渡の申告不要制度適用区分 · 市民税 外国税額控除
 - · 給与__所得金額調整控除額 内)収入 業務雑
 - · 内) 国外居住人数 ・金額予備項目 23
 - ·金額予備項目 26
 - 金額予備項目 29

金額予備項目 30

扶養関係

・宛名番号

扶養関係コード

更新日

• 更新端末番号

申告特例通知書

• 宛名番号

バッチ連番 寄附先コード

パンチ性別

算入強制区分

更新時間

訂正区分

記載番号情報

・宛名番号

・処理コード

記載順

更新日 • 更新端末番号

2. 障害者ファイル

・賦課期日情報

・宛名番号

履歴連番

・生年月日

• 番地

行政区コード 世帯主かな

• 続柄名

・続柄コード2

• 現存区分

・住民となる事由

• 転出確定区分 障害者区分 1

国保資格

• 国民年金記号

各種情報 2

・申告書作成区分 ・本人__老年者

・更新日

更新端末番号

住登外課稅区分

• 生保開始日 地域コード

3. 生活保護ファイル

賦課期日情報 • 宛名番号

履歴連番

• 生年月日

• 番地

・行政区コード

・世帯主かな

続柄名

・続柄コード2

• 現存区分

・住民となる事由 · 転出確定区分

· 障害者区分 1

・国保資格

• 国民年金記号

各種情報 2

· 申告書作成区分

・本人__老年者

更新日 • 更新端末番号

• 住登外課税区分

年度分

履歴連番

• 更新時間 照会区分

• 年度分

・処理コード

・パンチ氏名かな

作成日

• 更新職員宛名番号

• 年度分

・合算区分

・記載個人番号

更新時間

・年度 ・氏名カナ

- 性別

・方書

・班コード ・世帯主氏名漢字

• 続柄区分

続柄コード3

• 人格区分

住民でなくなる日

• 配偶者宛名番号

障害者区分2

介護保険資格

• 国民年金番号

·各種情報3 ·前年申告区分

·本人__未成年

・更新時間

・郵便番号・市町村コード

・生保終了日

· 申告書詳細区分

年度 氏名カナ

• 性別

- 方書 ・班コード

・世帯主氏名漢字

• 続柄区分

・続柄コード3 ・人格区分

住民でなくなる日

• 配偶者宛名番号 · 障害者区分2

• 介護保険資格

• 国民年金番号

各種情報3 • 前年申告区分

・本人 未成年

• 更新時間 • 郵便番号

市町村コード

扶養者宛名番号

作成日

· 更新職員宛名番号

・算定団体コード

・資料番号 パンチ生年月日

入力日

• 更新日

• 更新端末番号

バッチ連番

・対象区分

• 作成日

• 更新職員宛名番号

・算定団体コード

氏名漢字

・町名

・地区コード

・世帯番号

記載順位

・続柄コード1

・続柄コード4 ・住民となる判定日

・住民でなくなる事由

• 生活保護区分

障害者区分3 国民年金資格

• 後期高齢資格

・各種情報 4 ・前年徴収区分

• 作成日

· 更新職員宛名番号

・郵便番号BC ・申告発送日

・職業コード • 国税納税者番号

・算定団体コード

氏名漢字 • 町名

・地区コード

・世帯番号

記載順位

・続柄コード 1 ・続柄コード4

・住民となる判定日

・住民でなくなる事由 · 生活保護区分

· 障害者区分3

• 国民年金資格 • 後期高齢資格

各種情報 4

• 前年徴収区分 • 作成日

• 更新職員宛名番号 · 郵便番号BC ・申告発送日

• 生保開始日 地域コード ・生保終了日 申告書詳細区分 ・職業コード • 国税納税者番号

4. 年金特徴ファイル

• 年金特徵対象者情報

• 捕捉年度 履歴番号

・履歴番号 ・特別徴収義務者コード ・特別徴収制度コード

・年金コード · 性別 • 郵便番号 ・郵便番号 ・各種区分コード ・各種年月日 各種金額3 • 特徴開始月 ・突合結果コード ・レコード番号 更新時間

・宛名番号 ・レコード区分 ・通知内容コード ・作成年月日 ・予備2 ・氏名カナ 住所カナ 処理結果コード · 各種金額 1 • 予備4

・ 守備4 ・ 特徴開始期別 ・ 突合区分 ・ システム作成日 ・ 更新職員宛名番号 各種金額5 各種金額8

・データ区分 ・市町村コード • 予備1 · 年金保険者用整理番号1

・生年月日 • 氏名漢字 住所漢字 - 予備3 · 各種金額 2

·年金保険者用整理番号2

• 特徴依頼日 特徴状態 • 更新日 更新端末番号 各種金額6 ・停止年月

年金特徵受理情報(天引結果、中止結果)

• 捕捉年度

各種金額4

各種金額7

個人番号

・ファイル名

・特別徴収義務者コード ・特別徴収制度コード

年金コード • 性別 • 郵便番号 各種区分コード - 各種年日日

各種金額欄(金額3) ・レコード番号

• 更新時間 各種金額4 各種金額7 ・個人番号

• 依頼周期

・レコード区分 ・通知内容コード ・作成年月日 • 予備2 ・氏名カナ

住所(カナ) ・住所(カナ)・処理結果コード・各種金額欄(金額1) • 予備4

ァル4・システム作成日 職員宛名番号 各種金額5 · 各種金額 8

• 依頼年月日 市町村コード

• 予備1

· 年金保障者用整理番号1

• 生年月日 ・氏名漢字 • 住所 (漢字) • 予備3

· 各種金額欄 (金額2) · 年金保険者用整理番号2

・端末番号 各種金額6 ・停止年月

5. 課税台帳ファイル

• 課税情報

• 宛名番号 • 履歴連番 • 異動事由 • 徴収区分

・受給者番号・警告エラー無視サイン • 前住地課税区分

· 所得__営業(営業等内訳)

·所得__農業 ·所得__不動産 · 所得__配当控除無分

・所得__公的年金 ・所得__一時(2分の1前) ・所得__分離山林 · 所得__分離短期 · 所得__分離長期優良 · 所得__分離未公開株式

· 所得__特控後__短期 · 所得__特控後__長期優良 · 所得__特控後__未公開株式

• 先物取引繰越控除 前々年の変動所得 · 臨時所得 ・特別控除_総合譲渡 ・特別控除_長期一般 ・特別控除_山林 ·給与収入(一般)
·本人_特別障害

総所得金額等

• 年度分 • 処理日 • 異動事由補足 · 指定番号 · 納税者番号 • 強制課税区分 ・ 短利味が区グ ・ 賦課所在地コード ・ 所得_ 他事 (営業等内訳) ・所得__肉用牛

前年の変動所得 ·特別控除__一時 •特別控除__短期

• 専従者控除__配偶者 ·特別控除__長期優良 ·特別控除__上場株式 ・給与(特定控除) ・本人__他障害

算定団体コード • 異動日 ・申告区分 ・整理番号 税務署連絡区分 • 手入力区分 ・所得__営業等 ・所得__漁業(営業等内訳)

• 肉用牛売却価格 · 所得__株式配当

- 所得__株式配当 - 所得__綠海 - 所得__綠終合譲進 - 所得__鈴給主題 - 所得__分離長期 - 所得__分離長場 - 所得__分韓性 - 所得__特控後__長期一般 - 所得__特控後__上場株式 - 所得__時空額 - 総結長

雑損失 ・専従者控除__その他 ・変動所得 ・前々年の変動所得 •特別控除__短期軽減 ·特別控除__長期居住 ·特別控除__未公開株式 · 公的年金収入 ・本人__老年者

・本人__寡婦 ・本人__未成年 • 同一生計配偶者老人

· 市 配当控除 ·市_定率控除額 · 市_減免額(所得割) •県_総合 • 県__退職 県 期軽減 · 県__長期居住 • 県__先物取引

強制親区分 ・更新時間

強制発送区分

資料番号 · 市__住宅取得控除 • 県__税源移譲税額控除 · 住宅取得等可能額 調査コード

・寄附金(共同募金・日赤支部、市区町 村、都道府県分【特例控除対象外】)

• 市_ 寄附金

• 住宅用所得税額

· 収入__分離上場配当課標__上場配当

・本人__寡夫 ・本人__夫あり ·配偶者所得

・市_先物取引 ・市_外国税額控除 • 市_端数 · 市__均等割 · 県__肉用牛

· 宗___內___ · 県__事業雑 · 県__長期一般 · 県__上場株式 ・県__合計

・システム作成日 • 更新職員宛名番号

 ・市」老年者経過
 ・県」老年者経過

 ・県」配当譲渡割控除不足額
 ・市」調整控除額

 ・所得」分離長期居住特例
 ・長期居住特例繰越損失

 ・収入」配当(一般外貨)
 ・所得」配当(私募)

 ・改組報酬を経区公
 ・所得」配当(私募)

 · 長期居住特例繰越損失 ·所得_配当(私募)
·所得税_外国税額控除
·住宅取得等控除_入力值 • 県__住宅取得控除

翌年申告作成区分 · 県__税源移譲__入力値 - 上場配当繰越損失 譲渡割額

寄附金(市区町村条例指定)

·県__寄附金 ·市__上場配当

· 本人 勤労学生 ・同一生計配偶者あり ・扶養__一般

・市__合計 ・市__調整額

·市__定額減税後 所得割 · 市_減免額(均等割) ・県__山林 ·県_短期 ·県_長期優良 • 県__未公開株式 ・県__配当控除

・更新日 更新端末番号

·市_配当譲渡割控除不足額 ·県_調整控除額

・県 調整性呼吸 ・収入 配当(私募) ・所得 配当(一般外貨) ・所得税 生宅ローン控除 ・市 飛源移議 入力値 ・市 飛源移税税額控除 ·住宅取得等特別控除__計算值

• 発送区分 • 住宅用課税標準額

寄附金(市区町村、都道府県分 【特例控除対象】) 寄附金(都道府県条例指定)

· 所得__分離上場配当 • 県__上場配当

·住宅借入金等可能額(H21~)

• 翌年度用社保

・普徴減免開始月

国外所得総額

• 特定寄附金

認定NPO寄附金

·金額予備項目12

·金額予備項目15

• 生命保険__介護医療

· 県民税 申告特例控除額(税額控除)

·計算值_医療費控除

・配当・株式等譲渡の申告不要制度適用区分 ・金額予備項目17

· 給与__所得金額調整控除適用区分

内)収入_その他雑内)所得_業務雑

•森林環境税 免除年月

• 市区町村民税 定額減税額

· 都道府県民税 定額減税前 所得割

·金額予備項目 21

· 金額予備項目 24

·金額予備項目 27

· 金額予備項目 30

6. 事業所情報ファイル

• 事業所情報

科目コード 大分類コード

・納付書出力区分

• 作成日

• 更新職員宛名番号

公務員区分

郵振作成区分

• 事業所予備 2 特徵課稅区分

変更理由

· 事業所予備 6

· 事業所予備 9

• 受取区分

• 還付申告区分

• 還付加算起算日

•特徴減免開始月

外国所得税額

• 震災関連寄附金

• 寄附金税額控除

·金額予備項目13

· 新生命保険 支払額

・寄附金(ワンストップ特例)

医療費支払額

医療費控除の特例区分

給与__所得金額調整控除額

・内)収入__業務雑

• 森林環境税額

• 森林環境税 免除事由

• 都道府県民税 定額減税額

定額減税不足額

·金額予備項目 22

· 金額予備項目 25

金額予備項目 28

科目詳細コード

・事業所ソート区分

中分類コード

• 更新端末番号

• 納期特例区分

事業所予備3

事業所種別

· 事業所予備 4

• 事業所予備 7

事業所予備10

・メールアドレス

・更新日

• 国番

翌年度用給与支払額

・減免区分

・減免率

扶養 年少

• 特定震災指定寄附金

·金額予備項目11

· 金額予備項目14 · 新生命保険 個人年金

・市民税 申告特例控除額(税額控除)

医療費補てん額

内)特定譲渡繰損

·金額予備項目20

・本人__ひとり親

内)所得__その他雑

•森林 環境税__免除額

• 定額減税額

· 市区町村民税 定額減税前 所得割

内) 国外居住人数

·金額予備項目 23

金額予備項目 26

金額予備項目 29

・宛名番号

小分類コード

・連絡先

更新時間

· 共済区分

総括はがき作成区分

· 事業所予備 1

早期発送区分

履歴連番

· 事業所予備 5

• 事業所予備 8 ・個人事業主ー個人番号

• 提出区分

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<要配慮個人情報を含む>【個人住民税情報(標準準拠システム)】

(1) 当初資料ファイル

ア. 資料_基本情報

課税区、算定団体コード、年度分、宛名番号、資料区分、資料冊号、資料連番、履歴連番、資料番号、資料作成方法区分、資料詳細区分、合算区分、優先課税資料区分、徴収区分、指定番号、資料作成方法区分、資料詳細区分、合算区分、優先課税資料区分、徴収区分、指定番号、要組番号、資料個人番号、資料生年月日、資料氏名力ナ、税務署連絡区分、警告エラー無視、強制課税区分、手入力、青色申告、エラー一年、エラー区分、併徵元資料、転送区分、転送先コード、転送日、翌年申告書作成区分、発送区分、調査コード、取消区分、強制親該当、国税連携区分、前職給報該当、還付申告、申告日、配当・株式等譲渡の申告不要制度適用、専従者給報該当、乙欄、死亡退職、災害者、外国人、就退職区分、就退職日、年調済、租税条約、摘要欄、非居住者である親族の数、控除対象扶養親族の欄外記載、16歳未満扶養親族の欄外記載、訂正削除等区分、ファイル名、資料種別、提出日、特例適用条文コード1、特例適用降文コード3、免税外內用牛総合課税、本人、特別障害、本人、その他の通知度害、本人、享婦、本人、事夫、本人、ひとり親、本人、勤労学生、本人、未成年、同一生計配偶者あり、同一生計配偶者あり(老人)、扶養、障害(特別同居)人数、扶養、障害(特別合計)人数、扶養、障害(特別合計)人数、扶養、障害(特別合計)人数、扶養、障害(その他)、住宅居住開始年月日1、住宅居住開始年月日2、住宅借入金等年末残高1、住宅借入金等年末残高2、住宅借入区分1、住宅借入公会等特別控除適用数、等

イ. 資料_所得情報

課税区、算定団体コード、年度分、宛名番号、資料区分、資料冊号、資料連番、履歴連番、資料番号、収入所得コード、収入所得金額、給与収入(一般)、給与収入(専従)、特定支出控除額、給与、所得金額調整控除額、前職分給与収入、住宅借入金等特別控除可能額 等

ウ. 資料_控除情報

課税区、算定団体コード、年度分、宛名番号、資料区分、資料冊号、資料連番、履歴連番、資料番号、控除コード、控除額、所得控除合計計算值、社会保険料、小規模企業共済等掛金、生命保険料、?地震保険料、住宅借入金特別控除、旧生命保険支払額(生命保険料内訳)、新生命保険支払額(生命保険料内訳)、旧生命保険支払額(生命保険料内訳)、新個人年金支払額(生命保険料内訳)、地震保険料旧長期支払額、分護医療支払額(生命保険料内訳)、基礎、配偶者、配偶者特別、配偶者所得、国民年金保険料等等

工. 資料_国税情報

課税区、算定団体コード、年度分、宛名番号、資料区分、資料冊号、資料連番、履歴連番、資料番号、国税コード、国税金額、源泉徴収税額、未納付の源泉徴収税額、源泉徴収税額計算値、定率控除額(所得税) 等

才. 資料記載扶養管理

課税区、算定団体コード、年度分、宛名番号、資料区分、資料冊号、資料連番、履歴連番、対象区分、記載順、資料個人番号、資料氏名力ナ、資料氏名漢字、資料生年月日、非居住者該当、扶養親族宛名番号、同一生計配偶者該当、資料続柄、合計所得金額48万円以下該当、障害者該当、特別障害者該当、国外居住該当、国外居住年調該当、16歳未滿該当、所得金額調整控除該当、別居該当等

力. 資料記載専従管理

課税区、算定団体コード、年度分、宛名番号、資料区分、資料冊号、資料連番、履歴連番、記載順、資料個人番号、資料氏名力ナ、資料氏名漢字、資料生年月日、非居住者該当、専従者宛名番号、配偶者該当、資料続柄、専従者控除額等

キ. 資料記載法人番号管理

課税区、算定団体コード、年度分、指定番号、資料区分、資料冊号、資料連番、履歴連番、資料番号、更新済、エラー区分、法人番号 等

ク. 扶養情報

課稅区、年度分、宛名番号」被扶養者、宛名番号」扶養者、履歷連番、扶養関係区分、専從区分、障害区分、扶養区分、世帯外被扶養者該当、住登外被扶養者該当、世帯外配偶者該当、国外扶養者該当、国外扶養者申告有無、登録事由、照会区分(他市照会)、照会先(他市照会)、扶養否認該当 等

ケ. 申告特例通知情報

課税区、算定団体コード、年度分、宛名番号、資料冊号、資料連番、履歴連番、資料番号、寄附 先コード、個人番号、資料生年月日、資料氏名カナ、合計寄附金額、取消区分、訂正削除等区分 等

(2)障害者ファイル

ア. 納税義務者情報

課税区、算定団体コード、年度分、宛名番号、履歴連番、未申告区分、寡婦理由、前年度 国保納付額(特徴)、前年度、国保納付額(普徴)、前年度 介護納付額(等徴)、前年度 介護納付額(普徴)、前年度 介護納付額(普徴)、前年度 後期納付額(普徵)、身体障害者 障害区分、身体障害者 手帳返還日、身体障害者 手帳再交付日、療育」障害区分、療育等級区分、療育 初回手帳交付日、療育」手帳返還日、療育」手帳再交付日、精神障害者」等級区分、精神障害者」等級区分、精神障害者」可手帳交付日、精神障害者」手帳再交付日、精神障害者」手帳再交付日、精神障害者」手帳再交付日、精神障害者」手帳再交付日、精神障害者」手帳再交付日、精神障害者」手帳再交付日、精神障害者」手帳再交付日、精神障害者」有効期限、戦傷病者」手帳再交付日、精神障害者」手帳表で付日、精神障害者」有効期限、戦傷病者」手帳再交付日、共神障害者。有効期限、戦傷病者」手帳再交付日、共治に関議的、、対傷病者、利回手帳交付日、特神障害者」引継ぎ区分、基礎年金番号、市税事務所コード、等

(3)生活保護ファイル

ア. 納税義務者情報

課稅区、算定団体コード、年度分、宛名番号、履歷連番、未申告区分、寡婦理由、前年度、国保納付額(特徵)、前年度、国保納付額(普徵)、前年度、介護納付額(特徵)、前年度、介護納付額(普徵)、前年度、後期納付額(普徵)、身体障害者。障害区分、身体障害者、等級区分、身体障害者。初回手帳交付日、身体障害者。手帳返還日、身体障害者。手帳再交付日、療育障害区分、療育等級区分、療育。初回手帳交付日、療育。手帳返還日、療育。手帳再交付日、精神障害者。原言区分、精神障害者。等級区分、精神障害者。初回手帳交付日、精神障害者。有効期限、戦傷病者。障医分、精神障害者。有效期限、戦傷病者。障医分、销傷病者。等級区分、戦傷病者。有效期限、戦傷病者。手帳再交付日、特得病者。手帳返還日、戦傷病者。手帳再交付日、共復議該当、申告書発送停止希望、引継ぎ区分、基礎年金番号、市稅事務所コード。等

(4)年金特徴ファイル

ア. 公的年金特別徴収対象者

捕捉年度、宛名番号、課税区、データ区分、履歴連番、レコード区分、市町村コード、特別徴収義務者コード、通知内容コード、予備1、特別徴収制度コード、作成年月日、年金保険者用整理番号1、年金コード、予備2、生年月日、性別、氏名カナ、氏名漢字、郵便番号、住所カナ、住所漢字、各種区分コード、処理結果コード、予備3、各種年月日、支払額(10月分)、支払額(12月分)、支払額(2月分)、支払額(2月分)、支払額(6・8月分)、本徴収額合計、仮徴収額合計、年金受給額、停止年月、予備4、年金保険者用整理番号2、個人番号、特徴開始月、特徴開始期別、特徴依頼日、突合結果コード、突合区分、特徴状態、レコード番号等

イ. 受理データ(データ部)情報

情投年度、受理周期、受理年月日、ファイル名、レコード区分、市町村コード、特別徴収義務者コード、通知内容コード、予備1、特別徴収制度コード、作成年月日(西暦年月日)、年金保険者用整理番号1、年金コード、予備2、生年月日(西暦年月日)、性別、氏名カナ、氏名漢字、郵便番号、住所(カナ)、住所(漢字)、各種区分コード、処理結果コード、予備3、各種年月日(西暦年月日)、各種金額欄(金額1)、各種金額欄(金額2)、各種金額欄(金額3)、各種金額欄(金額4)、各種金額欄(金額5)、各種金額欄(金額6)、各種金額欄(金額7)、各種金額欄(金額8)、停止年月、予備4、年金保険者用整理番号2、個人番号、レコード番号、エラー区分、連番(データ連番)等

(5)課税台帳ファイル

ア. 課税_基本情報

宛名番号、年度分、課税区、算定団体コード、履歴連番、異動日、更正日、確定申告日、賦課決定日、異動事由、通知事由、優先課税資料区分、確定申告書提出有、個人住民税申告書提出有、徴収区分、指定番号、整理番号、受給者番号、警告エラー無視、強制課税区分、非課税判定区分、均等割軽減区分、手入力、青色申告、減免普徵開始月、減免特徵開始月、減免公徵開始月、減免金、免稅外肉用牛総合課税、年特継続区分、年特義務者コード、年金特徵中止区分、支程度仮徵収中止区分、本人、特別障害、本人、その他障害、本人、老年者、本人、寡婦、本人專夫、本人、ひとり親、本人、對労学生、本人、未成年、本人夫あり、同一生計配偶者あり、同一生計配偶者あり、大養年少、扶養年少、扶養特定、扶養老人同居、扶養老人合計、扶養障害(特別同居)、扶養障害(特別合計)、扶養障害(その他)、専従者配偶者あり、専従者控除(配偶者)、専従者控除(その他)、所得割市(減免後)(適用税率)、所得割県(減免後)(適用税率)、均等割市、軽減後・減免後)、均等割県(減免後)、市民税合計(適用税率)、県民税合計(適用税率)、票、森林環境税、差引年税額、所得割市(減免後)(税源移譲前)、所得割県(減免後)(税源移譲前)、市民税(税源移譲前)、所得割県(減免後)(税源移譲前)、市民税(税源移譲前)、等

イ. 課税 所得情報

適用分)、配当収入(配当控除適用分)、配当(私募証券)、配当収入(私募証券)、配当(一般外 貨建等証券)、配当収入(一般外貨建等証券)、配当(配当控除適用無分)、配当収入(配当控除 適用無分)、配当(非上場少額)、配当収入(非上場少額)、給与、給与収入(一般)、給与(調整控除前)、公的年金等、公的年金等収入、業務雑(内訳)、業務雑収入(内訳)、その他雑(内訳)、そ の他雑収入(内訳)、雑、雑収入、総合短期譲渡(特別控除後)、総合短期譲渡収入、総合長期譲 渡収入、総合長期譲渡(特別控除前・2分の1前)、一時(特別控除後・2分の1前)、一時収入、 時(特別控除)、譲渡・一時(2分の1後)、分離短期一般(特別控除前)、分離短期一般収入、分 離短期一般(特別控除)、分離短期軽減(特別控除前)、分離短期軽減収入、分離短期軽減(特 別控除)、分離長期一般(特別控除前)、分離長期一般収入、分離長期一般(特別控除)、分離長期特定(特別控除前)、分離長期特定収入、分離長期特定(特別控除)、分離長期特定(居住特 例)、分離長期軽課(特別控除前)、分離長期軽課収入、分離長期軽課(特別控除)、分離未公開 有価証券(特例)、分離未公開有価証券収入(特例)、分離上場株式等譲渡、分離上場株式等譲 渡収入、分離上場配当、分離上場配当収入、分離事業・雑、分離事業・雑収入、分離先物取引、分離先物取引、分離先物取引収入、分離山林(特別控除前)、分離山林収入、分離山林(特別控除)、分離山林 (特別控除後)、分離退職、分離退職収入、障害退職該当、特定役員該当、勤務年数、総合純損 失、雑損失、長期(居住特例)の損失、株式等譲渡繰越損失、上場配当繰越損失、経常所得、総 合譲渡·一時、分離短期一般(損益通算·特別控除後)、分離短期軽減(損益通算·特別控除 後)、分離長期一般(損益通算·特別控除後)、分離長期特定(損益通算·特別控除後)、分離長期軽課(損益通算·特別控除後)、分離山林、分離退職、配当割額、推定所得(国保用)、繰越損 失(国保用)、繰越損失軽減用(国保用)、非課稅所得区分1、非課稅所得金額1、変動所得、臨 時所得、讓渡割額 等

ウ. 課税_控除情報

宛名番号、年度分、課税区、算定団体コード、履歴連番、控除コード、控除額、所得控除合計、社会保険料、小規模企業共済等掛金、生命保険料、生命保険料(所得税)、新生命保険支払額(生命保険料内訳)、旧生命保険支払額(生命保険料内訳)、新個人年金支払額(生命保険料内訳)、旧個人年金支払額(生命保険料内訳)、介護医療保険料(生命保険料内訳)、地震保険料、地震保険料(所得税)、地震保険料支払額、地震保険料旧長期支払額、寡婦、寡夫、ひとり親、助劳学生、配偶者、配偶者特別、配偶者特別、所得税)、配偶者所得、扶養、一般扶養、特定扶養、老人扶養、障害者扶養、年少扶養、基礎、雑損、医療費計算値、医療費支払額、ワンストップ特例)、寄附金(所)、寄附金、高附金(所得税)、寄附金(ふるさと納税)、寄附金(アンストップ特例)、寄附金(共同募金・日赤支部)、寄附金(都道府県条例指定)、寄附金(市区町村条例指定)、特定寄附金、震災関連寄附金(限度額80%の分)(所得税)、特定震災指定寄附金(税額控除適用分)(所得税)、認定NPO寄附金(税額控除適用分)(所得税)、

工. 課稅 税額情報

宛名番号、年度分、課税区、算定団体コード、履歴連番、税額コード、税額 市(税源移譲前)、税額 県(税源移譲前)、税額 南(適用税率)、税額 県(適用税率)、調整控除、配当控除、配当控除計算值、住宅借入金等特別控除、寄附金控除、申告特例控除(住民税寄附金控除内訳)、外国税額控除、税額調整額、定率控除額、配当・譲渡割額、配当譲渡割控除不足額、老年者非課税経過措置、税源移譲減額、端数、所得割(税額控除後)、所得割(端数切捨て前)、減免額(所得割)、免税額(所得割)、均等割、減免額(均等割)、軽減額(均等割))等

才. 課税_課標情報

宛名番号、年度分、課税区、算定団体コード、履歴連番、課税標準コード、課税標準額、所得割額 市(税源移譲前)、所得割額 県(税源移譲前)、所得割額 県(適用税率)、総合、総合計算値、肉用牛、山林、退職、事業・雑、短期一般、短期軽減(国・地方)、長期特定(優良住宅)、長期軽課(居住財産)、上場株式等配当等、先物取引、合計 等

力 課税 国税情報

(6)事業所情報ファイル

ア.事業所情報

課税区、宛名番号、指定番号、履歴連番、個人事業主・法人区分、休業該当、除籍区分、除籍 日、異動入力日、税額通知出力区分、帳票内ソート対象区分 等

<要配慮個人情報を含まない>

【口座情報】

- 1 振替年月 59 契約種別 2 媒体作成回数 60 委託者金融機関コード 61 委託者支店コード 3 処理区分 62 委託者支店枝番 4 振替区分
- 5 分納振替日区分 63 委託者口座種別 6 科目コード 64 委託者口座番号 7 科目詳細コード 65 委託者口座·記号1 66 委託者口座·記号2 8 合算科目コード
- 67 委託者口座·番号 68 委託者表示用口座番号 9 合算科目詳細コード 10 合算キー
- 69 委託者カナ 11 科目詳細連番 12 分納データ区分
- 70 委託者名 71 委託者金融機関カナ 72 委託者支店カナ 13 分納年月 14 算定団体コード
- 15 期割団体コード 73 表示順 74 媒体グループ 16 団体内外区分 17 調定年度 75 コード1
- 18 年度分 76 コード2 77 コード3 19 現年過年区分 20 通知書番号 78 コード4 79 コード5
- 21 論理期別 22 年月 80 コード6 81 コード7 23 表示用期別 82 コード8 24 表示用期別漢字 25 月 83 コード9
- 26 口座管理区分 84 コード10 85 EDI有無 27 口座統一宛名番号 86 EDI情報 28 口座宛名番号 87 振替日 88 滞納管理共通1 29 管理人統一宛名番号
- 30 管理人宛名番号 89 滞納管理共通2 31 統一宛名番号 32 宛名番号 90 収納日 33 管理人区分 91 受入区分 34 送付先登録連番 92 振替結果 93 作成日 35 調定額
- 36 収納額 94 更新日 37 督促手数料 95 更新時間 38 延滞金 96 更新端末名称 39 前納報奨金 97 更新職員キー 98 氏名かな 40 備者漢字 41 年税額 99 氏名漢字 42 振替金額 100 前省略 43 金融機関コード 101 後省略 44 支店コード 102 世帯番号
- 103 雷話番号 45 支店枝番 46 口座種別 104 生年月日 105 金融機関名 106 統合前金融機関コード 107 統合前支店コード 108 統合前支店枝番 47 口座番号 48 表示用口座番号 49 口座名義人番号 50 口座名義人カナ 109 統合前適用開始日 51 口座名義人漢字 52 金融機関カナ 110 統合後金融機関コード 53 金融機関名 111 統合後支店コード 54 支店カナ 112 統合後支店枝番 55 支店名 113 統合後適用開始日
- 114 合併日 56 口座登録連番 115 合併パターン 57 振替済通知書 58 委託者コード 116 口座変更区分

<要配慮個人情報を含まない>

【宛名	情報】

1	他人街方
2	異動連番

57 準世帯区分 58 人格区分

175 終了日 229 死亡日不詳区分 230 通称名かな 231 通称名漢字

232 世帯主名漢字

233 備考

234 改製連番

<要配慮個人情報を含まない>【宛名情報(標準準拠システム)】

- 1. 宛名基本
- 宛名番号
- •個人履歴番号
- ·個人履歴番号_枝番号 登録業務コード
- ・登録業務詳細コード
- •改製番号
- •世帯番号
- 住民区分
- •住民種別
- •住民状態
- ·個人番号
- •法人番号 •異動年月日
- ・異動年月日不詳フラグ
- 異動年月日不詳表記
- •異動届出年月日
- 異動事由コード
- 異動区分
- ·申出年月日
- •通知年月日
- ・記載等の種別
- 氏名
- •氏_漢字 ·名_漢字
- •氏名_外国人漢字
- ・氏名 読みかな
- ・氏_日本人_読みかな ・名_日本人_読みかな
- ・氏名カナ確認状況
- 氏名のカタカナ表記
- 請求日 •旧氏
- ・旧氏 読みかな
- ・旧氏カナ確認状況
- 通称
- 通称 読みかな
- 通称カナ確認状況
- ·氏名優先区分
- •代表者氏名
- 性別
- •性別表記
- •生年月日_元号
- •生年月日
- ・生年月日_不詳フラグ
- ・生年月日 不詳表記
- 続柄コード1 続柄コード2
- 続柄コード3
- 続柄コード4

- •続柄表記
- ·世帯主氏名
- ・世帯主氏名 読みかな
- ・住所」市区町村コード
- ・住所 町字コード
- ・指定都市「行政区コード
- •住所 都道府県 •住所_市区郡町村名
- •住所_町字
- •住所 番地号表記
- •住所_番地枝番数值
- ・住所_方書コード
- ·住所_方書
- ・住所 方書 フリガナ
- •住所_郵便番号
- 住民となった年月日
- ・住民となった年月日、不詳表記 ・転入通知年月日
- 記載の異動年月日
- ・記載の異動年月日 不詳フラグ・転出先住所(予定) 町字コード
- 記載の事由
- ・転入前住所_市区町村コード ・転出先住所(予定)_町字
- ・転入前住所 町字コード
- ・氏名_外国人アルファベット・転入前住所_都道府県
 - ·転入前住所_市区郡町村名
 - •転入前住所 町字
 - •転入前住所_番地号表記
 - ·転入前住所_方書
 - •転入前住所_郵便番号
 - ・転入前住所 国名コード
 - •転入前住所_国名等
 - •転入前住所_国外住所
 - •転入前住所 世帯主氏名
 - ・最終登録住所」町字コード
 - •最終登録住所_都道府県
 - ・最終登録住所_市区郡町村名 ・外国人住民となった年月日
 - •最終登録住所_町字

 - •最終登録住所 番地号表記
 - •最終登録住所_方書
 - •最終登録住所_郵便番号
 - ・住所を定めた年月日
 - ・転居前住所_市区町村コード
 - ・転居前住所_町字コード
 - •転居前住所_都道府県
 - •転居前住所_市区郡町村名
 - •転居前住所 町字
 - •転居前住所_番地号表記
 - ・転居前住所_方書コード

- ·転居前住所 方書
- ・転居前住所_方書_フリガナ
- 本籍
- ·本籍_都道府県
- ·本籍 市区群町村名
- •本籍_町字
- ・本籍 地番号または、街区符号
- ・本籍 市区町村コード
- ・本籍_町字コード
- •戸籍 筆頭者
- ・消除の事由
- ·転出届出年月日
- ·転出予定年月日
- 消除の届出年月日
- ・消除の異動年月日_不詳フラグ
- 消除の異動年月日
- ・住民となった年月日 不詳フラグ・消除の異動年月日 不詳表記
 - ・転出先住所(予定)_市区町村コード
- ・記載の異動年月日 不詳表記 ・転出先住所(予定) 都道府県
 - •転出先住所(予定)_市区郡町村名
 - ·転出先住所(予定)_番地号表記
 - •転出先住所(予定)_方書
 - ・転出先住所(予定)_国名コード
 - •転出先住所(予定) 国名等
 - ・転出先住所(予定) 国外住所
 - •転出先住所(予定)_郵便番号
 - ・転出先住所(確定)_市区町村コード
 - ・転出先住所(確定) 町字コード
 - •転出先住所(確定)_都道府県 •転出先住所(確定)_市区郡町村名
 - •転出先住所(確定) 町字
- ・最終登録住所_市区町村コード・転出先住所(確定)_番地号表記
 - •転出先住所(確定)_方書
 - ·転出先住所(確定) 郵便番号
 - ・外国人住民となった年月日_不詳フラグ
 - ・外国人住民となった年月日 不詳表記
 - ・在留カード等番号
 - ・在留カード等番号区分
 - ・国籍等_国名コード
 - 第30条45規定区分 ・住居地の届出の有無
 - ・在留資格等コード
 - ・在留期間コード年 ・在留期間コード月 ・在留期間コード日

•在留期間満了日

- •国籍喪失年月日
- ・履歴選択不可フラグ
- 事実上の世帯主氏名
- 処理年月日
- 改製記載年月日
- 地区コード
- 自治会コード ・班コード
- ・算定団体コード
- ・住居地補正コード 記載順付
- ·成年被後見人_該当有無 ·成年被後見人_審判確定年月日
- 除票DB移行フラグ
- ・法第30条46または47区分
- 管内管外の区分
- 咎録部署

く要配慮個人情報を含まない> 【収納管理情報】

	応慮値入情報を含まない <i>></i> 管理情報】				
1	異動区分	59	調定年度	117	充当科目コード
2	宛名番号	60	年度分		充当科目詳細コード
3	科目コード	61	通知書番号		充当期割団体コード
4	科目詳細コード	62	論理期別		充当調定年度
5	算定団体コード	63	事業年度自	121	
6	期割団体コード	64	事業年度至	122	充当通知書番号
7	調定年度	65	申告区分		充当論理期別
8	年度分	66	修正回数		収納額から収納額
9	通知書番号	67	賦課異動年月日		収納額から督促料
10	論理期別	68	申告基礎日		収納額から延滞金
11	表示用期別	69	申告基礎事由	127	
12	表示用期別漢字	70	更正請求日	128	
13	年月	71	申告年月日	129	
14	納期限	72	確定申告書提出日	130	
15	法定納期限	73	期限延長日	131	
16	管理人宛名番 号	74	徴収猶予開始日	132	延滞金から延滞金
17	承継人宛名番号	75	徴収猶予終了日	133	速確区分
18	管理人区分	76	年度分	134	優先区分
19	調定額	77	処分日	135	
20	不納欠損額	78	処分コード	136	• -
21	団体内外区分	79	処分理由	137	
22	異動年月日	80	処分取消日	138	
23	異動区分(調定増・減・変更無)	81	処分取消区分	139	
24	異動事由	82	処分取消理由	140	既督促手数料
25	異動事由名称	83	滞納区分	141	
26	表示用備考(車両番号、証番号、被保険者番号等)	84	滞納管理1	142	既前納報奨金
27	備考数字	85	滞納管理2		既還付加算金
28	履歴連番	86	処分調定		コンビニコード
29	人員	87	処分督促		店舗コード
30	総々括指定番号	88	処分延滞	146	
31	事業開始年月日	89	表示用期別漢字	147	
32	事業終了年月日	90	収納日	148	
33	申告区分	91	冊号	149	
34	修正回数	92	入力連番	150	収納額(法人税割)
35	国保世帯番号	93	入力連番内連番	151	
36	法人番号	94	領収日	152	
37	法人税:法人税割額、国保:医療一般税額	95	納付方法	153	法定納期後期数
38	法人税:均等割額、国保:医療退職税額	96	収納区分	154	
39	調定額内訳	97	収納額	155	
40	国保:介護一般税額	98	督促手数料	156	
41	国保:介護退職税額	99	延滞金	157	
42	国保:支援一般税額	100	前納報奨金	158	
43	国保:支援退職税額	101		159	
44	不納欠損額内訳	102		160	
45	仮調定区分(O:本調定、1:仮調定)	103		161	前納報奨境界日
46	法人税:法人税割不納欠損額、国保:医療一般不納欠損額	104		162	
47	法人税: 均等割不納欠損額、国保: 医療退職不納欠損税額	105		163	
48	国保:介護一般不納欠損額	106		164	
49	国保:介護退職不納欠損額	107		165	
50	国保:支援一般不納欠損額	108	支所コード	166	
51	作成日	109		167	
52	更新日		納付支店コード	168	
53	更新時間	111	******	169	
54	更新職員番号		口座登録連番	170	AND THE PROPERTY.
55	更新端末番号	113		171	ANALYS I I ICT
56	更新PGID	114		172	
57	更新職員キー	115		173	
58	科目詳細コード	116	~	174	
		•		• •	20 1 (7 2) F A= (1) 3E

175	納組有無区分	234	B	203	法人税割
176	集合徴収区分	235	A 納期限開始		均等割
177	来	236			充 充当還付連番
178	市区町村コード	237			支払日
179	OPフラグ	238		297	還付方法
180	科目コード2	239			口座有無
181	科目詳細コード2	240		299	充当還付連番
182	年度分	241		300	団体内外区分
183	連番	242	申告年月日	301	履歴連番
184	延滞金フラグ	243	徴収猶予開始日	302	最終収納日
185	消費税フラグ	244	徴収猶予終了日	303	収入日
186	消費税	245	冊号	304	冊号
187	報奨金	246	, mreninen	305	入力連番内連番
188	氏名かな	247	20-72-11A · ·		収納区分
189	氏名漢字		充当元_科目詳細コード	307	調定督促手数料
	収納機関名かな		充当元_期割団体コード		調定延滞金
191			充当元_調定年度		調定前納報奨金
	納期限自	251			調定還付加算金
	納期限至		充当元_通知書番号	311	還付額 還付督促手数料
	期割区分 滞納フラグ	254	充当元_論理期別 充当元_収納日		遠付延滞金 還付延滞金
	滞納期割	255	元ヨル_収納ロ 充当元_支所コード		遠付前納報奨金
	納付番号	256	充当元 <u>一</u> 一一一		還付還付加算金
198		257	充当元_入力連番		管理人宛名番号
199	納付区分	258	充当元_入力連番内連番		郵便番号
200	識別番号	259	充当元_収納額から収納額		町名
201	バーコード	260	充当元_収納額から督促料	319	番地
202	OCR上段	261	充当元_収納額から延滞金	320	方書
203	OCR下段	262	充当元_督促料から収納額	321	地区コード
204	更新時間	263	充当元_督促料から督促料		地区名
205	更新端末名称	264	充当元_督促料から延滞金		行政区コード
206	共有番号	265	充当元_延滞金から収納額		行政区名
207 208	共有連番	266	充当元」延滞金から督促料	325 326	班コード
208	共有構成員宛名番号 共有代表者区分	267 268	充当元_延滞金から延滞金 充当元_加算金から収納額	327	班名 納組コード
210		269			納組名
211	持分分母		充当元加算金から延滞金		世帯番号
212		271	入力日	330	現存区分
213	共有合算区分	272		331	記載順位
214	義務者宛名番号	273		332	管理人氏名カナ
215	算定団体コード	274	科目名称	333	管理人氏名漢字
216	法定納期限等	275	期割団体名称	334	氏名カナ
217	管理人宛名番 号		算定団体名称	335	氏名漢字
	承継人宛名番号		和暦調定年度		金融機関コード
	管理人区分		和暦年度分		金融機関名
	不納欠損額		督促料		支店枝番
221			収支区分		支店名
	異動日		金融機関コード	340	口座種別名称
	異動区分(変更無:0 調定増:1 減:2) 異動事由		支店枝番 金融機関名称		口座名義人番号 口座名義人カナ
	異動事由名称		支店名称		口座名義人名
226	無動事中石が 備考数字:検索時に使用		口座番号		立
227	履歴連番		口座種別		発行日
228	人員	287			証発番号文字
229	総々括指定番号	288	口座名義人力ナ	347	証発番号
230	国保世帯番号	289	CSV作成区分	348	充当済計
231	国保:支援一般不納欠損額	290	削除区分	349	充当済額
232	団体内外区分	291	法人番号		計算開始日
233	現年過年区分	292	開始事業年度	351	計算終了日

- 352 日数
- 353 年率
- 354 支払区分
- 355 支払区分名
- 356 振込日
- 357 振込日和暦
- 358 振込日記号
- 359 年度分(事業開始日)
- 360 法人番号
- 361 旧市町村コード
- 362 行政区
- 363 地区コード
- 364 大字コード
- 365 納組コード
- 366 個人条件
- 367 本番
- 368 枝番
- 369 男性
- 370 女性
- 371 法人
- 372 個人
- 373 住登外個人
- 374 外国人
- 375 住所
- 376 軽自標識番号
- 377 証番号
- 378 訪問日
- 379 時刻
- 380 訪問結果区分
- 381 場所
- 382 面談者
- 383 約束日
- 384 約束時間
- 385 入金予定額
- 386 担当者職員キー
- 387 訪問内容
- 388 予定区分

<要配慮個人情報を含まない>【収納消込情報(標準準拠システム)】

- 1. 収納履歴ファイル
- ・義務者宛名番号・科目コード・科目詳細コード・行政区コード・期割団体コード・調定年度・年度分・通知書番号・論理期別・収納履歴連番・特別徴収義務者指定番号・事業年度番号・申告履歴連番・履歴連番・表示用期別・表示用期別漢字・申告区分・事業年度自・事業年度至・市税事務所コード・収納日・冊号・入力連番・入力連番内連番・領収日・納付方法

- ・納付種別・納付機関コード・収納区分・納付チャネル区分・収納額・督収納額・延滞収納額・収納額(内訳1)・収納額(内訳2)・前納報奨金・還付加算金・年特義務者コード・会計年度・会計年度督促手数料・会計年度延滞金
- ・決算区分・決算済区分・支所コード・過誤納番号・歳出還付区分・延滞金終算日・法人管理番号・納付金融機関コー納付支店コード・店舗コード・店舗支店コード・滞納管理共通1・滞納管理共通2・速確区分・優先区分・充当区分・充当義務者宛名番号・充当科目コード・充当科目詳細コード・充当行政区コード・充当期割団体コード・充当調定年度

- 2. 滞納処分ファイル
- •義務者宛名番号 科目コード 科目詳細コード
 - •年度分
- •通知書番号
- 行政区コード - 論理期別
- 期割団体コード •特別徵収義務者指定番号

·調定年度 ·事業年度番号 • 奶分理由

•滞納区分

•申告区分

•申告履歴連番 • 処分取消日 滞納管理1

▶予備1

•履歴連番 奶分取消区分 - 滞納管理2

• 予備2

- 処分日 •引抜区分 • 処分調定額 事業年度自
- 処分コード 処分取消理由 奶分法人割調定額 事業年度至
- •予備3

3. 納税組合員ファイル

処分均等割調定額

・科目コード・科目詳細コード・宛名番号・納組開始日・納組終了日・納組コード

· 処分督促調定額 · 処分延滞調定額

- 4. 口座情報ファイル
- ・科目コード •宛名番号
- ・行政区コード 履歴連番 •口座情報区分 •適用開始日
- 異動事由 金融機関コード ゆうちょ記号 ゆうちょ番号
- ・口座名義人カナ ·口座名義人漢字 •口座開始通知書送付区分 ·口座不能通知書
- 科目詳細コード
- •申請日 •適用終了日
- 支店コード · 口座番号 前納区分
- •振替振込区分 •自治体受付日 •停止開始日
 - •支店枝番 表示用口座番号
 - •口座開始通知書
- ·停止終了日 ·口座種別
 - •□座名義人番号 振替済通知書

口座登録連番

•申請方法

・口座開始通知書送付日 ・新規コード 水干

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1のを除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

その他の措置の内容

リスクへの対策は十分か

個人住民税ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク ・申告書の受付時、本人または代理人の本人確認をしたうえで、申告内容が対象者の情報であることを 確認する。 ・申告書・報告書の窓口受付時・個人住民税システム(税務システム)入力前に、申告書・報告書に記載さ れた項目の確認を行い、個人住民税システム(税務システム)入力後に入力情報と申告書・報告書の内 対象者以外の情報の入手を 容との照合を実施している。 ・書面様式は本人に関する必要な情報のみを記載するようにチェックを行う。 防止するための措置の内容 ・個人住民税システム(税務システム)に登録する際に、対象者が船橋市にて課税できる対象かどうかを チェックし、該当しないものについては他市町村へ転送する等の対処を行っている。 ・地方税ポータルシステム(eLTAX)による情報の入手については、地方税ポータルシステム(eLTAX)利 用を許可された職員のみ、操作が行えることとしている。 ____ ·申告書·報告書は記入するべき項目を明示した様式としている。 必要な情報以外を入手するこ ・申告書・報告書の窓口受付時・個人住民税システム(税務システム)入力前に、申告書・報告書に記載さ とを防止するための措置の内 れた項目の確認を行い、個人住民税システム(税務システム)入力後に入力情報と申告書・報告書の内 容 容との照合を実施している。 その他の措置の内容 <選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている 十分である] リスクへの対策は十分か 2) 十分である リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク ・申告書等の提出を求める際、利用目的・記載内容について説明のうえ記載を求めている。 ・調査・照会等により情報を入手する場合、照会先に調査目的、根拠法令等を示したうえ回答を求めてい リスクに対する措置の内容 る ・個人住民税システム(税務システム)を操作する職員に個別のユーザーIDとパスワードによる認証を 行っており、不適切な方法で特定個人情報の入手ができない仕組みとしている。 <選択肢> 十分である 1 Γ 1) 特に力を入れている3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置 番号法第16条に従い、個人番号カードや官公署発行の身分証明書等(保険証、国民年金手帳等)の提示 の内容 を受けることや聞き取り等を行い、適切な本人確認を行う。 ・申告書の提出を受ける際には、本人の個人番号カードや有効な通知カード(住所、氏名、性別、生年月 日、すべてが住民票に記載の事項と一致しているもの。)、身分証明書の確認を行い、申告書の項目や 個人住民税システム(税務システム)等の照合により真正性の確認を行う。 個人番号の真正性確認の措 置の内容 ・個人住民税システム(税務システム)にて取り込む際に、個人番号及び氏名・生年月日でのマッチングを 行う。個人番号が一致しても氏名または生年月日が一致しない場合には、上記同様の本人確認を行った うえで資料を利用する。 ・課税情報の入力、削除または訂正を行う際には、整合性を確保するために、入力、削除または訂正を 特定個人情報の正確性確保 行った者以外の者が確認する。 の措置の内容 ・入力、削除または訂正作業に用いた帳票等は、規定に基づいて管理し、保管する。

<選択肢>

1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

2) 十分である

十分である

Jスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク				
リスクに対する措置の内容	・申告書・報告書の帳票を施錠できる保管庫にて保管する。 ・申告書・報告書の受領後、当該文書の保存については執務場所以外への持ち出しを禁止する。 ・地方税ポータルシステム(eLTAX)については行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用している。 ・書面については、本人から直接受け取ることを原則とし、郵送の場合は市役所住所を明記したものを事前送付し、当該住所宛に送付するよう説明する。 ・全職員を対象として、情報管理職場研修(上司と部下が情報管理について確認する研修)及びeラーニングを活用した情報セキュリティ研修を実施している。			
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
特定個人情報の入手(情報提供なットワークシステムを通じた入手を除く)におけるその他のロスク及びそのロスクに対する措置				

、「育報の人子(「育報徒」共不ツトリ クンスティ 蛆した人手を除く。)におけるその他のリスク

_						
3. 特	定個人情報の使用					
リスク	1: 目的を超えた紐付け	、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク				
宛名シ の内容	ノステム等における措置 !	・個人番号利用業務以外または、個人番号を必要としない業務から個人住民税に関する情報の要求が あった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。また、権限 のない者のアクセスは認めていない仕組みとしている。				
	・システムごとに権限管理を行っており、番号制度の実施事務者以外は個人番号を参照できないよ 事務で使用するその他のシス テムにおける措置の内容 ・・システムでは賦課決定後の課税情報ファイルにのみアクセスできるようにしており、当初資料情報 アクセスできないように制御している。					
その他	也の措置の内容	・取込用にデータ化したものについては、利用後にすぐ削除し、他への利用は出来ないようにしている。				
リスク	への対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
リスク	2: 権限のない者(元職	員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク				
ユーサ	デ認証の 管理	<選択肢> 行っている				
	具体的な管理方法	・システムを利用する必要がある職員等のIDについて操作権限を割り当て、IDとともにパスワードによる 認証を行っている。				
アクセ 管理	ス権限の発効・失効の	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない				
	具体的な管理方法	・所属による権限発行を主にしており、その課・係に最低限必要なもののみを発行する。 ・異動等により所属が変わる際には、職員の所属情報を変更し、アクセス権限を変更又は廃止する。 ・個別にアクセス権限を付与する際には、必要なアクセスの詳細を判断し、情報システム管理者(所属長)の承認を得て登録する。 ・異動等が発生した際には、変更となる職員のアクセス権限情報を確認し、業務上不要となったものについては廃止する。 ・発行・失効管理簿に記録・保管する。				
アクセ	ス権限の管理	<選択肢> 行っている				
	具体的な管理方法	・共用IDは発行せず、必ず個人に対しユーザIDを発行する。 ・パスワードは90日毎に変更するようにシステムで制御する。その際は変更前と同じものは使用できない ように制御する。 ・ユーザIDやアクセス権を情報システム管理者(所属長)が定期的に確認し、アクセスが不要となったIDや アクセス権を変更または廃止する。 ・不正なアクセスが行われないように、端末の操作ログを取得し、保管する。				
特定個	固人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> (2)記録を残している 2)記録を残していない				
	具体的な方法	・システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。 ・操作者は個人まで特定でき、5年間保存する。 ・記録は情報システム管理者(所属長)が定期的に検査・分析を行い、不正なアクセスがないことを確認する。				

その他の措置の内容		吏用する端末を操作 オフを徹底する。	Fをする際、損		ードによるログイン、操作終了後の速や
リスクへの対策は十分か	Г	十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 従業者が事務外で	使用するリ	スク			
リスクに対する措置の内容	・システム 作者に用 ・シス 適 ・シが適用 ・業務外和 る。	への操作ログを記録 知している。 ▶操作に関わる者に 」されることを含めて 时用によって情報を	さしているので 三対して研修を 「周知している ・不正に閲覧し	を実施しているので、業務 る。 し、外部に情報を漏らすな	がを確認できる。 操作者が特定できることをシステム操 外の利用禁止について法令の罰則規 などした過去の事例について周知してい は抽出が行われていないことを確認す
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 特定個人情報ファイ	- (ルが不正)	に複製されるリスク			
リスクに対する措置の内容				れた者のみ行うことができ 、複製を禁止している。	きる。
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の使用における	その他の	リスク及びそのリス	クに対する措		
・業務端末自体に特定個人情報・必要な操作以外、個人住民税・必要な操作を終了した後、直	说に関するか	情報を表示しない。		させている。	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない					
委託先による特定個人情報の 委託先による特定個人情報の 委託先による特定個人情報の 委託契約終了後の不正な使用 再委託に関するリスク	O不正な提付 O保管・消去	供に関するリスク に関するリスク	るリスク		
情報保護管理体制の確認	入札の仕件に含め		管理体制、安		人情報の取り扱いが適正であることを条
情報保護管理体制の確認 特定個人情報ファイルの閲覧 者・更新者の制限	件に含め		管理体制、安 	全管理措置等、特定個ノ <選択肢> 1)制限している	人情報の取り扱いが適正であることを条 2)制限していない
特定個人情報ファイルの閲覧	件に含め 「 ・作業者を ・閲覧/リ 制限する	ている。 制限している を限定するために、 更新権限を持つもの。] 委託作業者の つを必要最小	<選択肢> 1) 制限している の名簿を提出させる。	2)制限していない
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法 特定個人情報ファイルの取扱	件に含め ・作業者を ・閲覧/ 制限する ・閲覧/	ている。 制限している を限定するために、 更新権限を持つもの。] 委託作業者の うを必要最小 を取得し、不正	<選択肢> 1) 制限している の名簿を提出させる。 限とし、厳重なアカウント	2)制限していない
特定個人情報ファイルの閲覧 者・更新者の制限 具体的な制限方法	件に含め 「「業者を ・閲覧する」 ・閲覧 「関 り し り し り し り し り り り り り り り り り り り	ている。 制限している を限定するために、 更新権限を持つもの。 更新の履歴(ログ)を 記録を残している	要託作業者の うを必要最小 を取得し、不正] 使用履歴につ	<選択肢> 1) 制限している の名簿を提出させる。 限とし、厳重なアカウント Eな使用がないことを確認 <選択肢> 1) 記録を残している いては、ユーザーID、操作 ムセキュリティ実施手順の	2)制限していない 管理により、システム上で操作権限を 忍する。
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法 特定個人情報ファイルの取扱いの記録	件に含め 「「業者を ・閲覧する」 ・閲覧 「関 り し り し り し り し り り り り り り り り り り り	ている。 制限している を限定するために、 更新権限を持つもの。 更新の履歴(ログ)を 記録を残している	要託作業者の うを必要最小 を取得し、不正] 使用履歴につ	<選択肢> 1) 制限している の名簿を提出させる。 限とし、厳重なアカウント 正な使用がないことを確認 <選択肢> 1) 記録を残している	2)制限していない 管理により、システム上で操作権限を 忍する。 2)記録を残していない 作日時、事務種別や処理事由等を記録

委託先から他者への 提供に関するルールの 内容及びルール遵守の 確認するため監査をすることができる。業務終了後についても同様とする。 ・発注者が必要があると認めたときは、契約の内容が遵守されていること及び個人情報の取扱い状況を ・発注者が必要があると認めたときは、契約の内容が遵守されていること及び個人情報の取扱い状況を ・発注者が必要があると認めたときは、契約の内容が遵守されていること及び個人情報の取扱い状況を ・発注者が必要があると認めたときは、契約の内容が遵守されていること及び個人情報の取扱い状況を

提供に関するルールの・業務上必要な特定個人情報の授受は、権限の付与された職員と委託先との間でのみ行い、委託業務内容及びルール遵守の終了後は直ちに船橋市に返却するよう委託契約書に定めている。

・船橋市が必要と認めるときは、委託先に対し報告を求め、実地調査を行うこととしている。

・業務目的外の特定個人情報の利用及び提供を禁止している。

委託元と委託先間の

確認方法

特定值	固人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢 <i>></i> 1) 定めている	2) 定めていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法		のため提供された個人 が別の方法を指示した		、委託業務終了後直ちに船橋市 の方法による。	「に返却することとしている。ま
	契約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
		2 目的外 3 4 契約事者の 5 6 を 5 6 を 7 を 8 を 9 を 10 の 11 の 12 の 13 情 14 情 14 に 13 に 14 に 16 の 17 の 18 の 19 の	(時の返還義務 対する遵守事項の周) 対限 対発生時の報告及び 関 ・更新者の制限 報の取扱いについて気 なじて、船橋市が委託	シ禁止 知義務 船橋市の と期的に 野先理に デ管理に	チェックを行った上でその報告を 察・監査を行うことができること。 責任を負うこと。 委託先と同等の義務を負うことを	
	託先による特定個人情イルの適切な取扱いの	[+	-分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている 4) 再委託していない
	具体的な方法	•委託契約	書で、再委託先事業者	たおいて	ても受注者が負うべき義務を同	兼に負うことを規定している 。
その作	也の措置の内容	_				
リスク	への対策は十分か	[十分である]	く選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
特定值	特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
_						
5. 特	定個人情報の提供・移転	は(委託や情	報提供ネットワークシ	ステムを	を通じた提供を除く。) 	[]提供・移転しない
リスク	11: 不正な提供・移転が	行われるリス	スク			
特定化 記録	固人情報の提供·移転の 	[2録を残している]	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記録を残していない
	具体的な方法				川用する場合は、情報照会・情報 D記録が逐一保存される。	提供(どの端末・職員が、どの
	固人情報の提供・移転に ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	(所属長)の 目的及び法 また、提供! 要に応じて! ・番号法の想 きるかを書る	承認を得なければなら的根拠等から可否判こついては、番号法第 集作ログを確認するこ 見定に基づき認められ	らず、デ・ 断を行い 19条によ とができ る特定(を備し、、		利用申請を求め、データ利用の いてデータの移転をしている。 て行うものとしている。なお、必 的に誰に対し何の目的で提供で 最の提供を行う。年1度の研修、
その作	也の措置の内容					
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク2: 不適切な方法で提供	
リスクに対する措置の内容	・課税に係る情報の提供・移転については、事前に利用目的及び根拠を記載した書面により申請のうえ、情報セキュリティ管理者(所属長)の承認を得なければならない。 ・特定個人情報は、番号法及び条例上認められる事務に限ってデータ連携が可能となっている。 ・オンライン照会画面では、番号法及び条例上認められる事務に必要な者だけしか照会できないようシステム上でアクセス制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク3: 誤った情報を提供・	移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク
リスクに対する措置の内容	・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置: 提供・移転先の利用目的が適切であると認められた場合に限り提供・移転をしている。 提供・移転する情報のチェックを行い、誤った情報が作成されないことをシステム上で担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置: 品質やセキュリティが保証されている連携システムにてあらかじめ定められた仕様に基づくサーバー間の 通信に限定しており、必要な情報が必要とするシステムに対して確実に供給される仕組みとしているた め、誤った相手に提供・移転してしまう事がないことをシステム上担保している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> □ 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
	委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対す
る措置	
6. 情報提供ネットワークシ	・ステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行	われるリスク
	〈個人住民税システム(税務システム)の運用における措置〉 ①ユーザーのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲としている。 ②自己のユーザーID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。 ③離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ④定められたルールを遵守し適切に運用を行っている。 ⑤情報漏えい防止などを目的とした、人的セキュリティ研修を実施している。 <自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置〉

<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている

2) 十分である

十分である

リスクへの対策は十分か

リストローウム ビルナ たたい	
リスグ2: 安全が保たれない。	ち法によって入手が行われるリスク I
	<個人住民税システム(税務システム)の運用における措置> ①定められた運用手順に従い照会し、データを入手する。
リスクに対する措置の内容	<自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①自治体中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報 提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が 担保されている。
	<自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①自治体中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを 維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保してい る。
	②自治体中間サーバーと団体についてはVPN(Virtual Private Network(ヴァーチャル プライベート ネットワーク)の頭文字。公衆回線上に仮想的な専用回線を作り、これを利用することで安全性を高める仕組み。データは認証や暗号化で厳重に保護・管理されるため、漏えいや盗聴などの危険性は低い。)等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情	
リスクに対する措置の内容	<個人住民税システム(税務システム)・団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)における措置>①情報照会機能により自治体中間サーバーに情報照会を行う際には、個人住民税システム(税務システム)及び団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)において照会結果の改変を行わないことで、自治体中間サーバーから入手した情報と同一であることを担保している。
リスグに対 9 る指直の内容	<自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①自治体中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報 提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る 特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されてい る。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個.	人情報が漏えい・紛失するリスク
リスクに対する措置の内容	 〈個人住民税システム(税務システム)の運用における措置> ①ユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲としている。 ②自己のユーザーID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。 ③離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ④定められたルールを遵守し適切に運用を行っている。 ⑤情報漏えい防止などを目的とした、人的セキュリティ研修を実施している。 〈自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①自治体中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④自治体中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)自治体中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の自治体中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークでは復号されないものとなっている。
	<自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①自治体中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②自治体中間サーバーと団体についてはVPN(Virtual Private Network(ヴァーチャル プライベート ネットワーク)の頭文字。公衆回線上に仮想的な専用回線を作り、これを利用することで安全性を高める仕組み。データは認証や暗号化で厳重に保護・管理されるため、漏えいや盗聴などの危険性は低い。)等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③自治体中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、自治体中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報にアクセスすることはできない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

リスク5: 不正な提供が行わ	れるリスク
リスクに対する措置の内容	<個人住民税システム(税務システム)の運用における措置> ①個人住民税システム(税務システム)と自治体中間サーバーの接続は、団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)経由のみの通信とし、不正な方法での提供が行われることを防止している。②個人住民税システム(税務システム)では操作者のログイン時の認証及び操作内容の記録が実施されるため、不正な操作を抑止する仕組みになっている。 <自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、自治体中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、既会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④自治体中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。
	<自治体中間サーバーの運用における措置> 自治体中間サーバーとの情報連携する事務を行う職員のみに、事務に則した処理権限を付与し、不適切な提供が行われないように対応する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提	供されるリスク
リスクに対する措置の内容	〈個人住民税システム(税務システム)の運用における措置〉 ①個人住民税システム(税務システム)と自治体中間サーバーの接続は、団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)経由のみの通信とし、不正な方法での提供が行われることを防止している。②個人住民税システム(税務システム)では操作者のログイン時の認証及び操作内容の記録が実施されるため、不正な操作を抑止する仕組みになっている。 〈自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置〉 ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。②自治体中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。 〈自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ①自治体中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②自治体中間サーバーと団体についてはVPN(Virtual Private Network(ヴァーチャル プライベート
リスクへの対策は十分か	ネットワーク)の頭文字。公衆回線上に仮想的な専用回線を作り、これを利用することで安全性を高める仕組み。データは認証や暗号化で厳重に保護・管理されるため、漏えいや盗聴などの危険性は低い。)等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③自治体中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。 〈自治体中間サーバーの運用における措置〉 自治体中間サーバーとの情報連携する事務を行う職員のみに、事務に則した処理権限を付与し、不適切な提供が行われないように対応する。 【
	3) 課題が残されている

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク <個人住民税システム(税務システム)の運用における措置> 自治体中間サーバーと連携される個人住民税に関する情報の更新は、入力後の照合作業等により正確 性を担保している。 <自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報 照会者への経路情報を受領したうえで、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に リスクに対する措置の内容 特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式 チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備すること で、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本 と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。 十分である Γ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- <自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>
- ①自治体中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操
- 作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応 している。
- <自治体中間サーバー·プラットフォームにおける措置>
- ①自治体中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク (総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ②自治体中間サーバーと団体についてはVPN(Virtual Private Network(ヴァーチャル プライベート ネットワーク)の頭文字。公衆回線 上に仮想的な専用回線を作り、これを利用することで安全性を高める仕組み。データは認証や暗号化で厳重に保護・管理されるため、漏 えいや盗聴などの危険性は低い。)等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保し ている。
- ③自治体中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、自治体中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、自治体中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウド −ビス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない	- <選択肢>] 1)特に力を入れて遵守している 2)十分に遵守している 3)十分に遵守していない 4)政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している	<選択肢> 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している	- 1)特に力を入れて登偏している 2)十分に登偏している 3)十分に整備していない
④安全管理体制·規程の職員 への周知	[十分に周知している	<選択肢> 1)特に力を入れて周知している 2)十分に周知している 3)十分に周知していない

⑤物理	里的対策	[十分に行っている] \歴が版/ 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的な対策の内容	〈船橋市における措置〉 ①電子計算機室等の管理区域に設置しており、入退室管理及び監視カメラの設置を行っている。 (※管理区域とは、ネットワークの基幹機器及び重要な情報システムを設置し、当該機器等の管理並びに運用を行うための部屋をいう。) ②情報システム管理者(所属長)が許可した場合を除き、管理区域への外部記録媒体の持ち込みを禁止する。 ③情報システム管理者(所属長)又は情報システム管理者が指定した者は、市が予め使用を許可している外部記録媒体を管理・保管し、退庁する際には個数を確認するものとする。 〈自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉自治体中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。・・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。・・IT 「リガバメントクラウドにおける措置〉 ①ガバメントクラウドにおける措置〉 ①ガバメントクラウドにおける措置〉 ①ガバメントクラウドにおける措置〉 ②ガバメントクラウドにおける措置〉 ②ガバメントクラウドにおける措置〉 ②ガバメントクラウドにおける措置〉 ②ガバメントクラウドにおける措置〉 ②ガバメントクラウドにおける措置〉 ②ガバメントクラウドにおける措置〉 ②ガバメントクラウドにおける措置〉 ②ガバメントクラウドにおける措置〉 ②ガバメントクラウドにおける情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。
⑥技術	前的対策	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的な対策の内容	(
⑦バッ	クアップ	[十分に行っている] <選択版> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
⑧事故知	対発生時手順の策定・周	/、强和胜人

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生あり]		<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
	その内容	け、園児等329人 ②市民から精神降 きところを2部印刷	の氏名・住所等 章害者保健福祉 別してしまい、そ の事業者に対し	の個人情 手帳の3 のうち1音 、他の書	報について、漏えいのおそれ。 で付申請を受けた際、市控として いをコピー機に取り残したことに 類とともに誤って当該市控を交	ナーバがランサムウェア攻撃を受 及び毀損が発生した。 て入力票の写しを1部印刷するべ より、他の事務手続を行ってい 付してしまい、当該市民の氏名・
	再発防止策の内容	した。また、国の事業者に求め、委託 ②コピー機を使用	事務対応ガイドに 6先の個人情報 日した際は印刷さ	こ基づく個の管理体	国人情報の取扱いについての特別についても確認することとしまます。 同じついて枚数と内容を確認であるでは認います。 「一について枚数と内容を確認である。」	けして、注意喚起の通知文を発送 特記事項を記した誓約書等を事 た。 するとともに、窓口で個人情報が 確認し誤交付のないよう改めて
⑩死者	ちの個人番号	[保管	している]	<選択肢> 1) 保管している	2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存者の個人番	 号と同様の方法	 にて安全	全管理措置を実施する。	
その他	也の措置の内容	_				
リスク	への対策は十分か	[十分)である]	く選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク	2: 特定個人情報が古し	い情報のまま保管	され続けるリスク	ל		
リスク	に対する措置の内容	とにより最新化す ・国税関係情報、 齢者医療保険各	る。また、既存付 地方税関係情報 保険料納付情報 や扶養親族情報	主民基本 服、生活仍 服、年金関	台帳システムとの整合処理を行 R護関係情報、障害者情報、国 関係情報については毎年データ	、随時、異動データを連携するこう。 民健康保険・介護保険・後期高 を入手し、更新・賦課決定する。 :記の情報等を入手し、正確な情
リスク	への対策は十分か	[十分	である]	く選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク	3: 特定個人情報が消	去されずいつまでも	存在するリスク	,		
消去手	FIE	[定め	ている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	手順の内容	・保存年限の過ぎ	を定め、期間紹 た特定個人情報 カドにおける措置 されないよう、2	報につい [・]		೬施する。 ISO∕IEC27001等に準拠したプロ
その他	也の措置の内容					
リスク	への対策は十分か	[十分	である]	く選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
特定個	固人情報の保管・消去に	おけるその他のリス	スク及びそのリス	スクに対す	する措置	
_						

Ⅳ その他のリスク対策※

IV ての他のリスク対策 ※						
1. 監	査					
①自记	己点検	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない				
	具体的なチェック方法	システム実施手順に「評価書の記載内容通りの運用がなされていること」をチェック項目として追加し、1年に1回自己点検に用いる。 <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、自治体中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。				
②監査	<u> </u>	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない				
	具体的な内容	<内部監査> 内部の監査担当により、以下の観点による自己監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 <外部監査> 民間機関等より調達する外部監査事業者による監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。 <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、自治体中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。				
2. 彼	業者に対する教育・福	各発				
従業者	当に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない				
	具体的な方法	・職員に対しては、eラーニング等の個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持に関する事項を遵守させている。 ・システム操作関係職員(会計年度任用職員を含む)に対して、初任時及び一定期間毎に必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・業務端末の操作者については、必要な操作終了後直ちに端末の画面表示を閉じる事を徹底し、第三者による覗き見を防止している。 〈自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。				

3. その他のリスク対策

<船橋市における措置>

- ・特定個人情報保護評価を適切に実施するために、部署横断的な特定個人情報保護評価書の内容の確認等を行う総括的な部署として 総務法制課を設置している。
- ・特定個人情報の漏えい等の発生時における報告フローについて、年に1度周知している。

<自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

・自治体中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録された クラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退出管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

<ガバメントクラウドにおける措置>

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。

ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。

具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

Ⅴ 開示請求、問合せ

1. 犋	1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求					
①請>	 大 大 大 大 大 大 大 大	船橋市総務部総務法制課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話 047-436-2062				
②請求方法		情報公開コーナー(船橋市役所本庁舎11階行政資料室内)に備え付けの、又は市ホームページでダウンロードできる「保有個人情報開示請求書」に住所、氏名、電話番号、必要とする特定個人情報が記録されている公文書の名称(具体的な内容)など必要事項を記載して提出する。なお、請求及び開示の際には、その特定個人情報の本人であることを証明する資料を提示又は提出する。 ※本人であることを証明する資料 運転免許証、旅券、住民基本台帳カード(写真付)、個人番号カード等。郵送による請求の場合は、運転免許証等を複写したもの及び開示請求を行う日前30日以内に取得した住民票が必要となる。				
	特記事項					
③手数料等		(手数料額、納付方法: <選択肢> (手数料額、納付方法:)				
④個人情報ファイル簿の公表		[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない				
	個人情報ファイル名	個人住民税ファイル				
	公表場所	船橋市役所本庁舎11階行政資料室及び船橋市ホームページ (https://www.city.funabashi.lg.jp/shisei/jouhoukoukai/001/p004126.html)				
⑤法*	うによる特別の手続					
⑥個人情報ファイル簿への不 記載等						
2. 特	2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
①連絡先		船橋市税務部市民税課 電話 047-436-2212、税務課 電話 047-436-2202 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号				
②対1	芯方法	問合せの受付時に受付票を起票し、問合せ内容及び対応等について記録を残す。情報漏えい等の重 大な事案に関する問合せについては関係先等に調査を行うとともに、総務部総務法制課へ進捗状況を 報告する。				

VI 評価実施手続

VI 计侧关地子树	
1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年1月31日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取
①方法	パブリックコメントによる意見聴取の実施について、船橋市広報紙に記事を掲載し、ホームページ及び本庁舎・各出張所にて全文を閲覧できるようにする。意見聴取の方法は、郵便、ファクシミリ、電子メール及び事務担当課への持参による。
②実施日·期間	令和6年11月1日~令和6年12月2日(31日間)
③期間を短縮する特段の理 由	_
④主な意見の内容	特になし。
⑤評価書への反映	_
3. 第三者点検	
①実施日	令和7年1月10日
②方法	船橋市情報公開・個人情報保護審査会による点検を受けた。
③結果	「個人住民税に関する事務 全項目評価書(素案)」は、特定個人情報保護評価指針(令和6年5月27日 個人情報保護委員会作成)の審査の観点に照らし、適合性及び妥当性ともに基準を満たしていると判断された。 次のとおり付言を受けている。 ・特定個人情報は、住民の権利利益に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、その適正な取扱い及び情報漏えい等を防止するための措置の徹底を求める。
4. 個人情報保護委員会の	承認 【行政機関等のみ】
①提出日	
②個人情報保護委員会によ る審査	

(別添3)変更箇所

変更日)変更箇所 _{項目}	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の16の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号」という。)第16条	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及 び別表第一の16の項	事後	特定個人情報保護評価書の 記載要領の変更に伴う形式的 な変更であるため、重要な変 更に当たらない。
令和4年2月17日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(船橋市が照会) ・番号法第19条第7号 別表第二の27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号」という。)第20条年/内閣府/総務省で第7号」という。)第20条第1号から第4号まで(船橋市が提供)・(別紙1 令和3年1月18日現在)のとおり	(船橋市が照会) ・番号法第19条第8号及び別表第二の27の項 (船橋市が提供) ・番号法第19条第8号及び別表第二の1の項、2 の項、3の項、4の項、6の項、8の項、9の項、11 の項、16の項、18の項、20の項、23の項、26の項、27の項、28の項、29の項、31の項、34の項、35の項、37の項、38の項、39の項、40の項、42の項、48の項、53の項、54の項、57の項、58の項、59の項、61の項、62の項、63の項、64の項、65の項、66の項、67の項、70の項、71の項、74の項、80の項、84の項、85の2の項、87の項、91の項、92の項、94の項、97の項、101の項、103の項、106の項、107の項、108の項、113の項、114の項、115の項、116の項、117の項、120の項、121の項	事後	特定個人情報保護評価書の 記載要領の変更及び法改正 に伴う形式的な変更であるた め、重要な変更に当たらな い。
	I 基本情報 (別添1)事務の内容 備考	⑦納税者が税務署に提出した確定申告書を国 税庁システム、地方電子化協議会を経由し受 領する。	⑦納税者が税務署に提出した確定申告書を国 税庁システム、地方税共同機構を経由し受領す る。	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない
	II 特定個人情報ファイルの 概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目(個人住民税情報) 1. 当初資料ファイル ・年金支払報告書 ・確定申告書、住民税申告書 ・金額予備項目18 5. 課税台帳ファイル ・課税情報 ・金額予備項目18	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目(個人住民税情報) 下記の記録項目を追加 1. 当初資料ファイル ・年金支払報告書 ・本人_ひとり親 下記の記録項目を変更 1. 当初資料ファイル ・確定申告書、住民税申告書 ・配当・株式等譲渡の申告不要制度適用区分 5. 課税台帳ファイル ・課税情報 ・配当・株式等譲渡の申告不要制度適用区分	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	I 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ④委託先への特定個人情報ファイルの力ァイルの	[O]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []その他()	[]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [O]その他(大容量ファイル転送システム)	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない
令和4年2月17日	II 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	株式会社アイネス(令和3年4月より株式会社 トッパン・フォームズに変更予定)	トッパン・フォームズ株式会社	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	II 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項3 ④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法	[〇]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []その他()	[]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [O]その他(大容量ファイル転送システム)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年2月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	株式会社アイネス(令和3年4月より株式会社 トッパン・フォームズに変更予定)	トッパン・フォームズ株式会社	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年2月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[O]提供を行っている(65件) [O]移転を行っている(53件)	[O]提供を行っている(66件) [O]移転を行っている(53件)	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	番号法第19条第7号 番号法別表第二に定め る情報照会者(別紙2参照)	番号法第19条第8号 番号法別表第二に定め る情報照会者(別紙2参照)	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない
令和4年2月17日	I 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別紙2 令和3年1月18日現在)のとおり	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別紙2 令和4年2月17日現在)のとおり	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年2月17日	I 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先5, 6 ①法令上の根拠 ③提供する情報	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年2月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先7 ①法令上の根拠	番号法第19条第9号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)第22条	番号法第19条第10号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)第21条	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない
令和4年2月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1	(別紙4 令和3年1月18日現在)のとおり	(別紙4 令和4年2月17日現在)のとおり	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年2月17日	ロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク		別、生年月日、すべてが住民票に記載の事項と	事後	法令等の改正に伴う形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない。
令和4年2月17日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策7. 特定個人情報の保管・消去 例過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年2月17日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 9過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したかその内容		市公式アプリ「ふなっぷ」において保管していた情報について、サービス提供事業者による設定不備により、第三者からアクセス可能な状態となっていたことが令和3年2月に判明した。ログ調査の結果、第三者からアクセスされたユーザー情報の件数は延べ252件であることが判明したが、どのユーザー情報にアクセスされたかについては、特定に至らなかった。第三者からアクセスがあった可能性がある情報は、氏名、住所、生年月日、性別、メールアドレス、ID、パスワード等である。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年2月17日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 例過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか再発防止策の内容	_	今回のような認識過誤による判断が行われていないか定期的に確認するとともに、総務省や内閣サイバーセキュリティセンターからインシデント情報を収集し、サービス提供事業者へ情報提供したうえで対応の確認を行い、事故を未然に防げるよう、積極的に関与していく。なお、本件を受けて、サービス提供事業者からは、情報収集経路、管理、共有体制の見直し等を行う旨の報告を受けた。	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない。
令和4年2月17日	IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	<自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略)	<船橋市における措置> ・特定個人情報保護評価を適切に実施するために、部署横断的な特定個人情報保護評価書の内容の確認等を行う総括的な部署として法務課を設置している。 ・特定個人情報の漏えい等の発生時における報告フローについて、年に1度周知している。 <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略)	事後	特定個人情報保護評価書の記載要領の変更に伴い、新たに追記したもので、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であるため、重要な変更に当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	[]その他()	[〇]その他(公金受取口座情報)	事後	記録項目の明確化を目的とした形式的な変更であるため、 重要な変更には当たらない。
令和5年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	(略)	(略) 【公金受取口座情報】過誤納金還付業務のため 必要	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない。
令和5年3月31日	II 特定個人情報ファイルの 概要 3. 特定個人情報の入手・使 用 ①入手元	[O]行政機関·独立行政法人等(国税庁、日本年金機構)	[O]行政機関・独立行政法人等(国税庁、日本年金機構、デジタル庁)	事前	情報提供ネットワークシステムによる照会の照会先の追加に伴う変更であり、リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であることから、重要な変更に当たらないものの、事前に変更を行った。
令和5年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	(略)	(略) 〇デジタル庁より、公金受取口座の情報を入手 (随時)	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないものの、事前に変更を行った。
令和5年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	る措置> ①(略) ②ディスク交換やハード更改等の際は、自治体中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を	中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を 行う事業者において、保存された情報が読み出	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない。
令和5年3月31日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(目活体中間サーバー・・ケット・フェアにあげる指置> ①自治体中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。		事後	所管省庁の変更に伴う形式的 な修正であり、重要な変更に は当たらない。
令和5年3月31日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続リスク3 入手した特定個人情報が不正確であるリスクリスクに対する措置の内容	統合宛名システム(番号連携サーバー)における措置>(略) <自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①自治体中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するた	る措置> (略) <自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①自治体中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理	事後	所管省庁の変更に伴う形式的 な修正であり、重要な変更に は当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月31日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策7. 特定個人情報の保管・消去 例過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する中容	情報について、サービス提供事業者による設定 不備により、第三者からアクセス可能な状態と なっていたことが令和3年2月に判明した。ログ 調査の結果、第三者からアクセスされたユー	①市公式アプリ「ふなっぷ」において保管していた情報について、サービス提供事業者による設定不備により、第三者からアクセス可能な状態となっていたことが令和3年2月に判明した。ログ調査の結果、第三者からアクセスされたユーザー情報の件数は延べ252件であることが判明したが、どのユーザー情報にアクセスされたかについては、特定に至らなかった。第三者からアクセスがあった可能性がある情報は、氏名、住所、生年月日、性別、メールアドレス、ID、パスワード等である。 ②放課後ルームで勤務する三季パート補助員(夏休み・冬休み・春休みのみ勤務)を募集内メールを送信(直近1年以内に勤務したことのある方116名。)。その際、116名の対象者のアドレスを本来「BCC」に入れるところを誤って「TO」に入力し、他の方のメールアドレスが表示される形でメールを送信してしまった。116名のうち6名はアドレスが変更されており、送信できなかった。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年3月31日	田 特定個人情報の収扱いフロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 9過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関 する事本が発生したか	内閣サイバーセキュリティセンターからインシデント情報を収集し、サービス提供事業者へ情報 提供したうえで対応の確認を行い、事故を未然 に防げるよう、積極的に関与していく。なお、本 件を受けて、サービス提供事業者からは、情報	①今回のような認識過誤による判断が行われていないか定期的に確認するとともに、総務省や内閣サイバーセキュリティセンターからインシデント情報を収集し、サービス提供事業者へ情報提供したうえで対応の確認を行い、事故を未然に防げるよう、積極的に関与していく。なお、本件を受けて、サービス提供事業者からは、情報収集経路、管理、共有体制の見直し等を行う旨の報告を受けた。②・「TO」で送信しない。・送信メール作成時には、必ず新規作成で作成し、宛名はBccに直接入力又はエクセルデータからの貼付けにする。案内送付時の決裁処理において、メール送信画面も添付する。・新たに一斉送信の際のチェックリストを作成し、一斉送信前に必ず下書きに保存のうえ、メール作成者およびダブルチェック担当者の確認作業を行う。・課内で今回の件を共有し周知徹底を図る。		その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
		の内容の確認等を行う総括的な部署として法務 課を設置している。 ・(略)	<船橋市における措置> ・特定個人情報保護評価を適切に実施するために、部署横断的な特定個人情報保護評価書の内容の確認等を行う総括的な部署として総務法制課を設置している。 ・(略) <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略)	事後	組織改正に伴う組織の名称の 形式的な変更であるため、重 要な変更に当たらない。
会和5年2月21日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 ①請求先	船橋市総務部法務課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25 号 電話 047-436-2062	船橋市総務部総務法制課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25 号 電話 047-436-2062	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない。
今和5年2月21日	V 用示詞水、向うで 2 特字個人情報ファイルの	容及び対応等について記録を残す。情報漏えい等の重大な事案に関する問合せについては	問合せの受付時に受付票を起票し、問合せ内容及び対応等について記録を残す。情報漏えい等の重大な事案に関する問合せについては関係先等に調査を行うとともに、総務部総務法制課へ進捗状況を報告する。	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない。
	VI 評価実施手続 1. 基礎項目評価書 ①実施日	2018/1/5	2023/3/31	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
△ €05 € 0 € 04 €		平成29年11月1日~平成29年12月1日(30日間)	令和4年11月1日~12月1日(31日間)	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	2017/12/11	令和5年2月1日~令和5年3月15日(書面開催)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年3月31日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ③結果	正案)」について、特定個人情報保護評価指針の審査の観点に照らし、適合性及び妥当性ともに基準を満たしていると判断された。次のとおり付言を受けている。 ・住民の権利利益に重大な影響を及ぼすおそれのある特定個人情報の取扱いに当たり、特	の観点に照らし、適合性及び妥当性ともに基準 を満たしていると判断された。 次のとおり付言を受けている。 ・住民の権利利益に重大な影響を及ぼすおそ れのある特定個人情報について、その適正な	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年3月29日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取る扱う事務において使用するシステム システム システム1 ②システムの機能	①~⑨(略)	①~⑨(略) ⑩証明書情報連携機能:税証明書情報をコンビニ交付システムへ連携する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年3月29日		[〇]その他(宛名システム(税務システム)、収納管理システム(税務システム)、団体内統合宛名システム(番号連携サーバー))	[〇]その他(宛名システム(税務システム)、収納管理システム(税務システム)、団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)、コンビニ交付システム)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年3月29日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	令和4年11月1日~令和4年12月1日(31日間)	コンビニ交付に関する記載について追記	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目(個人住民税情報) 1. 当初資料ファイル ・確定申告書、住民税申告書	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目(個人住民税情報) 1. 当初資料ファイル ・確定申告書、住民税申告書 次の記録項目を追加。 ・内)国外居住人数 ・金額予備項目 21 ・金額予備項目 22 ・金額予備項目 23 ・金額予備項目 25 ・金額予備項目 25 ・金額予備項目 26 ・金額予備項目 27 ・金額予備項目 28 ・金額予備項目 28 ・金額予備項目 28 ・金額予備項目 29 ・金額予備項目 30	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目(個人住民税情報) 5. 課税台帳ファイル・課税情報 ・差引年税額 ・市_所得割 ・県_所得割	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目(個人住民税情報) 5. 課税台帳ファイル・課税情報 を記の記録項目名をそれぞれ次のとおり変更。 ・差引住民税額 ・市定額減税後 所得割 ・県定額減税後 所得割	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 特定個人情報ファイルの 概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目(個人住民税情報) 5. 課税台帳ファイル・課税情報	(別法2) 特報) 5. 課税情報) 5. 課税情報) 5. 課税情報) 5. 課税情報 次の記録環境稅稅 (知志, 在,	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	地方税法第20条の11、第45条の2~第45条の3の3、第295条、第317条の2~第317条の3の3に規定がある。		事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	トッパン・フォームズ株式会社	TOPPANエッジ株式会社	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	II 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	トッパン・フォームズ株式会社	TOPPANエッジ株式会社	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けら れない
令和6年3月29日	II 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項4 ⑥委託先名	シティコンピュータ株式会社	株式会社アイネスリレーションズ	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[O]提供を行っている(66件) [O]移転を行っている(53件)	[O]提供を行っている(66件) [O]移転を行っている(52件)	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない
令和6年3月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1	(別紙4 令和4年2月17日現在)のとおり	(別紙4 令和6年3月29日現在)のとおり	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない
令和6年3月29日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表	行っていない	行っている	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない
	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表個人情報ファイル名	「個人情報取扱事務届出簿」の帳票を公表している。	個人住民税ファイル	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月29日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表公表場所	船橋市役所本庁舎11階行政資料室	船橋市役所本庁舎11階行政資料室及び船橋 市ホームページ (https://www.city.funabashi.lg.jp/shisei/jouhou koukai/001/p004126.html)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けら れない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の16の項	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及 び別表の24の項	事後	法改正に伴う形式的な変更で あるため、重要な変更に当た らない。
	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠		(船橋市が照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 (船橋市が提供) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、7の項、11の項、13の項、15の項、20の項、28の項、37の項、39の項、42の項、48の項、49の項、53の項、57の項、58の項、59の項、63の項、65の項、66の項、69の項、73の項、75の項、76の項、81の項、83の項、84の項、86の項、87の項、88の項、89の項、90の項、91の項、92の項、96の項、98の項、106の項、108の項、115の項、124の項、125の項、129の項、130の項、132の項、137の項、138の項、140の項、141の項、142の項、144の項、147の項、151の項、152の項、155の項、156の項、155の項、156の項、168の項、166の項、167の項、168の項、169の項、170の項、171の項、172の項、173の項	事後	法改正に伴う形式的な変更で あるため、重要な変更に当た らない。
令和7年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目	-	次の別添を追加 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 ・〈要配慮個人情報を含む〉【個人住民税情報(標準準拠システム)】 ・〈要配慮個人情報を含まない〉【宛名情報(標準準拠システム)】 ・〈要配慮個人情報を含まない〉【収納消込情報(標準準拠システム)】	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	I 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ④委託先への特定個人情報ファイルの対応	[〇]その他(庁内の保守用端末)	[〇]その他(庁内又は保守拠点からの保守用端末)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	番号法第19条第8号 番号法別表第二に定め る情報照会者(別紙2参照)	番号法第19条第8号に基づく主務省令に定める 情報照会者(別紙2参照)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けら れない
令和7年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[O]提供を行っている(66件) [O]移転を行っている(52件)	[O]提供を行っている(78件) [O]移転を行っている(57件)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	番号法第19条第8号 番号法別表第二に定め る情報照会者(別紙2参照)	番号法第19条第8号に基づく主務省令に定める 情報照会者(別紙2参照)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日		番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号に基づく主務省令	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ②提供先における用途	番号法別表第二に定める事務(別紙2参照)	番号法第19条第8号に基づく主務省令に定める 事務(別紙2参照)	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	番号法別表第二における地方税に関する特定 個人情報の連携対象者の範囲	地方税に関する特定個人情報の連携対象者の 範囲	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	(別紙2 令和4年2月17日現在)のとおり	(別紙2 令和7年1月31日現在)のとおり	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1	(別紙4 令和6年3月29日現在)のとおり	(別紙4 令和7年1月31日現在)のとおり	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない
令和7年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 6. 特定個人情報の保管・消 去 ①保管場所	(略)	(略)	事前	重要な変更
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 6. 特定個人情報の保管・消 去 ③消去方法	(略)	(略) くガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデタ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないものの、事前に変更を行った。
	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策3. 特定個人情報の使用リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク特定個人情報の使用の記録具体的な方法	・操作者は個人まで特定でき、システム上5年間 保存する。	・操作者は個人まで特定でき、5年間保存する。	事前	重要な変更
令和7年1月31日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	(略)	(略) <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月31日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策7. 特定個人情報の保管・消去 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	(略)	(略) 〈ガバメントクラウドにおける措置〉 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジル庁。以下「利用基準」という。)又はガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以本では、ガバメントクラウド運用である「ASP」をである。(ののでは、ガバメントクラウドででは、が、カーン・アカウンとともに、でででは、ガバメントクラウドに対し、カバスにより、ターン、アカウンとともに、でででは、ガバメントクラウドに対し、カイルス対策・カービスが、クラウドに対し、カイルス対策・カーンがを行う。(ののでは、ガバメントクラウドに対し、カイルス対策・カーンがである。ののでは、ガバメントクラウドに対し、カーンがでででは、ガバメントクラウドででは、ガバメントクラウドででは、ガバメントクラウドででは、ガバメントクラウドででは、ガバメントクラウドででは、ガバメントクラウドでででは、ガバメントクラウドでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	事前	重要な変更
令和7年1月31日	皿 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策7. 特定個人情報の保管・消去。 ③過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したかその内容	したが、どのユーザー情報にアクセスされたか については、特定に至らなかった。第三者から アクセスがあった可能性がある情報は、氏名、	放課後ルームで勤務する三季パート補助員(夏休み・冬休み・春休みのみ勤務)を募集するために経験者を対象に、冬休みの募集案内メールを送信(直近1年以内に勤務したことのある方116名。)。その際、116名の対象者のアドレスを本来「BCC」に入れるところを誤って「TO」に入力し、他の方のメールアドレスが表示される形でメールを送信してしまった。116名のうち6名はアドレスが変更されており、送信できなかった。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和7年1月31日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策7. 特定個人情報の保管・消去。 ⑨過去3年以内に、評価実施機関にないて、個人情報に関	①今回のような認識過誤による判断が行われていないか定期的に確認するとともに、総務省や内閣サイバーセキュリティセンターからインシデント情報を収集し、サービス提供事業者へ情報提供したうえで対応の確認を行い、事故を未然に防げるよう、積極的に関与していく。なお、本件を受けて、サービス提供事業者からは、情報収集経路、管理、共有体制の見直し等を行う旨の報告を受けた。②・「TO」で送信しない。・送信メール作成時には、必ず新規作成で作成し、宛名はBccに直接入力又はエクセルデータからの貼付けにする。案内送付時の決裁処理において、メール送信画面も添付する。・新たに一斉送信の際のチェックリストを作成し、一斉送信前に必ず下書きに保存のうえ、メール作成者およびダブルチェック担当者の確認作業を行う。・課内で今回の件を共有し周知徹底を図る。	・「TO」で送信しない。 ・送信メール作成時には、必ず新規作成で作成し、宛名はBcoに直接入力又はエクセルデータからの貼付けにする。案内送付時の決裁処理において、メール送信画面も添付する。 ・新たに一斉送信前に必ず下書きに保存のうえ、メール作成者およびダブルチェック担当者の確認作業を行う。 ・課内で今回の件を共有し周知徹底を図る。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和7年1月31日	リヘク3:特定個人情報が月去 されずいつまでも左左する	・情報の保存期間を定め、期間経過後、削除操作を実施する	<船橋市における措置> ・情報の保存期間を定め、期間経過後、削除操作を実施する。 ・保存年限の過ぎた特定個人情報についてはシステム上の削除処理を実施する。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月31日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	(略)	(略) 〈ガバメントクラウドにおける措置〉 ガバメントクラウドについては政府情報システム のセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録され たクラウドサービスから調達することとしており、 ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定 期的にISMAP監査機関リストに登録された監査 機関による監査を行うこととしている。	事前	重要な変更
	IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	(略)	(略) くガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アブリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	重要な変更
令和7年1月31日	VI 評価実施手続 1. 基礎項目評価書 ①実施日	2023/3/31	2025/1/31	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和7年1月31日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の 聴取 ②実施日・期間	令和4年11月1日~令和4年12月1日(31日間)	令和6年11月1日~令和6年12月2日(31日間)	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない。
令和7年1月31日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	令和5年2月1日~令和5年3月15日(書面開催)	2025/1/10	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない。
令和7年1月31日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ③結果	「個人住民税に関する事務 全項目評価書(修正案)」は、特定個人情報保護評価指針(令和4年4月1日 個人情報保護委員会作成)の審査の観点に照らし、適合性及び妥当性ともに基準を満たしていると判断された。次のとおり付言を受けている。・住民の権利利益に重大な影響を及ぼすおそれのある特定個人情報について、その適正な取扱い及び情報漏えい等を防止するための措置の徹底を求める。	「個人住民税に関する事務 全項目評価書(素案)」は、特定個人情報保護評価指針(令和6年5月27日 個人情報保護委員会作成)の審査の観点に照らし、適合性及び妥当性ともに基準を満たしていると判断された。 次のとおり付言を受けている。・特定個人情報は、住民の権利利益に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、その適正な取扱い及び情報漏えい等を防止するための措置の徹底を求める。		その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月15日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(船橋市が照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 (船橋市が提供) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、7の項、11の項、13の項、15の項、20の項、28の項、37の項、39の項、42の項、48の項、49の項、53の項、57の項、58の項、59の項、63の項、65の項、66の項、69の項、73の項、75の項、76の項、81の項、83の項、84の項、86の項、87の項、88の項、89の項、90の項、91の項、92の項、96の項、98の項、106の項、108の項、115の項、124の項、125の項、129の項、130の項、132の項、137の項、138の項、140の項、141の項、142の項、144の項、147の項、151の項、152の項、155の項、156の項、158の項、160の項、161の項、163の項、164の項、165の項、166の項、167の項、168の項、169の項、171の項、172の項、173の項	(船橋市が照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 (船橋市が提供) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、7の項、11の項、20の項、28の項、11の項、13の項、42の項、48の項、49の項、55の2の項、57の項、55のの項、55の2の項、57の項、58の項、73の項、55の項、63の項、65の項、66の項、69の項、73の項、86の項、87の項、88の項、89の項、90の項、108の項、112の項、115の項、124の項、125の項、129の項、130の項、132の項、137の項、138の項、140の項、1310の項、142の項、144の項、147の項、151の項、152の項、155の項、156の項、158の項、166の項、161の項、163の項、164の項、165の項、166の項、167の項、168の項、169の項、171の可、171	事後	法改正に伴う形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない。
令和7年8月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	(略) ・4情報:個人特定時の真正性確認のため。 (略)	(略) ・5情報:個人特定時の真正性確認のため。 (略)	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない。
令和7年8月15日	II 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項4 ⑥委託先名	株式会社アイネスリレーションズ	シティコンピュータ株式会社	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない。
令和7年8月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[〇]提供を行っている(78件) [〇]移転を行っている(57件)	[O]提供を行っている(80件) [O]移転を行っている(55件)	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない。
令和7年8月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	(別紙2 令和7年1月31日現在)のとおり	(別紙2 令和7年8月15日現在)のとおり	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない
令和7年8月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1	(別紙4 令和7年1月31日現在)のとおり	(別紙4 令和7年8月15日現在)のとおり	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない。
令和7年8月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消 去 ①保管場所	(略) <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①自治体中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された自治体中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 (略)	(略) <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①自治体中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。・日本国内でデータを保管している。・日本国内でデータを保管している。・日本国内でデータを保管している。(②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する自治体中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。(略)	事前	他の行政機関等が運営する システムの変更を受けて、当 該システムを使用する評価実 施機関が当該システムに係る 部分のみリスク対策の変更を 行う場合であり、特定個人情 報の漏えいその他の事態を発 生させるリスクを相当程度変 動させるものではないため、 重要な変更に当たらないもの の、事前に変更を行った。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月15日	I 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	(略) <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、自治体中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、自治体中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。 (略)	(略) く自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、連用を行う事業者及びクラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、障害やメンテナンス等によりディンス事業は、クラウドサービス事業が保有・管理する環境において、障害やメンテムのたがより、アービスのできないで、政府情報を消去及びか事業のでは、クラウドサービスのできないで、できなが理的のないでは、カラウドサービススをもいて、では、第三者の監査機関が定期のに発行するレポートにデータの暗号化調ま及のできないで、では、第三者の監査が関ができるに、発行するレポートにデータの暗号化調する。 ②中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及びいて、保存された情報が読み出しできないハード等を物理的破壊により完全に消去する。 (略)	事前	他の行政機関等が運営する システムの変更を受けて、当 該システムを使用する評価実 施機関が当該システムに係る 部分のみリスク対策の変更を 行う場合であり、特定個人情 報の漏えいその他の事態を発 生させるリスクを相当程度変 動させるものではないため、 重要な変更に当たらないもの の、事前に変更を行った。
令和7年8月15日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続リスク4 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	(略) <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①②(略) ③自治体中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、自治体中間サーバー・プラットフォーム事業方の業務は、自治体中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報にアクセスすることはできない。	(略) <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①②(略) ③自治体中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、自治体中間サーバー・プラットフォーム事業力水ームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報にアクセスすることはできない。	事前	他の行政機関等が運営するシステムの変更を受けて、当該システムを使用する評価実施機関が当該システムに係る部分のみリスク対策の変更を行う場合であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらないものの、事前に変更を行った。
令和7年8月15日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策6.情報提供ネットワークシステムとの接続リスク6 不適切な方法で提供されるリスクリスクに対する措置の内容	(略) <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①②(略) ③自治体中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	(略) <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①②(略) ③自治体中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。 (略)	事前	他の行政機関等が運営するシステムの変更を受けて、当該システムを使用する評価実施機関が当該システムに係る部分のみリスク対策の変更を行う場合であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらないものの、事前に変更を行った。
令和7年8月15日	テムとの接続 情報提供ネットワークシステム	(略) <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①~③(略) ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、自治体中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	(略) <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①~③(略) ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、自治体中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事前	他の行政機関等が運営するシステムの変更を受けて、当該システムを使用する評価実施機関が当該システムに係る部分のみリスク対策の変更を行う場合であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらないものの、事前に変更を行った。
令和7年8月15日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策	(略) <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①自治体中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退出者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 (略)	(略) <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 自治体中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者 が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 (略)	事前	他の行政機関等が運営するシステムの変更を受けて、当該システムを使用する評価実施機関が当該システムに係る部分のみリスク対策の変更を行う場合であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらないものの、事前に変更を行った。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月15日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策7. 特定個人情報の保管・消去。⑥技術的対策具体的な対策の内容	(略) <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①~③(略) (略)	(略) <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①~③(略) ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。(略)	事前	他の行政機関等が運営する システムの変更を受けて、当 該システムを使用する評価実 施機関が当該システムに係る 部分のみリスク対策の変更を 行う場合であり、特定個人情 報の漏えいその他の事態を発 生させるリスクを相当程度変 動させるものではないため、 重要な変更に当たらないもの の、事前に変更を行った。
令和7年8月15日	回 特定個人情報の収扱いフロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	放課後ルームで勤務する三季パート補助員(夏休み・冬休み・春休みのみ勤務)を募集するために経験者を対象に、冬休みの募集案内メールを送信(直近1年以内に勤務したことのある方116名。)。その際、116名の対象者のアドレスを本来「BCC」に入れるところを誤って「TO」に入力し、他の方のメールアドレスが表示される形でメールを送信してしまった。116名のうち6名はアドレスが変更されており、送信できなかった。	①当市と保育委託契約を締結し、私立保育園を運営している事業者のサーバがランサムウェア攻撃を受け、園児等329人の氏名・住所等の個人情報について、漏えいのおそれ及び毀損が発生した。 ②市民から精神障害者保健福祉手帳の交付申請を受けた際、市控として入力票の写しを1部印刷するべきところを2部印刷してしまい、そのうち1部をコピー機に取り残したことにより、他の事務手続を行っていた職員が無関係の事業者に対し、他の書類とともに誤って当該市控を交付してしまい、当該市民の氏名・手帳番号等の要配慮個人情報が漏えいした。	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない。
令和7年8月15日		・「TO」で送信しない。 ・送信メール作成時には、必ず新規作成で作成し、宛名はBccに直接入力又はエクセルデータからの貼付けにする。案内送付時の決裁処理において、メール送信画面も添付する。・新たに一斉送信の際のチェックリストを作成し、一斉送信前に必ず下書きに保存のうえ、メール作成者およびダブルチェック担当者の確認作業を行う。 ・課内で今回の件を共有し周知徹底を図る。	①当市保育運営課より市内の全保育所等(認可外保育施設も含む)に対して、注意喚起の通知文を発送した。また、国の事務対応ガイドに基づく個人情報の取扱いについての特記事項を記した誓約書等を事業者に求め、委託先の個人情報の管理体制についても確認することとした。 ②コピー機を使用した際は印刷されたコピーについて枚数と内容を確認するとともに、窓口で個人情報が記載された書類を交付する際は職員、相手方の双方で書類の内容等を確認し誤交付のないよう改めて徹底する。		その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない。
令和7年8月15日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	(略) <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、自治体中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 (略)	(略) <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、自治体中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 (略)	事前	他の行政機関等が運営するシステムの変更を受けて、当該システムを使用する評価実施機関が当該システムに係る部分のみリスク対策の変更を行う場合であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらないものの、事前に変更を行った。
令和7年8月15日	IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	(略) <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・自治体中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退出管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。(略)	(略) <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・自治体中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退出管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。(略)	事前	他の行政機関等が運営するシステムの変更を受けて、当該システムを使用する評価実施機関が当該システムに係る部分のみリスク対策の変更を行う場合であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらないものの、事前に変更を行った。

(別紙2 令和4年2月17日現在) 番号法第19条第8号の規定による特定個人情報の提供に係る提供先、法令上の根拠、提供先における用途及び提供する情報

No.	提供先	法令上の根拠 (番号法別表第 二の項番号)	提供先における用途 (番号法別表第二に掲げられている事務)	提供する情報(特定個人情報) (番号法別表第二に掲げられている特定個人情報)
1	厚生労働大 臣	1	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が 行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令 で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの
2	全国健康保険協会	2	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって 主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
3	健康保険組 合	3	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって 主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
4	厚生労働大 臣	4	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が 行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令 で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
5	全国健康保 険協会	6	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十 号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるもの とされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改 正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務で あって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
6	都道府県知 事	8	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
7	都道府県知 事	9	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関 する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
8	市町村長	11	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
9	都道府県知 事又は市町 村長	16	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関 する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
10	市町村長	18	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
11	都道府県知 事	20	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
12	都道府県知 事	23	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措 置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定め るもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
13	都道府県知 事等	26	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
14	市町村長	27	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律 に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務で あって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの

No.	提供先	法令上の根拠 (番号法別表第 二の項番号)	提供先における用途 (番号法別表第二に掲げられている事務)	提供する情報(特定個人情報) (番号法別表第二に掲げられている特定個人情報)
15	都道府県知 事	28	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律 に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務で あって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
16	厚生労働大 臣又は共済 組合等	29	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
17	公第六すな道又長生のでは、一十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	31	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
18	日本私立学 校振興·共 済事業団	34	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
19	厚生労働大 臣又は共済 組合等	35	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の 支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
20	文部科学大 臣又は都道 府県教育委 員会	37	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援 学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務で あって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
21	都道府県教 育委員会又 は市町村教 育委員会	38	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助 に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
22	国家公務員共済組合	39	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事 務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
23	国家公務員 共済組合連 合会	40	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
24	市町村長又 は国民健康 保険組合	42	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
25	厚生労働大 臣	48	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、 保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の 徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
26	市町村長	53	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
27	住良第定者道又長宅法二すで原本の場所である。	54	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しく は敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置 に関する事務であって主務省令で定めるもの	

No.	提供先	法令上の根拠 (番号法別表第 二の項番号)	提供先における用途 (番号法別表第二に掲げられている事務)	提供する情報(特定個人情報) (番号法別表第二に掲げられている特定個人情報)
28	都道府県知 事等	57	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
29	地方公務員 共済組合	58	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する 事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
30	地方公務員 共済組合取 は全国 村職員 組合連合会	59	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法 の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支 給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
31	市町村長	61	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務 省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
32	市町村長	62	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
33	都道府県知 事	63	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
34	都道府県知 事又は市町 村長	64	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で 現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の 供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
35	都道府県知 事等	65	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関 する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
36	厚生労働大 臣又は都道 府県知事	66	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童 扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定める もの	
37	都道府県知 事等	67	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
38	市町村長	70	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務 省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
39	厚生労働大 臣又は都道 府県知事	71	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及 び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金 の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの

No.	提供先	法令上の根拠 (番号法別表第 二の項番号)	提供先における用途 (番号法別表第二に掲げられている事務)	提供する情報(特定個人情報) (番号法別表第二に掲げられている特定個人情報)
40	市町村長 (児第十七条 第一頃の表 の下欄に含 がる者を含 む。)	74	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する 事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
41	後期高齢者 医療広域連 合	80	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務 省令で定めるもの	
42	厚生労働大 臣	84	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規 定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するもの とされた年金である保険給付の支給に関する事務であって 主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
43	特貸給関第二す宅びう知町定住のす十項るの管都事村優宅促る八に賃建理道又長良の進法条規貸設を府は賃供に律第定住及行県市	85 ග 2	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
44	都道府県知 事等	87	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって 主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
45	厚生労働大 臣	91	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
46	平律号十項る又年十第第定基成第附二に存は法二四一す金八八則条規続平律号十項る年十第第定組成第附八に指法二三二す合八八則条規定法二三二す合八八則条規定	92	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は 年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で 定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
47	市町村長	94	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施 又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定め るもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
48	都道府県知 事又は保健 所を設置す る市の長	97	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
49	厚生労働大 臣	101	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度 の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃 止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年 金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金で ある給付の支給に関する事務であって主務省令で定める もの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの

No.	提供先	法令上の根拠 (番号法別表第 二の項番号)	提供先における用途 (番号法別表第二に掲げられている事務)	提供する情報(特定個人情報) (番号法別表第二に掲げられている特定個人情報)
50	独立行政法 人農業者年 金基金	103	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
51	独立行政法 人日本学生 支援機構	106	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及 び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
52	厚生労働大 臣	107	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主 務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
53	都道府県知 事又は市町 村長	108	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため の法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事 業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
54	文部科学大 臣、都道府 県知事又は 都道府県 有委員会	113	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支 援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
55	厚生労働大 臣	114	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
56	平年十第第号 (115	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支 給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
57	市町村長	116	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
58	厚生労働大 臣	117	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で 定めるもの	
59	都道府県知 事	120	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療 費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの

No.	提供先	法令上の根拠 (番号法別表第 二の項番号)	提供先における用途 (番号法別表第二に掲げられている事務)	提供する情報(特定個人情報) (番号法別表第二に掲げられている特定個人情報)
60	公支速なめ口等法に特付実政等的給か実の座に律規定の施機給等つ施預の関第定公支す関付の確の貯登す十す的給るのの迅実た金録る条る給を行長	121	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯 金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給 を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務で あって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの

(別紙2 令和7年1月31日現在) 番号法第19条第8号に基づく主務省令の規定による特定個人情報の提供に係る提供先、法令上の根拠、提供先における用途及び提供する情報

No.	提供先	法令上の根拠 (番号法第19条 第8号に基づく 主務省令第2条 の表の項)	提供先における用途 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲 げられている事務)	提供する情報(特定個人情報) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表に掲げられている特定個人情報)
1	厚生労働大臣	1	健康保険法(大正十一年法律第七十号)第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うことされた健康保険法に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって次条で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの
2	全国健康保険協会	2	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
3	健康保険組合	3	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
//	総務大臣又は都道府県 知事	4	恩給法(対象十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。第6条において同じ。)による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって第六条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
5	厚生労働大臣	5	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣 が行うこととされた船員保険に関する事務であって第七 条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
6	全国健康保険協会	7	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号。以下この条及び第九条において「平成十九年法律第三十号」という。)附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第九条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
7	都道府県知事	11	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による 養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又 は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは 特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務で あって第十三条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
8	都道府県知事	13	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に 関する事務であって第十五条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
9	市町村長	15	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十七条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
	都道府県知事又は市町 村長	20	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に 関する事務であって第二十二条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
11	市町村長	28	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する 事務であって第三十条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
12	市町村長	37	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する 事務であって第三十九条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
13	都道府県知事	39	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院 措置又は費用の徴収に関する事務であって第四十一条 で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの

No.	提供先	法令上の根拠 (番号法第19条 第8号に基づく 主務省令第2条 の表の項)		提供する情報(特定個人情報) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表に掲げられている特定個人情報)
14	都道府県知事等	42		地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
15	市町村長	48	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
16	都道府県知事	49	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって第五十一条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
	公営住宅法(昭和二十 六年法律第百九十三 号)第二条第十六号に 規定する事業主体であ る都道府県知事又は市 町村長	53	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。第五十五条において同じ。)の管理に関する事務であって同条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
18	日本私立学校振興·共 済事業団	57	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である 給付の支給に関する事務であって第五十九条で定める もの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
19	厚生労働大臣又は共済 組合等	58	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金 の支給に関する事務であって第六十条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
20	文部科学大臣又は都道 府県教育委員会	59	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第六十一条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
21	都道府県教育委員会又 は市町村教育委員会	63	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって第六十五条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
22	国家公務員共済組合	65	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する 事務であって第六十七条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
23	国家公務員共済組合連 合会	66	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の 長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十 九号)による年金である給付の支給に関する事務であっ て第六十八条で定めるもの	
24	市町村長又は国民健康 保険組合	69		地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
25	厚生労働大臣	73	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第七十五条で定めるもの	
26	市町村長	75	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する 事務であって第七十七条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの

No.	提供先	法令上の根拠 (番号法第19条 第8号に基づく 主務省令第2条 の表の項)	提供先における用途 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲 げられている事務)	提供する情報(特定個人情報) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表に掲げられている特定個人情報)
27	住宅地区改良法(昭和 三十五年法律第八十四 号)第二条第二項に規 定する施行者である都 道府県知事又は市町村 長	76	住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に 規定する改良住宅をいう。第七十八条において同じ。) の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又 は収入超過者に対する措置に関する事務であって同条 で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
28	都道府県知事等	81	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事 務であって第八十三条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
29	地方公務員共済組合	83	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関 する事務であって第八十五条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
30	地方公務員共済組合又 は全国市町村職員共済 組合連合会	84	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合 法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第 百五十三号)による年金である給付の支給に関する事 務であって第八十六条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
31	市町村長	86	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による 福祉の措置に関する事務であって第八十八条で定める もの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
32	市町村長	87	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第 八十九条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
33	都道府県知事	88	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の 免除又は資金の貸付けに関する事務であって第九十条 で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
34	都道府県知事又は市町 村長	89		地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
35	都道府県知事等	90	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給 に関する事務であって第九十二条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
36	厚生労働大臣又は都道 府県知事	91	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児 童扶養手当の支給に関する事務であって第九十三条で 定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
37	都道府県知事等	92	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって第九十四条で定めるもの	
38	市町村長	96	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第 九十八条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
39	厚生労働大臣又は都道 府県知事	98	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定 及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給 付金の支給に関する事務であって第百条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
40	市町村長(児童手当法 第十七条第一項の表の 下欄に掲げる者を含 む。)	106	児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に 関する事務であって第百八条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの

No.	提供先	法令上の根拠 (番号法第19条 第8号に基づく 主務省令第2条 の表の項)	提供先における用途 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲 げられている事務)	提供する情報(特定個人情報) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表に掲げられている特定個人情報)
41	市町村長	108	災害用慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律 第八十二号)による災害用慰金若しくは災害障害見舞 金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務で あって第百十条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
42	後期高齢者医療広域連 合	115	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって 第百十七条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
43	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 (平成五年法律第五十二号)第十八条第二項 に規定する賃貸住宅の 建設及び管理を行う都 道府県知事又は市町村 長	124	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって第百二十六条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
44	都道府県知事等	125	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国 した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に 関する法律による支援給付の支給に関する事務であっ て第百二十七条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
45	厚生労働大臣	129	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。以下「平成八年法律第八十二号」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百三十一条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
46	平成八年法律第八十二 号附則第三十二条第二 項に規定する存続組合 又は平成八年法律第八 十二号附則第四十八条 第一項に規定する指定 基金	130	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又 は年金である給付の支給に関する事務であって第百三 十二条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
47	市町村長	132	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第百三十四条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
	都道府県知事又は保健 所を設置する市(特別区 を含む。)の長	137	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)による費用の負担 又は療養費の支給に関する事務であって第百三十九条 で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
49	厚生労働大臣	138	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百四十条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
50	独立行政法人農業者年 金基金	140	独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第百二十七号)による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年農業者年金改正法」という。)による改正前の農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号。第百四十二条において「平成十三年改正前農業者年金基金法」という。)若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第二十一号)による改正前の農業者年金基金法(第百四十二条において「平成二年改正前農業者年金基金法(第百四十二条において「平成二年改正前農業者年金基金法(第百四十二条において「平成二年改正前農業者年金基金法(第百四十二条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
51	独立行政法人日本学生 支援機構	141	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律 第九十四号)による学資の貸与及び支給に関する事務 であって第百四十三条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの

No.	提供先	法令上の根拠 (番号法第19条 第8号に基づく 主務省令第2条 の表の項)	提供先における用途 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲 げられている事務)	提供する情報(特定個人情報) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表に掲げられている特定個人情報)
52	厚生労働大臣	142	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する 法律による特別障害給付金の支給に関する事務であっ て第百四十四条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
	都道府県知事又は市町 村長	144	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する ための法律による自立支援給付の支給又は地域生活 支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で 定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
54	総務大臣	147	国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第一号)又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)による年金である給付の支給に関する事務であって第百四十九条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
55	文部科学大臣、都道府 県知事又は都道府県教 育委員会	151	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十 二年法律第十八号)による就学支援金の支給に関する 事務であって第百五十三条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
56	厚生労働大臣	152	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に 関する法律(平成二十三年法律第四十七号)による職 業訓練受講給付金の支給に関する事務であって第百五 十四条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
57	市町村長	155	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
58	厚生労働大臣	156	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金 生活者支援給付金の支給に関する事務であって第百五 十八条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
59	都道府県知事	158	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第百六十条で定める もの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
60	公的な実施の受ける。)) (の) は の で は の で は で が で が で が で が で が で が で が で が で が	160	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預 貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の 支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する 事務であって第百六十二条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
61	都道府県知事等	161	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知。以下「昭和二十九年社発第三百八十二号通知」という。)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって第百六十三条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの

No.	提供先	法令上の根拠 (番号法第19条 第8号に基づく 主務省令第2条 の表の項)	提供先における用途 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に掲 げられている事務)	提供する情報(特定個人情報) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表に掲げられている特定個人情報)
62	地域優良賃貸住宅制度 要綱(平成十九年三 百六十十号国力)第二十八十号国力)第二十八十号国力)第二地域 定規定に規定する地域 良賃貸住宅(公共本) で、第一型、 で、第一型、 で、第一型、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、	163	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住 宅の管理に関する事務であって第百六十五条で定める もの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
63	都道府県知事	164	「特定感染症検査等事業について」(平成十四年三月二十七日付け健発第〇三二七〇一二号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって第百六十六条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
64	都道府県知事	165	「感染症対策特別促進事業について」(平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三一〇〇一号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって第百六十七条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
65	都道府県知事	166	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成三十年六月二十七日付け健発〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって第百六十八条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
66	文部科学大臣	167	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援 事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成二十 六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校 等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百六 十九条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
67	都道府県知事又は都道 府県教育委員会	168	高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百七十条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
68	都道府県知事又は都道 府県教育委員会	169	高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第百七十一条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
69	都道府県知事又は都道 府県教育委員会	170	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第百七十二条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
70	文部科学大臣	171	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援 事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱 (令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高 等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であっ て第百七十三条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
71	都道府県知事又は都道 府県教育委員会	172	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第百七十四条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの
72	都道府県知事	173	「特定疾患治療研究事業について」(昭和四十八年四月 十七日付け衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長 通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定 疾患治療研究事業の実施に関する事務であって第百七 十五条で定めるもの	地方税関係情報であって番号法第19条第8号 に基づく主務省令で定めるもの

		人住民税ファイルに係る移転先 	②移転生における田冷	②秘記ナス桂却	④移転する情報の対象とな	⑤移転する情報の対象 ・なる木人の範囲	⑦時期・
項番	移転先	①法令上の根拠 	②移転先における用途 	③移転する情報	る本人の数	となる本人の範囲 6移転方法	頻度
1	国保年金課	・番号法第9条第2項 ・船橋市行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律に基づ く個人番号の利用に関する条例(平成27年船 橋市条例第55条。以下「船橋市番号利用条 例」という。)第3条第3項 ・番号法別表第二の42の項	番号法別表第二の42の項 国民健康保険法による保険給付の支給又は保 険料の徴収に関する事務であって主務省令で 定めるもの	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税の賦課資料 庁内連携システムがある対象者	日次
2	国保年金課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の80の項	番号法別表第二の80の項 高齢者の医療の確保に関する法律による後期 高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関 する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者 庁内連携システム	日次
3	国保年金課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表そ の2の9の項	船橋市番号利用条例別表その2の9の項 国民健康保険法による保険給付の支給又は保 険料の徴収に関する事務であって規則で定め るもの	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税の賦課資料 庁内連携システムがある対象者	日次
4	国保年金課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の48の項	番号法別表第二の48の項 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は 保険料その他徴収金の徴収に関する事務で あって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税の賦課資料 庁内連携システムがある対象者	日次
5	児童家庭課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の74の項	番号法別表第二の74の項 児童手当法による児童手当又は特例給付の支 給に関する事務であって主務省令で定めるも の	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税の賦課資料 庁内連携システムがある対象者	日次
6	児童家庭課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第2項及び別表そ の1の8の項	船橋市番号利用条例別表その1の8の項 子ども医療費の助成に関する事務であって規 則で定めるもの	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税の賦課資料 庁内連携システムがある対象者	日次
7	介護保険課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の94の項	番号法別表第二の94の項 介護保険法による保険給付の支給、地域支援 事業の実施又は保険料の徴収に関する事務で あって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税の賦課資料 庁内連携システムがある対象者	日次
8	介護保険課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表そ の2の16の項	船橋市番号利用条例別表その2の16の項 介護保険法による保険給付の支給、地域支援 事業の実施又は保険料の徴収に関する事務で あって規則で定めるもの	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税の賦課資料 庁内連携システムがある対象者	日次
9	健康づくり課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の18の項	番号法別表第二の18の項 予防接種法による給付の支給又は実費の徴収 に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	年次
10	児童家庭課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の57の項	番号法別表第二の57の項 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に 関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人以上10万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者 庁内連携システム	日次
11	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の20の項	番号法別表第二の20の項 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、 障害者支援施設等への入所等の措置又は費用 の徴収に関する事務であって主務省令で定め るもの	地方税関係情報	1万人以上10万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者 庁内連携システム	月次
12	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第2項及び別表そ の1の3の項	船橋市番号利用条例別表その1の3の項 重度心身障害者医療費の助成に関する事務で あって規則で定めるもの	地方税関係情報	1万人以上10万人未満	個人住民税の賦課資料 庁内連携システムがある対象者	月次
13	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表そ の2の5の項	船橋市番号利用条例別表その2の5の項 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、 障害者支援施設等への入所等の措置又は費用 の徴収に関する事務であって規則で定めるも の	地方税関係情報	1万人以上10万人未満	個人住民税の賦課資料 庁内連携システムがある対象者	月次
14	保育認定課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の116の項	番号法別表第二の116の項 子ども・子育て支援法による子どものための 教育・保育給付若しくは子育てのための施設 等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支 援事業の実施に関する事務であって主務省令 で定めるもの	地方税関係情報	1万人以上10万人未満	個人住民税の賦課資料 庁内連携システムがある対象者	月次

項番	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象とな る本人の数	⑤移転する情報の対象 となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・ 頻度
15	保育認定課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表そ の2の3の2の項	船橋市番号利用条例別表その2の3の2の項 児童福祉法による保育所における保育の実施 又は措置に関する事務であって規則で定める もの	地方税関係情報	1万人以上10万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	月次
16	生活支援課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の26の項	番号法別表第二の26の項 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で 定めるもの	地方税関係情報	1万人以上10万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	年次
17	地域保健課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の70の項	番号法別表第二の70の項 母子保健法による費用の徴収に関する事務で あって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人以上10万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	電子記録媒体	照会を受 けたら都 度
18	国保年金課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の107の項	番号法別表第二の107の項 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に 関する法律による特別障害給付金の支給に関 する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	日次
19	国保年金課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の117の項	番号法別表第二の117の項 年金生活者支援給付金の支給に関する法律に よる年金生活者支援給付金の支給に関する事 務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	日次
20	児童家庭課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の16の項	番号法別表第二の16の項 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の 徴収に関する事務であって主務省令で定める もの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	日次
21	児童家庭課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の63の項	番号法別表第二の63の項 母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未 済額の免除又は資金の貸付けに関する事務で あって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	日次
22	児童家庭課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の64の項	番号法別表第二の64の項 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者 のない者で現に児童を扶養しているもの又は 寡婦についての便宜の供与に関する事務で あって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	日次
23	児童家庭課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の65の項	番号法別表第二の65の項 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金 の支給に関する事務であって主務省令で定め るもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	日次
24	児童家庭課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第2項及び別表そ の1の2の項	船橋市番号利用条例別表その1の2の項 遺児手当の支給に関する事務であって規則で 定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	日次
25	児童家庭課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第2項及び別表そ の1の4の項	船橋市番号利用条例別表その1の4の項 母子家庭、父子家庭等高等学校等修学援助金 の助成に関する事務であって規則で定めるも の	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	日次
26	児童家庭課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第2項及び別表そ の1の7の項	船橋市番号利用条例別表その1の7の項 母子家庭、父子家庭等医療費の助成に関する 事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	日次
27	高齢者福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の61の項	番号法別表第二の61の項 老人福祉法による福祉の措置に関する事務で あって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	電子記録媒体	月次
28	高齢者福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の62の項	番号法別表第二の62の項 老人福祉法による費用の徴収に関する事務で あって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	電子記録媒体	月次
29	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の53の項	番号法別表第二の53の項 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、 障害者支援施設等への入所等の措置又は費用 の徴収に関する事務であって主務省令で定め るもの		1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	月次
30	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の66の項	番号法別表第二の66の項 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	月次
31	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の67の項	番号法別表第二の67の項 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	月次
32	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の108の項	番号法別表第二の108の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給 又は地域生活支援事業の実施に関する事務で あって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	月次

項番	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象とな る本人の数	⑤移転する情報の対象 となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・ 頻度
33	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第2項及び別表そ の1の6の項	船橋市番号利用条例別表その1の6の項 補装具利用者負担額補助金の交付に関する事 務であって規則で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	月次
34	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第2項及び別表そ の1の10の項	船橋市番号利用条例別表その1の10の項 グループホーム等の家賃の補助に関する事務 であって規則で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	月次
35	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表そ の2の10の項	船橋市番号利用条例別表その2の10の項 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に よる障害福祉サービス、障害者支援施設等へ の入所等の措置又は費用の徴収に関する事務 であって規則で定めるもの		1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	月次
36	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表そ の2の17の項	船橋市番号利用条例別表その2の17の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律による自立支援給付の支給 又は地域生活支援事業の実施に関する事務で あって規則で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	月次
37	職員課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の74の項	番号法別表第二の74の項 児童手当法による児童手当又は特例給付の支 給に関する事務であって主務省令で定めるも の	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	月次
38	生活支援課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の87の項	番号法別表第二の87の項 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事 務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	年次
39	生活支援課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第2項及び別表そ の1の1の項	船橋市番号利用条例別表その1の1の項 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措 置に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	年次
40	地域保健課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の9の項	番号法別表第二の9の項 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の 支給に関する事務であって主務省令で定める もの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	年次
41	保健総務課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の97の項	番号法別表第二の97の項 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療 に関する法律による費用の負担又は療養費の 支給に関する事務であって主務省令で定める もの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	年次
42	地域保健課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の120の項	番号法別表第二の120の項 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主 務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	年次
43	地域保健課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第2項及び別表そ の1の9の項	船橋市番号利用条例別表その1の9の項 小児指定疾病医療費の助成に関する事務で あって規則で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	年次
44	地域保健課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表そ の2の19の項	船橋市番号利用条例別表その2の19の項 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって規 則で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	年次
45	住宅政策課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の31の項	番号法別表第二の31の項 公営住宅法による公営住宅の管理に関する事 務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	年次
46	療育支援課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の11の項	番号法別表第二の11の項 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障 害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障 害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談 支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提 供に関する事務であって主務省令で定めるも の	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	照会を受 けたら都 度
47	療育支援課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表そ の2の3の項	船橋市番号利用条例別表その2の3の項 児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の 支給に関する事務であって規則で定めるもの		1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	照会を受 けたら都 度
48	地域保健課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の16の項	番号法別表第二の16の項 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の 徴収に関する事務であって主務省令で定める もの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	電子記録媒体	照会を受 けたら都 度
49	地域保健課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の108の項	番号法別表第二の108の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給 又は地域生活支援事業の実施に関する事務で あって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	電子記録媒体	照会を受 けたら都 度

項番	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途		④移転する情報の対象とな る本人の数	⑤移転する情報の対象 となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・ 頻度
50	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の11の項	番号法別表第二の11の項 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障 害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障 害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談 支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提 供に関する事務であって主務省令で定めるも の	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	月次
51	保育認定課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の16の項	番号法別表第二の16の項 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の 徴収に関する事務であって主務省令で定める ものの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	月次
52	地域保健課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表そ の2の14の2の項	船橋市番号利用条例別表その2の14の2の項 母子保健法による母子健康包括支援センター の事業の実施に関する事務であって規則で定 めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	照会を受けたら都 度
53	学務課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の116の項	番号法別表第二の116の項 子ども・子育て支援法による子どものための 教育・保育給付若しくは子育てのための施設 等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支 援事業の実施に関する事務であって主務省令 で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	日次

		人住民税ファイルに係る移転先	①秒前生/フェナントフ PYA	(1) 10 to 10	④移転する情報の対象とな	⑤移転する情報の対象 となる木人の範囲 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	⑦時期・
項番	移転先 	①法令上の根拠 	②移転先における用途 	③移転する情報 	る本人の数	となる本人の範囲 ⑥移転方法	頻度
1	国保年金課	・番号法第9条第2項 ・船橋市行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律に基づ く個人番号の利用に関する条例(平成27年船 橋市条例第55条。以下「船橋市番号利用条 例」という。)第3条第3項 ・番号法別表第二の42の項	番号法別表第二の42の項 国民健康保険法による保険給付の支給又は保 険料の徴収に関する事務であって主務省令で 定めるもの	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税の賦課資料 庁内連携システムがある対象者	日次
2	国保年金課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の80の項	番号法別表第二の80の項 高齢者の医療の確保に関する法律による後期 高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関 する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税の賦課資料 庁内連携システムがある対象者	日次
3	国保年金課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表そ の2の9の項	船橋市番号利用条例別表その2の9の項 国民健康保険法による保険給付の支給又は保 険料の徴収に関する事務であって規則で定め るもの	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税の賦課資料 庁内連携システムがある対象者	日次
4	国保年金課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の48の項	番号法別表第二の48の項 国民年金法による年金である給付若しくは一 時金の支給、保険料の納付に関する処分又は 保険料その他徴収金の徴収に関する事務で あって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税の賦課資料 庁内連携システムがある対象者	日次
5	子育て給付課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の74の項	番号法別表第二の74の項 児童手当法による児童手当又は特例給付の支 給に関する事務であって主務省令で定めるも の	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税の賦課資料 庁内連携システムがある対象者	日次
6	子育て給付課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第2項及び別表そ の1の8の項	船橋市番号利用条例別表その1の8の項 子ども医療費の助成に関する事務であって規 則で定めるもの	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者 庁内連携システム	日次
7	介護保険課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の94の項	番号法別表第二の94の項 介護保険法による保険給付の支給、地域支援 事業の実施又は保険料の徴収に関する事務で あって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税の賦課資料 庁内連携システムがある対象者	日次
8	介護保険課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表そ の2の16の項	船橋市番号利用条例別表その2の16の項 介護保険法による保険給付の支給、地域支援 事業の実施又は保険料の徴収に関する事務で あって規則で定めるもの	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税の賦課資料 庁内連携システムがある対象者	日次
9	健康づくり課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の18の項	番号法別表第二の18の項 予防接種法による給付の支給又は実費の徴収 に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税の賦課資料 庁内連携システムがある対象者	年次
10	子育て給付課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の57の項	番号法別表第二の57の項 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に 関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人以上10万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者 庁内連携システム	日次
11	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の20の項	番号法別表第二の20の項 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、 障害者支援施設等への入所等の措置又は費用 の徴収に関する事務であって主務省令で定め るもの	地方税関係情報	1万人以上10万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者 庁内連携システム	月次
12	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第2項及び別表そ の1の3の項	船橋市番号利用条例別表その1の3の項 重度心身障害者医療費の助成に関する事務で あって規則で定めるもの	地方税関係情報	1万人以上10万人未満	個人住民税の賦課資料 庁内連携システムがある対象者	月次
13	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表そ の2の5の項	船橋市番号利用条例別表その2の5の項 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、 障害者支援施設等への入所等の措置又は費用 の徴収に関する事務であって規則で定めるも の	地方税関係情報	1万人以上10万人未満	個人住民税の賦課資料 庁内連携システムがある対象者	月次
14	保育入園課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の116の項	番号法別表第二の116の項 子ども・子育て支援法による子どものための 教育・保育給付若しくは子育てのための施設 等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支 援事業の実施に関する事務であって主務省令 で定めるもの	地方税関係情報	1万人以上10万人未満	個人住民税の賦課資料 庁内連携システムがある対象者	月次

項番	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象とな る本人の数	⑤移転する情報の対象 となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期 · 頻度
15	保育入園課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表そ の2の3の2の項	船橋市番号利用条例別表その2の3の2の項 児童福祉法による保育所における保育の実施 又は措置に関する事務であって規則で定める もの	地方税関係情報	1万人以上10万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	月次
16	生活支援課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の26の項	番号法別表第二の26の項 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴 収金の徴収に関する事務であって主務省令で 定めるもの	地方税関係情報	1万人以上10万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	年次
17	地域保健課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の70の項	番号法別表第二の70の項 母子保健法による費用の徴収に関する事務で あって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人以上10万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	電子記録媒体	照会を受 けたら都 度
18	国保年金課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の107の項	番号法別表第二の107の項 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に 関する法律による特別障害給付金の支給に関 する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	日次
19	国保年金課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の117の項	番号法別表第二の117の項 年金生活者支援給付金の支給に関する法律に よる年金生活者支援給付金の支給に関する事 務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	日次
20	子育て給付課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の16の項	番号法別表第二の16の項 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の 徴収に関する事務であって主務省令で定める もの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	日次
21	こども家庭支援課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の63の項	番号法別表第二の63の項 母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未 済額の免除又は資金の貸付けに関する事務で あって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	日次
22	こども家庭支援課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の64の項	番号法別表第二の64の項 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者 のない者で現に児童を扶養しているもの又は 寡婦についての便宜の供与に関する事務で あって主務省令で定めるもの		1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	日次
23	こども家庭支援課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の65の項	番号法別表第二の65の項 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金 の支給に関する事務であって主務省令で定め るもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	日次
24	子育て給付課		船橋市番号利用条例別表その1の2の項 遺児手当の支給に関する事務であって規則で 定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	日次
25	子育て給付課	・番号法第9条第2項	船橋市番号利用条例別表その1の7の項 ひとり親家庭等医療費の助成に関する事務で あって規則で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	日次
26	高齢者福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の61の項	番号法別表第二の61の項 老人福祉法による福祉の措置に関する事務で あって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	電子記録媒体	月次
27	高齢者福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の62の項	番号法別表第二の62の項 老人福祉法による費用の徴収に関する事務で あって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	電子記録媒体	月次
28	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の53の項	番号法別表第二の53の項 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、 障害者支援施設等への入所等の措置又は費用 の徴収に関する事務であって主務省令で定め るもの		1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	月次
29	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の66の項	番号法別表第二の66の項 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務で あって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	月次
30	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の67の項	番号法別表第二の67の項 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	TN 十. 55 目1 亿 库 50	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	月次
31	障害福祉課	・番号法第9条第2項	番号法別表第二の108の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律による自立支援給付の支給 又は地域生活支援事業の実施に関する事務で あって主務省令で定めるもの		1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	月次

項番	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象とな る本人の数	⑤移転する情報の対象 となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・ 頻度
32	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第2項及び別表そ の1の6の項	船橋市番号利用条例別表その1の6の項 補装具利用者負担額補助金の交付に関する事 務であって規則で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	月次
33	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第2項及び別表そ の1の10の項	船橋市番号利用条例別表その1の10の項 グループホーム等の家賃の補助に関する事務 であって規則で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	月次
34	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表そ の2の10の項	船橋市番号利用条例別表その2の10の項 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に よる障害福祉サービス、障害者支援施設等へ の入所等の措置又は費用の徴収に関する事務 であって規則で定めるもの		1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	月次
35	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表そ の2の17の項	船橋市番号利用条例別表その2の17の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律による自立支援給付の支給 又は地域生活支援事業の実施に関する事務で あって規則で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	月次
36	職員課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の74の項	番号法別表第二の74の項 児童手当法による児童手当又は特例給付の支 給に関する事務であって主務省令で定めるも の	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	月次
37	生活支援課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の87の項	番号法別表第二の87の項 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事 務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	年次
38	生活支援課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第2項及び別表そ の1の1の項	船橋市番号利用条例別表その1の1の項 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措 置に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	年次
39	保健総務課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の9の項	番号法別表第二の9の項 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の 支給に関する事務であって主務省令で定める もの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	年次
40	保健総務課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の97の項	番号法別表第二の97の項 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療 に関する法律による費用の負担又は療養費の 支給に関する事務であって主務省令で定める もの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	年次
41	保健総務課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の120の項	番号法別表第二の120の項 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主 務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	年次
42	保健総務課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第2項及び別表そ の1の9の項	船橋市番号利用条例別表その1の9の項 小児指定疾病医療費の助成に関する事務で あって規則で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	年次
43	保健総務課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表そ の2の19の項	船橋市番号利用条例別表その2の19の項 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって規 則で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	年次
44	住宅政策課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の31の項	番号法別表第二の31の項 公営住宅法による公営住宅の管理に関する事 務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	年次
45	療育支援課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の11の項	番号法別表第二の11の項 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障 害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障 害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談 支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提 供に関する事務であって主務省令で定めるも の	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	照会を受けたら都 度
46	療育支援課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表そ の2の3の項	船橋市番号利用条例別表その2の3の項 児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の 支給に関する事務であって規則で定めるもの		1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	照会を受けたら都 度
47	地域保健課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の16の項	番号法別表第二の16の項 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の 徴収に関する事務であって主務省令で定める もの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	電子記録媒体	照会を受 けたら都 度
48	地域保健課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の108の項	番号法別表第二の108の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給 又は地域生活支援事業の実施に関する事務で あって主務省令で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	電子記録媒体	照会を受けたら都 度

項番	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途		④移転する情報の対象とな る本人の数	⑤移転する情報の対象 となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・ 頻度
49	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の11の項	番号法別表第二の11の項 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障 害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障 害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談 支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提 供に関する事務であって主務省令で定めるも の	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	月次
50	保育入園課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の16の項	番号法別表第二の16の項 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の 徴収に関する事務であって主務省令で定める ものの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	月次
51	地域保健課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表そ の2の14の2の項	船橋市番号利用条例別表その2の14の2の項 母子保健法による母子健康包括支援センター の事業の実施に関する事務であって規則で定 めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	照会を受 けたら都 度
52	学務課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法別表第二の116の項	番号法別表第二の116の項 子ども・子育て支援法による子どものための 教育・保育給付若しくは子育てのための施設 等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支 援事業の実施に関する事務であって主務省令 で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	日次

(別紙4 令和7年1月31日現在)個人住民税ファイルに係る移転先					
項番移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象とな る本人の数	⑤移転する情報の対象 となる本人の範囲	⑦時期・ 頻度
1 保健総務課	・番号法第9条第2項 ・船橋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年船橋市条例第55条。以下「船橋市番号利用条例」という。)第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13の項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の 支給に関する事務であって第十五条で定める	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者 庁内連携システム	年次
2 療育支援課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表15の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表15の項 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十七条で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 庁内連携システムがある対象者	照会を受けたら都 度
3 障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表15の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表15の項 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十七条で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者 庁内連携システム	月次
4 地域保健課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表20の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表20の項 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の 徴収に関する事務であって第二十二条で定め るもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 電子記録媒体	照会を受けたら都 度
5 子育て給付課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表20の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表20の項 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の 徴収に関する事務であって第二十二条で定め るもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者 庁内連携システム	日次
6 保育入園課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表20の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表20の項 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の 徴収に関する事務であって第二十二条で定め るもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者 庁内連携システム	月次
7健康づくり課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表28の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表28の項 予防接種法による給付の支給又は実費の徴収 に関する事務であって第三十条で定めるもの	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	年次
8 障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表37の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表37の項 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、 障害者支援施設等への入所等の措置又は費用 の徴収に関する事務であって第三十九条で定 めるもの	地方税関係情報	1万人以上10万人未満	個人住民税の賦課資料 庁内連携システム	月次
9 生活支援課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表42の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの	地方税関係情報	1万人以上10万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	年次
10 住宅政策課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表53の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表53の項 公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。第五十五条において同じ。)の管理に関する事務であって同条で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	年次
11 国保年金課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表69の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表69の項 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者 庁内連携システム	日次
12 国保年金課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表73の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表73の項 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第七十五条で定めるもの	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者 庁内連携システム	日次
13 障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表75の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表75の項 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、 障害者支援施設等への入所等の措置又は費用 の徴収に関する事務であって第七十七条で定 めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者 庁内連携システム	月次

項番	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象とな る本人の数	⑤移転する情報の対象 となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・ 頻度
14	子育て給付課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表81の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81の項 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三条で定めるもの	地方税関係情報	1万人以上10万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	日次
15	高齢者福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表86の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表86の項 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三 号)による福祉の措置に関する事務であって 第八十八条で定めるもの		1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	電子記録媒体	月次
16	高齢者福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表87の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表87の項 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの	地卡拉思核棒却	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	電子記録媒体	月次
17	こども家庭支援課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表88の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表88の項 母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって第九十条で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	日次
18	こども家庭支援課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表89の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表89の項 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって第九十一条で定めるもの	地士郑胆龙 桂却	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	日次
19	こども家庭支援課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表90の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表90の項 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第九十二条で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	日次
20	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表91の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表91の項 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第九十三条で定めるもの		1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	月次
21	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表92の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表92の項 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって第九十四条で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	月次
22	地域保健課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表96の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表96の項 母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第九十八条で定めるもの	地方税関係情報	1万人以上10万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	電子記録媒体	照会を受けたら都度
23	子育て給付課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表106の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106の項 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって第百八条で定めるもの	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	日次
24	職員課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表106の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106の項 児童手当法による児童手当又は特例給付の支 給に関する事務であって第百八条で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	月次
25	地域福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表108の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表108の項 災害弔慰金の支給等に災害弔慰金の支給等に 八年法律第八十二号)による災害弔慰金若し くは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金 の貸付けに関する事務であって第百十条で定 めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	照会を受 けたら都 度
26	国保年金課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表115の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表115の項 高齢者の医療の確保に関する法律による後期 高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関 する事務であって第百十七条で定めるもの	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	日次
27	生活支援課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表125の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表125の項 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支給に関する事務であって第百二十七条で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	年次
28	介護保険課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表132の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表132の項 介護保険法による保険給付の支給、地域支援 残事業の実施又は保険料の徴収に関する事務 であって第百三十四条で定めるもの	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	日次
29	健康危機対策課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表137の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表137の項 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第百三十九条で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	年次
30	国保年金課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表142の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表142の項 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって第百四十四条で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	日次

項番	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象とな る本人の数	⑤移転する情報の対象 となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・ 頻度
31	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表144の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給 又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	月次
32	地域保健課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表144の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給 又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	電子記録媒体	照会を受 けたら都 度
33	保育入園課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表155の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で定めるもの	地方税関係情報	1万人以上10万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	月次
34	学務課(市長部局補助執行)	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表155の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	日次
35	国保年金課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表156の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表156の項 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって第百五十八条で定めるもの	. 地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	日次
36	保健総務課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表158の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表158の項 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第百六十条で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	年次
37	子育て給付課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表160の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第百六十二条で定めるもの	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	日次
38	地域福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表160の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第百六十二条で定めるもの	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	照会を受けたら都 度
39	生活支援課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第3項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表161の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表161の項 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知。以下「昭和二十九年社発第三百八十二号通知」という。)に基づく外国人(日本の国籍を持しない者をいう。以下同じ。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって第百六十三条で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	年次
40	療育支援課		船橋市番号利用条例別表その2の3の項 児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の 支給に関する事務であって規則で定めるもの		1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	照会を受 けたら都 度
41	保育入園課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表そ の2の3の2の項	船橋市番号利用条例別表その2の3の2の項 児童福祉法による保育所における保育の実施 又は措置に関する事務であって規則で定める もの	地方税関係情報	1万人以上10万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	月次
42	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表そ の2の5の項	船橋市番号利用条例別表その2の5の項 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、 障害者支援施設等への入所等の措置又は費用 の徴収に関する事務であって規則で定めるも の		1万人以上10万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	月次
43	生活支援課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表そ の2の6の項	船橋市番号利用条例別表その2の6の項 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定め るもの	地方税関係情報	1万人以上10万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	年次
44	国保年金課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表そ の2の9の項	船橋市番号利用条例別表その2の9の項 国民健康保険法による保険給付の支給又は保 険料の徴収に関する事務であって規則で定め るもの	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	日次
45	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表そ の2の10の項	船橋市番号利用条例別表その2の10の項 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に よる障害福祉サービス、障害者支援施設等へ の入所等の措置又は費用の徴収に関する事務 であって規則で定めるもの		1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	月次
46	地域保健課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表そ の2の14の2の項	船橋市番号利用条例別表その2の14の2の項 母子保健法によるこども家庭センターの事業 の実施に関する事務であって規則で定めるも の	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	照会を受 けたら都 度
47	生活支援課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表そ の2の15の項	船橋市番号利用条例別表その2の15の項 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永 住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の 自立の支援に関する法律による支援給付又は 配偶者支援金の支給に関する事務であって規 則で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	年次

項番	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④移転する情報の対象とな る本人の数	⑤移転する情報の対象 となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・ 頻度
48	介護保険課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表そ の2の16の項	船橋市番号利用条例別表その2の16の項 介護保険法による保険給付の支給、地域支援 事業の実施又は保険料の徴収に関する事務で あって規則で定めるもの	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	日次
49	保健総務課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第4項及び別表そ の2の19の項	船橋市番号利用条例別表その2の19の項 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって規 則で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	年次
50	生活支援課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第2項及び別表そ の1の1の項	船橋市番号利用条例別表その1の1の項 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措 置に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	年次
51	子育て給付課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第2項及び別表そ の1の2の項	船橋市番号利用条例別表その1の2の項 遺児手当の支給に関する事務であって規則で 定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	日次
52	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第2項及び別表そ の1の3の項	船橋市番号利用条例別表その1の3の項 重度心身障害者医療費の助成に関する事務で あって規則で定めるもの	地方税関係情報	1万人以上10万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	月次
53	障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第2項及び別表そ の1の6の項	船橋市番号利用条例別表その1の6の項 補装具利用者負担額補助金の交付に関する事 務であって規則で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	月次
54	子育で給付課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第2項及び別表そ の1の7の項	船橋市番号利用条例別表その1の7の項 ひとり親家庭等医療費の助成に関する事務で あって規則で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	日次
55	子育て給付課		船橋市番号利用条例別表その1の8の項 子ども医療費の助成に関する事務であって規 則で定めるもの	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	日次
56	保健総務課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第2項及び別表そ の1の9の項	船橋市番号利用条例別表その1の9の項 小児指定疾病医療費の助成に関する事務で あって規則で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	年次
57	["] 障害福祉課	・番号法第9条第2項 ・船橋市番号利用条例第3条第2項及び別表そ の1の10の項	船橋市番号利用条例別表その1の10の項 グループホーム等の家賃の補助に関する事務 であって規則で定めるもの	地方税関係情報	1万人未満	個人住民税の賦課資料 がある対象者	庁内連携システム	月次